

# 平成 30 年度 東京都入札監視委員会

## 第 2 回 第一監視部会

- 日時：平成 30 年 6 月 6 日（水） 午後 1 時 30 分から
- 会場：東京都庁第一本庁舎 北側 4 階 第二入札室

### ○ 次 第

- 1 開会
- 2 出席者及び定足数の確認
- 3 議事進行の説明
- 4 資料の説明
- 5 審議対象事案の説明
- 6 審議
  - (1) 野川大沢調節池工事(その 1)
  - (2) 警視庁神田警察署庁舎(29)改築工事
  - (3) 東京都 23 区以外（島部除く）交通信号機応急工事（年間単価契約）
  - (4) バス停留所上屋新設等単価請負工事
  - (5) 松沢病院（29）本館 1 階アルコール依存症外来改修工事
  - (6) 台東区上野四、七丁目付近再構築工事
  - (7) 平成 29 年度辰巳排水機場(再整備)ポンプ設備製作据付工事
- 7 閉会

## 平成 30 年度東京都入札監視委員会 第 2 回第一監視部会

### 出席者

#### 部会構成員

(五十音順・敬称略)

部会長	工学院大学建築学部建築学科教授	遠藤和義
委員	弁護士	森岡誠
委員	弁護士	若林美奈子

#### 都側職員

財務局 経理部長	初宿和夫
財務局 契約調整担当部長	五十嵐律
財務局 経理部 契約調整担当課長	吉川健太郎
財務局 経理部 契約調整技術担当課長	岡村忠祐
財務局 経理部 電子調達担当課長	荒山英之
財務局 経理部 契約第一課長	小出真志
財務局 経理部 契約第二課長	永島勝明
財務局 経理部 検収課長	三浦大助

#### 説明局

建設局 河川部 改修課長	吉原信貴
建設局 総務部 用度課長	大野貴史

警視庁 総務部 用度課 課長代理（契約調整担当） 小林 双美子

警視庁 総務部 用度課 課長代理（契約実施担当） 神林 秀年

警視庁 総務部 施設課 課長代理（建築担当） 大蔵 広明

警視庁 交通部 交通管制課 課長代理（信号機計画担当） 清田 徹

交通局 自動車部 事業改善担当課長 野澤 正幸

交通局 資産運用部 契約課長 笹森 竜太郎

病院経営本部 松沢病院 庶務課長 山室 剛二

病院経営本部 サービス推進部 事業支援課長 廣瀬 肇

下水道局 経理部 契約課長 中野 雄一郎

下水道局 建設部 設計調整課長 武藤 真

下水道局 第一基幹施設再構築事務所 設計課長 西山 達也

港湾局 港湾整備部 整備調整担当課長 杉山 晃一

港湾局 港湾整備部 施設建設課長 佐藤 伸一

港湾局 総務部 財務課長 湯地 敏史

平成 30 年度 東京都入札監視委員会  
第 2 回 第一監視部会 資料一覧

- 1 平成 30 年度東京都入札監視委員会第 2 回第一監視部会定例審議対象事案の抽出について (資料 1)
  
- 2 審議
  - 議案 1 (工事件名)  
野川大沢調節池工事(その 1) (議案 1)
  - 議案 2 (工事件名)  
警視庁神田警察署庁舎(29)改築工事 (議案 2)
  - 議案 3 (工事件名)  
東京都 23 区以外(島部除く)交通信号機応急工事(年間単価契約) (議案 3)
  - 議案 4 (工事件名)  
バス停留所上屋新設等単価請負工事 (議案 4)
  - 議案 5 (工事件名)  
松沢病院(29)本館 1 階アルコール依存症外来改修工事 (議案 5)
  - 議案 6 (工事件名)  
台東区上野四、七丁目付近再構築工事 (議案 6)
  - 議案 7 (工事件名)  
平成 29 年度辰巳排水機場(再整備)ポンプ設備製作据付工事 (議案 7)

# 平成30年度東京都入札監視委員会 第2回第一監視部会 定例審議対象事案の抽出について

## 1 定例審議

(1) 根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第1号、東京都入札監視委員会運営要領第二

(2) 審議対象事案 平成29年度の4月1日から6月30日までに契約した工事案件

(3) 事案抽出方針 平成30年3月29日開催の東京都入札監視委員会において決定されたとおり

ア 高額・高落札率事案

イ 1者入札事案

ウ 低入札価格調査事案

エ 同一事業者による長期継続受注事案

オ 社会的注目事案

## 2 審議対象事案

上記1により、次の7事案を審議対象とする。

議案	抽出方針	契約局	事業執行局	契約番号	入札方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	予定価格 (千円)	当初 契約金額 (千円)	最終 契約金額 (千円)	落札率	希望者数	指名者数	応札者数	契約の相手方	総合 評価	低入 調査 実施	
1	高額・高落札事案	財務局	建設局	28-00908	一般競争入札	土木	一般土木工事	野川大沢調節池工事(その1)	平成29年6月7日	平成30年8月31日	1,475,292	1,339,200	1,319,295	90.77	9	9	8	戸田・林建設共同企業体	○		
2	高額・高落札事案	財務局	警視庁	28-00892	一般競争入札	建築	建築工事	警視庁神田警察署庁舎(29)改築工事	平成29年6月7日	平成32年5月29日	5,260,291	4,835,160	4,877,409	91.91	2	2	1	鎌高・TSUCHIYA・東建設共同企業体			
3	同一事業者による長期継続受注事案	警視庁	警視庁	28-01902	随意契約	設備	陸上信号機	東京都23区以外(島部除く)交通信号機応急工事(年間単価契約)	平成29年4月1日	平成30年3月31日	[発注限度額]280,411	280,411	—	(非公表)	3	10	2	交通システム電機株式会社			
4	同一事業者による長期継続受注事案	交通局	交通局	28-18026	随意契約	建築	鉄鋼加工	バス停留所上屋新設等単価請負工事	平成29年4月1日	平成30年3月31日	(非公表)	404,526	—	—	(非公表)	1	1	1	ヤハギ工業株式会社		
5	1者入札の事案	病院経営本部	病院経営本部	29-00151	希望指名競争入札	建築	建築工事	松沢病院(29)本館1階アルコール依存症外来改修工事	平成29年6月2日	平成29年10月31日	25,719	24,072	24,946	93.59	9	10	1	株式会社脳本建設			
6	1者入札の事案	下水道局	下水道局	29-01027	一般競争入札	土木	下水道施設工事	台東区上野四、七丁目付近再構築工事	平成29年6月30日	平成31年10月15日	1,124,064	1,124,064	—	100.00	2	2	1	大盛・翁与建設共同企業体(特)			
7	低入札価格調査を行った事案	財務局	港湾局	28-00862	一般競争入札	設備	ポンプ据付け	平成29年度辰巳排水機場(再整備)ポンプ設備製作据付工事	平成29年6月7日	平成32年3月10日	3,505,898	2,613,060	—	74.53	13	13	11	株式会社日立製作所	○		

## 東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開 催 日	平成30年 6 月 6 日（水）	議 案 番 号	1
所 管 部 署	東京都建設局		
施 工 業 種	一般土木工事	等 級	A
件 名	野川大沢調節池工事（その1）		
場 所	東京都三鷹市大沢五丁目地内から同市大沢六丁目地内まで		
概 要	別紙のとおり		
工 期	契約確定の日から平成30年 8 月31日まで		
契 約 者	戸田・林建設共同企業体		
契 約 金 額	契約時：1,339,200,000円 変更後：1,319,295,600円（第1回）		

契 約 方 式	一般競争入札（技術実績評価型総合評価方式）
応 募（指 名）者	別紙「一般競争入札参加資格確認委員会議案」のとおり（全9者）
入札参加（指名）者	別紙「入札経過調書」のとおり（全9者）
入札経過（結果）	別紙「入札経過調書」のとおり（全9者 応札者8者、辞退1者）
施 工 状 況	施工中

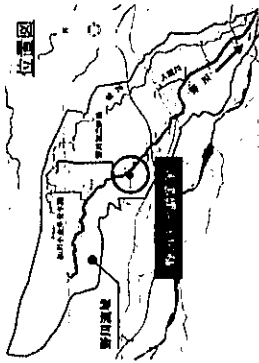
## （ 備 考 ）

## ○添付資料

- 1 工事概要（案内図含む）
- 2 工事発注予定表及び入札参加条件
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書
- 4 一般競争入札参加資格確認委員会 議案
- 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書
- 6 入札経過調書
- 7 工事請負契約書（表紙）
- 8 契約内容変更決定通知書及び承諾書
- 9 東京都技術実績評価型総合評価方式試行要綱
- 10 建設局技術実績評価型総合評価方式試行実施要領
- 11 東京都技術実績評価型総合評価方式（試行）公表事項
- 12 東京都技術実績評価型総合評価方式落札者決定基準

# 野川大沢調節池工事 (その1)

## 1. 整備方針



○野川大沢調節池の整備方式  
 供用中の壱式調節池の治水機能を確保しながら  
 の掘り下げによる規模拡大  
 1時間あたり50mmの降雨から65mmの降雨へ  
 整備水準を引き上げたことによる調節池の規模拡大

現状	計画
貯留容量	9万m <sup>3</sup> ⇒ 15万8千m <sup>3</sup> (6万8千m <sup>3</sup> 増)
貯留面積	3万8千m <sup>2</sup> ⇒ 変更なし
調節池形式	壱式 ⇒ 変更なし
排水方式	自然排水 ⇒ 自然排水+ポンプ排水



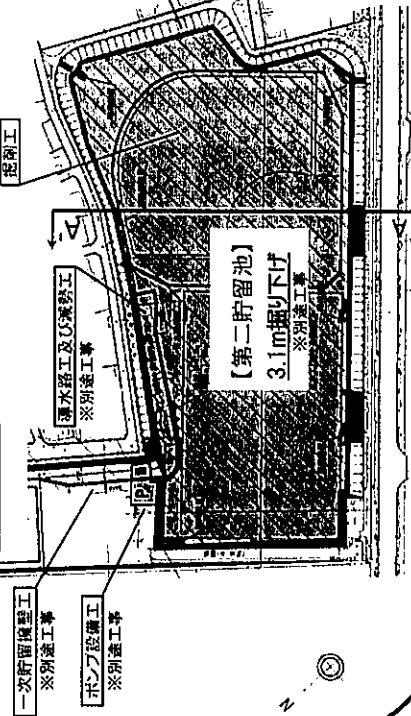
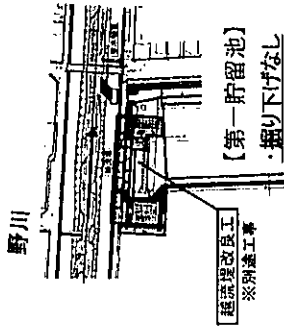
## 2. 整備内容

大沢調節池航空写真

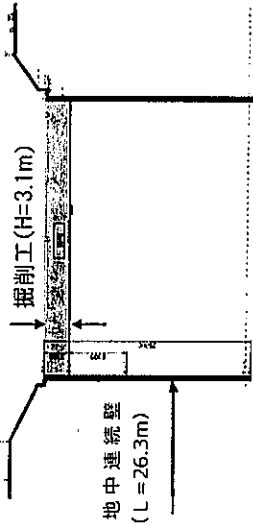


平成29・30年度 その1工事  
 ・地中連続壁工  
 延長709m、最大深度26.3m  
 ・仮設構台工

平面図



断面図 (本体部) A-A'

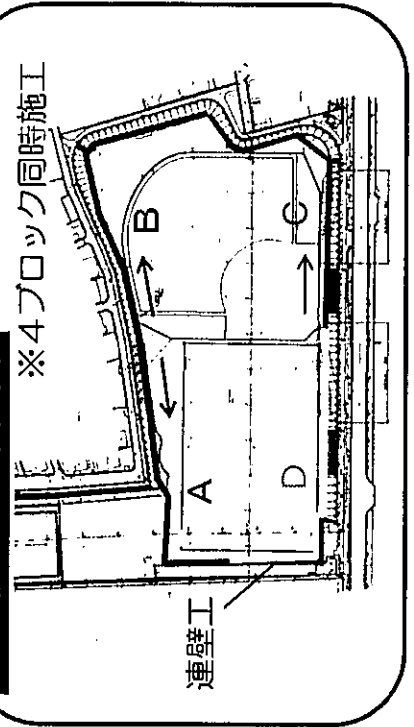


※業種  
 一般土木工事  
 ※工事箇所  
 東京都三橋市大沢五丁目地内から  
 同市大沢六丁目地内まで  
 ※工事規模  
 ○遊水工  
 ○仮設工  
 ○仮設構台工  
 ○仮設設置撤去工  
 ○遊水工 709m  
 2箇所  
 仮設構台工 1式  
 假鉄設置撤去工 1式  
 ※工期  
 契約確定の日から平成30年8月31日

## 3. 「その1工事」工程表

事項	平成29年												平成30年			
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
基礎工																
仮設構台設置工																
TRD施工機導入・設置																
フラット掘削工																
250mm厚既工 (A)																
250mm厚既工 (B)																
250mm厚既工 (C)																
250mm厚既工 (D)																
仮設改修設置工																
フラット掘削工																
仮設構台撤去工																
排水ポンプ																

## 4. 連続壁工 平面図



# 発注予定表

項目	項目内容		
契約番号	28-00908		
業種	業種	0600:一般土木工事	
	希望受付業種 1	0600:一般土木工事	
	希望受付業種 2		
	希望受付業種 3		
件名	【電子】野川大沢調節池工事(その1)		
履行場所	東京都三鷹市大沢五丁目地内から同市大沢六丁目地内まで		
概要	別紙「発注予定表 概要」のとおり		
履行期間	契約確定の日から平成30年 8月31日まで		
契約方法	一般競争入札(技術実績評価型総合評価方式)		
予定価格 (税込)	1,466,236,080円 /		
発注等級	A		
受付等級	A JV		
その他	契約後VE対象、建設リサイクル法対象、ISO9001執行工事		
入札説明会 開催日時			
入札説明会 開催場所			
公報登載日			
開札予定日時	平成29年 4月 7日 9時30分		
希望申請期間	平成29年 3月10日 9時00分から平成29年 3月16日 16時00分まで		
希望申請場所	東京都電子調達システムの「電子入札」により資格確認申請すること。		
希望申請要件 1	添付ファイル「入札公告兼入札説明書」のとおり		
希望申請要件 2			
希望申請要件 3			
希望申請要件 4			
希望申請要件 5			
希望申請要件 6			
希望備考	受付時間は、平成29年 3月10日(金)から同月16日(木)までの土曜日を除く毎日、午前8時から午後9時まで(ただし、初日は午前9時から、また、最終日は午後4時まで)		
担当局部課	財務局経理部契約第一課		
担当者	土木担当		
連絡先	03-5388-2624 / 内線番号: 26-165		
発注予定備考	別紙「発注予定表 発注予定備考」のとおり		



発注予定表 概要

1	<del>遮水工</del> <del>地中連続壁工</del> 700m
2	<del>仮設工</del> <del>仮設板路工</del> 2ヶ所
3	<del>仮設工</del> <del>仮設構台工</del> 一式、 <del>敷鉄板設置撤去工</del> 一式

## 発注予定表 発注予定備考

- 本件は技術実績評価型総合評価方式(試行)案件であるため、添付ファイル「東京都技術実績評価型総合評価方式(試行)公表事項」(以下「公表事項」という。)をよく参照の上、申し込むこと。
- 公表事項に定める「過去の工事成績評定」申告書(様式1)については、電子調達システムに必要事項を入力すること(ファイル添付は不要)。
- 最低制限価格は新基準(平成28年6月1日改正)で算定し、予定価格の7/10以上で設定する。詳細は別添「最低制限価格及び調査基準価格の算定基準の改正について」のとおり。
- 予定価格は「平成28年2月から適用する公共工事設計労務単価」を適用している。今後、「平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価」等を適用し、予定価格を修正する場合がある。その場合は、「一般競争入札参加資格確認結果通知書」に修正後の予定価格を記載する。
- 本件は「契約手続期間の短縮について(試行)」の対象案件である。資格確認通知時には原則図面、積算内訳書等を添付しないため、公表時のものを使用すること。
- 本件は労働条件等に関する特別調査の対象案件である。調査対象工事に選定された場合は調査へ協力すること。詳細は別添「『低入札価格調査対象工事に関する特別調査』の対象拡大について」のとおり。
- 下請契約を締結する時は、法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めること。また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めること。(受注者の責務について(公共工事の品質確保の促進に関する法律第8条))
- 資格確認通知⇒平成29年3月21日の予定
- 起工部署 建設局

入札公告兼入札説明書

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年3月3日

東京都知事 小池百合子

1 競争入札に付する事項

(1) 業種 一般土木工事

(2) 工事件名 野川大沢調節池工事(その1)

(3) 工事場所 三鷹市大沢五丁目地内から同市大沢六丁目地内まで

(4) 工事概要

ア 遮水工

地中連続壁工 709m

イ 仮設工

仮設坂路工 2か所

ウ 仮設工

仮設構台工 一式、敷鉄板設置撤去工 一式

(5) 工期 契約確定の日から平成30年8月31日まで

(6) 予定価格 1,466,256,080円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

この予定価格は、「平成28年2月から適用する公共工事設計労務単価」を適用したものであり、今後、これを修正する場合がある。

(7) 本案件は電子入札対象案件であるので、入札に係る手続は東京都電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)により行うこと。電子入札の運用は、東京都が定めた東京都電子入札等運用基準(建設工事等)(平成17年2月1日付16財経一第2768号)による。

(8) この工事は、東京都技術実績評価型総合評価方式の

試行対象工事である。詳細については、東京都技術実績評価型総合評価方式(試行)公表事項「工事件名：野川大沢調節池工事(その1)」(以下「公表事項」という。)による。

- (9) 本案件は、最低制限価格制度の対象案件である。
- (10) この工事は、契約締結後に施工方法等についてVE提案を受け付ける契約後VEの対象工事である。
- (11) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であり、IS09-001試行工事(東京都と受注者とが契約後合意した場合のみ実施)である。
- (12) この工事は、あらかじめ専任を要しない期日を明示する工事であり、配置予定技術者は契約確定まで他の工事に従事でき、契約確定から平成29年7月2日までの期間については、主任技術者又は監理技術者(以下「技術者等」という。)の工事現場への専任を要しない。ただし、その期間内に現場事務所の設置、資機材の搬入、準備工事又は仮設工事等、現場施工に着手した場合は、技術者等は工事現場へ専任しなければならない。
- (13) この工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第8条に基づき、受注者の責務が定められた工事である。この工事の施工に当たり下請契約を締結するときは、法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めなけ

なければならない。

また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の(1)から(4)までの全ての事項に該当し、かつ、3により事前にこの入札に参加する資格があることの確認を受けた者がこの入札に参加することができる。

なお、この入札公告兼入札説明書において「中小企業者」とは中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に定める中小企業者を、「大企業者」とは中小企業者以外の者をいう。

- (1) 2者による建設共同企業体であること。
- (2) 建設共同企業体の出資割合が、第1順位の構成員については70パーセントを下回らないこと。
- (3) 建設共同企業体の構成員が、次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号。以下「指名停止等取扱要綱」という。)に基づく指名停止期間中の者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始の申立てをしたとき又は手形若しくは小切手が不渡りになったとき(以下「経営不振の状態」とい

う。)等、ただし、東京都が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。

エ/ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「暴力団等対策措置要綱」という。)第5条第1項の規定による排除措置期間中の者

オ/ この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者(東京都建設工事等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に当たる者)

(4) 建設共同企業体の構成員が、次のアからエまでの要件を満たすこと。ただし、建設共同企業体の構成員が、入札書提出までの間に、(3)のアからオまでのいずれかの事項に該当した場合は、当該建設共同企業体の入札参加資格を取り消す。

ア/ 平成27・28年度東京都建設工事等競争入札参加有資格者で、業種06の一般土木工事(以下「一般土木工事」という。)に格付されていること。

また、平成29・30年度東京都建設工事等競争入札参加資格申請における一般土木工事への登録が完了している者(ただし、一般土木工事に最高完成工事経歴を登録している者に限る。)であること。

イ/ 建設共同企業体の第1順位の構成員が、次の(7)から(9)までの要件を満たすこと。

(7) 一般土木工事の格付がA等級の大企業者であり、かつ、4億8,900万円以上の官公庁契約件実績(元請として国、地方公共団体、公団又は公社が発注した一般土木工事において平成21年4

月1日から平成29年3月16日までの期間内に完成させたもののうち、一件の請負金額が最高である工事をいう。以下同じ。)又は9億7,800万円以上の民間契約一件実績(元請として民間が発注した一般土木工事において平成21年4月1日から平成29年3月16日までの期間内に完成させたものうち、一件の請負金額が最高である工事をいう。以下同じ。)を有する者であること。

(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 建設共同企業体の代表者又は単体の元請として受注した地中連続壁工において、施工深度(代表値)18.4mを満たす工事を、平成19年3月1日から平成29年3月16日までの期間内に完成した施工実績を有すること。

ウ 建設共同企業体の第2順位の構成員が、次の(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 東京都内に本店を有する中小企業者であり、かつ、第1順位の構成員よりも下位の者であること。

(イ) 一般土木工事において1億4,700万円以上の官公庁契約一件実績又は2億9,400万円以上の民間契約一件実績を有する者であること。

なお、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合については、建設共同企業体の第2順位の構成員になることができる。

エ 建設共同企業体の構成員となる者が、この入札に参加する他の建設共同企業体の構成員でないこ

と。

なお、建設共同企業体の構成員となる事業協同組合及びその組合員は、当該建設共同企業体において重複して構成員となることはできず、また、この入札に参加する他の建設共同企業体の構成員となることはできない。

### 3 競争入札参加資格確認申請

- (1) この入札に参加を申請する者は、2(4)イ(ウ)の施工実績について、東京都北多摩南部建設事務所工事第二課設計担当(府中市緑町一丁目27番1号 担当岡田 電話 042-330-1846(ダイヤルイン))の確認を受けた後、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の備考欄に確認日を記載し、これを電子調達システムにより提出して、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

なお、東京都北多摩南部建設事務所工事第二課設計担当における施工実績の確認に当たっては、次の書類を提出し、又は提示すること。

ア 施工実績が一般財団法人日本建設情報総合センターが構築した工事実績情報システム(以下「コリンズ」という。)に登録されている工事の場合は、当該工事に関するしゅん工時工事カルテ受領書又はしゅん工登録の登録内容確認書(コリンズへの登録により発行されたもの)の写しを提出すること。

イ 施工実績の全部又は一部がコリンズに登録されていない工事の場合は、当該工事の契約書原本及



び契約設計図書等を持参して提示すること。

- (2) 申請書を提出する際は、原則として次の必要書類をファイル化して申請書送信時に添付することとし、これにより難しい場合は(3)イのとおり紙により提出すること。

なお、内容に虚偽の記載があった場合は、指名停止等取扱要綱別表の5の虚偽記載に該当し、指名停止措置等の対象となる。

ア 次の(ア)を画面印刷したもの及び(イ)に押印したものを、開札後に落札候補者の積算内訳書を確認する際に提出すること。

(ア) 建設工事共同請負入札参加資格審査申込書、建設共同企業体協定書及び委任状を電子調達システムにより提出すること。

(イ) 必要な場合は、委任状(復代理人用)又は使用印鑑届を作成しておくこと。

イ 第1順位の構成員は、ウの必要書類とは別に「建設業許可証明書」の写し又は「建設業の許可について(通知)」(直近で、かつ、申請日時時点で有効なもの)の写し

ウ 建設共同企業体の各構成員は、次の書類を提出すること。

(ア) 東京都以外の団体による指名停止履歴一覧表(別紙1)

(イ) 東京都発注工事の履行状況一覧表(別紙2)

(ウ) 公正取引委員会立入検査状況一覧表(別紙3)

(エ) 工事事務履歴一覧表(別紙4)

(オ) 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項

審査の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(直近で、かつ、申請日時点で有効なもの)の写し

(カ) 配置予定技術者については、次のとおりとする。

a 配置予定技術者として監理技術者を配置する場合は「監理技術者資格者証」の両面の写し及び過去5年以内に監理技術者講習を修了したことが分かる書類の写しを、主任技術者を配置する場合は雇用を確認できる書類の写し及び工事業種に対応する資格証の写し又は実務経験に係る書類を提出すること。

b 配置予定技術者については、本契約締結前まで変更することができる。詳細については、東京都技術実績評価型総合評価方式(試行)配置予定技術者に関する注意事項による。

c 配置予定技術者は、申請書提出日において、雇用の期間が3か月以上あること。

なお、配置予定技術者を変更する場合においても同様とする。

d 配置予定技術者は、営業所の専任技術者でないこと。

e 本案件は、主任技術者の兼務をすることができる。主任技術者の兼務を希望する場合は、別添「専任を必要とする主任技術者の兼務について」に従い、確認印押印前の「専任を必要とする主任技術者の兼務申請書」を申請書提出時に添付ファイルにより提出することと

し、一般競争入札参加資格確認結果通知後から本契約締結時までの間においては次の工事主管部署における確認印押印済みの兼務申請書を郵送(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)により速やかに提出すること。

本案件の工事主管部署

東京都北多摩南部建設事務所工事第二課

府中市緑町一丁目27番1号

電話 042-330-1846(ダイヤルイン)

- (キ) 官公庁契約一件実績又は民間契約一件実績を記載した最高完成工事経歴書(様式第2号)(以下「経歴書」という。)

経歴書に記載した工事が、平成27・28年度東京都建設工事等競争入札参加資格の一般土木工事の申請において、最高完成工事経歴として登録してあるものと異なる場合には、次の書類を提出し、又は提示すること。

a 経歴書に記載した工事が、コリンズに登録されている場合は、当該工事に関するしゅん工時工事カルテ受領書又はしゅん工登録の登録内容確認書(コリンズへの登録により発行されたもの)の写しを提出すること。

b 経歴書に記載した工事が、コリンズに登録されていない場合は、当該工事の契約書原本及び契約設計図書等を持参して提示すること。

- (3) 申請書及び必要書類(以下「申請書等」という。)

は、次のとおり受け付ける。

ア 申請書等は、平成29年3月10日(金)から同月16

日(木)までの土曜日を除く毎日、午前8時から午後9時まで(ただし、初日は午前9時から、また、最終日は午後4時まで)、電子調達システムにより受け付ける。

イ 申請書提出時に添付できなかった必要書類は、原則として郵送(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)により次のとおり受け付ける。

(ア) 期間 平成29年3月10日(金)から同月16日(木)まで

(イ) 宛先 〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都財務局経理部契約第一課 担当 河野

(ウ) 提出に当たっては、第1順位の構成員が全構成員分を取りまとめて一括して提出すること。

ウ (2)ウ(キ)において契約書原本及び契約設計図書等を提示する場合には、次により提示すること。

(ア) 期間 平成29年3月14日(火)から同月16日(木)までの毎日、午後1時30分から午後4時まで

(イ) 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎15階南側 東京都財務局経理部契約第一課 担当 河野 電話 03-5388-2624 (ダイヤルイン)

(4) 経歴書、委任状(復代理人用)、使用印鑑届及び別紙1から別紙4までの用紙は、次のとおり配布する。

ア 期間 公告の日から平成29年3月16日(木)までの東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1項に規定する東京都の休日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 場所 (3)ウ(イ)に同じ。

ウ イで配布するほか電子調達システムの入札情報サービスに掲載する。

(5) 確認の結果は、(3)アの期間に申請をした者に対して、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

なお、この入札に参加する資格がないとされた者については、同通知書にその理由を付記する。

#### 4 契約条項等に関する事項

(1) 契約条項を次のとおり縦覧に供する。

ア 期間 3(4)アに同じ。

イ 場所 3(3)ウ(イ)に同じ。

(2) 設計概要書を次のとおり縦覧に供する。

ア 期間 3(4)アに同じ。

イ 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎5階中央 東京都建設局総務部用度課 担当 銅島 電話 03-5320-5242(ダイヤルイン)

(3) 3(5)の通知によりこの入札に参加する資格があると確認された者については、一般競争入札参加資格確認通知日から平成29年4月7日(金)までの間、図面及び仕様書を貸与する。

#### 5 入札手続等

(1) 入札書の提出及び入札期間 入札書の提出は、3(5)の通知を受けた日から平成29年4月6日(木)までの土曜日を除く毎日、午前8時から午後9時まで(ただし、最終日は午後4時まで)に電子調達システムにより行うこと。

なお、平成29年3月31日(金)については、電子調

達システムのシステム停止により入札書の提出ができないため留意すること。

(2) 開札の日時・場所

ア 日時 平成29年4月7日(金) 午前9時30分

イ 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁  
第一本庁舎北側4階 第2入札室

(3) 入札に際しては、東京都が定めた[電子入札用]工事請負等競争入札等参加者心得(その2)(平成17年2月1日付16財経一第2771号。以下「入札心得」という。)の内容をよく確認すること。

(4) 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもつて入札し、公表事項に定める総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者で、積算内訳書の記載内容の確認を受けた者を落札者とする。

(5) 次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札について不正の行為があったとき。

イ 虚偽の申請を行った者のした入札

ウ 積算内訳書をあらかじめ作成していない者又は東京都が提出を求めた際提出しない者のした入札

エ その他、入札心得に違反したとき。

(6) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 入札に参加する資格があると確認された者は、その見積もった金額の100分の3以上の入札保証金を入札前までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイの場合については、入札保証金の納付を

免除する。

ア 入札に参加する者が、保険会社との間に東京都を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札前にその保険契約に係る保険証券を東京都に提出したとき。

イ 3(5)の通知書において、入札保証金の納付を要しないものとされたとき。

(8) 入札書には、自己の見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載する。落札決定は、この金額に100分の8に相当する金額を加算した金額(この金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)により行う。

(9) 開札は、入札者を立ち会わせて行う。入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない東京都職員を立ち会わせる。

(10) 入札において落札者とされた者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次のアからウまでのいずれかの場合については、契約保証金の納付を免除する。

ア 落札者とされた者が、保険会社との間に東京都を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、契約締結前にその保険契約に係る保険証券を東京都に提出したとき。

イ 落札者とされた者が、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社との間に、東京都を被保証者とする保証契約を締結し、契約締結前にその保証

契約に係る保証証書を東京都に提出したとき。

ウ 3 (5)の通知書において、契約保証金の納付を要しないものとされたとき。

(11) 平成29年度予算が平成29年第一回東京都議会定例会で可決された後に、本案件の開札を執行する。

(12) 落札者決定後、落札者と仮契約を締結し、この契約議案が平成29年第二回東京都議会定例会で可決された後に本契約を締結する。

(13) 落札者又はその構成員が、仮契約締結後、本契約締結までの間に指名停止等取扱要綱別表各号に掲げる取扱要件の一に該当する場合又は暴力団等対策措置要綱第5条第1項の規定による排除措置を受けたときは、締結した仮契約を解除することがある。

(14) 前払金は、東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号。以下「規則」という。)第44条第1項の規定により、40パーセント(3億6千万円を限度とする。)を支払う。

なお、規則第44条の3第1項の規定により中間前金払を行う場合は、20パーセント(1億8千万円を限度とする。)を支払う。

(15) この入札における競争入札参加資格の確認その他の手続に関しては、東京都入札監視委員会運営要領(平成14年3月19日付13財経総第1719号)により、契約事務担当者(連絡先:東京都財務局経理部契約第一課 電話 03-5388-2621(ダイヤルイン))に対して苦情を申し立てることができる。

## 6 その他

(1) 入札公告兼入札説明書に定めた書類の作成等に要



する費用は、申請する者の負担とする。

また、申請のために提出された書類は返却しない。

(2) この契約事務の担当部署 3(3)ウ(イ)に同じ。

第1回 入札経過調書

		公印照合	押印	文書番号	28財経一第3607号	
				契約番号	28-00908	
				開札日時	平成29年04月07日 09時30分	
				開札場所	都庁第一本庁舎北側4階 第二入札室	
				予定価格	1,475,292,960円	
件名	野川大沢調節池工事(その1)					
落札者	戸田・林建設共同企業体				落札金額	90.7%
住所	東京都中央区京橋一丁目7番1号				金額	1,339,200,000円
	入札者氏名	入札金額	価格点	技術点	評価値	備考
1	戸田・林建設共同企業体	1,240,000,000円	29.9413	24.3000	54.2413	
2	前田・富士土木建設共同企業体	1,240,000,000円	29.9413	24.0000	53.9413	
3	鉄建・新日本建設共同企業体	1,236,470,000円	30.0000	23.0000	53.0000	
4	鹿島・泉建設共同企業体	1,236,700,000円	29.9961	22.9000	52.8961	
5	鴻池・成友建設共同企業体	1,239,800,000円	29.9446	22.4000	52.3446	
6	飛島・三栄建設共同企業体	1,260,000,000円	27.3310	14.9000	42.2310	
7	西武・飯田土木建設共同企業体	1,229,500,000円				最低制限価格を下回る入札をしたため落札者としなかった
8	アイサワ・眞生建設共同企業体	1,234,400,000円				最低制限価格を下回る入札をしたため落札者としなかった
9	大成・巴山建設共同企業体	辞退				
記事	履行場所 東京都三鷹市大沢五丁目地内から同市大沢六丁目地内まで 工事概要 1 遮水工 地中連続壁工 709m 2 仮設工 仮設坂路工 2か所 3 仮設工 仮設橋台工 一式、敷鉄板設置撤去工 一式 工期 契約確定の日から平成30年8月31日まで 価格点及び評価値は、入札金額を本案公表事項に基づき換算した点数を、小数点第四位までで表示している(ただし、小数点以下第五位以降の桁で評価値を判定した場合には、判定した桁までで表示している。)。					

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。  
 落札金額は、入札金額に記載してある金額に100分の8に相当する金額を加算したものである(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)

## 契約内容変更決定通知書

29 財経一 第 3319 号  
平成 30 年 2 月 26 日

建設局長 殿

財 務 局 長  
( 公 印 省 略 )

件 名	野川大沢調節池工事(その1)		
履 行 場 所	東京都三鷹市大沢五丁目地内から同市大沢六丁目地内まで		
契約年月日	平成29年 6月 7日	文 書 番 号	28-00908
契約の相手方	戸田・林建設共同企業体 代表者 戸田建設株式会社		
契約金額	既 定	変 更	増 △ 減
	1,339,200,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 99,200,000 円)	1,319,295,600 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 97,725,600 円)	△ 19,904,400 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 △ 1,474,400 円)
履 行 期 限	既 定	変 更	増 △ 減
	契約確定の日から 平成30年8月31日 まで	-----	-----
前 払 金	既 定	変 更	増 △ 減
	360,000,000 円	-----	-----
中間前払金	既 定	変 更	増 △ 減
	----- 円	-----	-----
備 考			

## 東京都技術実績評価型総合評価方式試行要綱

平成 23 年 1 月 4 日 22 財経総第 1676 号

### (趣旨)

**第 1 条** この要綱は、東京都が発注する建設工事において、品質確保を図るため、入札の際に、工事価格及び施工実績等の技術的能力を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「技術実績評価型総合評価方式」という。）を試行するに当たり、基本的事項を定めるものとする。

### (定義)

**第 2 条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者等 東京都契約事務規則（昭和 39 年東京都規則第 125 号。以下「規則」という。第 7 条の「契約担当者等」をいう。
- (2) 一級技術者 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条第 2 号イに該当する者をいう。
- (3) 二級技術者 建設業法第 27 条第 1 項の規定による技術検定若しくはその他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第 7 条第 2 号ハに該当することとなるものに合格した者又はその他の法令に規定する免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって、一級技術者以外の者をいう。
- (4) その他の技術者 建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は同法第 15 条第 2 号ハに該当する者で、一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。
- (5) コリンズ 一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システムをいう。
- (6) 工事成績評定通知書の総評定点 東京都工事成績評定要綱（平成 14 年 3 月 26 日付 13 財管技第 167 号）第 12 条の規定に基づく、過去の工事成績評定通知書の総評定点をいう。
- (7) 基準日 各四半期の初日（4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。

### (試行対象工事)

**第 3 条** 技術実績評価型総合評価方式の試行対象工事は、予定価格が、建築工事にあつては 3 億 5 千万円以上、土木工事にあつては 2 億 5 千万円以上、設備工事にあつては 1 億 2 千万円以上の工事案件から選定する。ただし、特定調達契約（規則第 54 条第 5 号の「特定調達契約」をいう。）による契約を除くものとする。

2 工事を主管する局等の長（以下「工事主管局長」という。）は、具体的な試行対象工事を決定し、契約担当者等に通知する。

### (試行実施要領)

**第 4 条** 工事主管局長は、技術実績評価型総合評価方式の試行に当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を内容とする試行実施要領を、技術審査委員会が実施する第 8 条第 2 項に規定する調査及び審議を経て、契約担当者等及び財務局経理部長と協議の上、定めるものとする。

- (1) 前条第 2 項に規定する試行対象工事の決定に係る方針

(2) 第14条第3項及び同条第5項に規定する技術点を評価する項目(以下「技術点の評価項目」という。)の選択に係る方針

なお、試行実施要領を定めようとするときは、第9条の規定に基づき、あらかじめ学識経験を有する2人以上の者から意見を聴取しなければならない。

(公表に当たり工事主管局長が定める事項)

**第5条** 工事主管局長は、技術実績評価型総合評価方式を試行しようとする場合は、次に掲げる事項について、契約担当者等と協議の上、あらかじめ定めるものとする。

- (1) 工事件名、工事場所及び工事概要
- (2) 提出資料の様式及び提出方法
- (3) 価格点の評価方法
- (4) 技術点の評価項目及び評価方法
- (5) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (6) 資料の提出後は、原則として資料に記載された内容の変更を認めないこと。
- (7) 資料に記載された配置予定技術者は、原則として変更できないこと。ただし、第11条の規定による資料の提出後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に、配置予定技術者の変更の申し出があった場合で、申し出のあった配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計が当初の配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計以上であることを確認できたときはこの限りでない。
- (8) 一般競争入札による場合、詳細は入札説明書によること。
- (9) その他必要と認める事項

(入札公告)

**第6条** 技術実績評価型総合評価方式を試行しようとする場合の入札公告においては、前条及び技術実績評価型総合評価方式の対象工事であることを明示するものとする。

(発注予定工事の事前公表において示す事項)

**第7条** 技術実績評価型総合評価方式を試行しようとする場合の発注予定工事の事前公表においては、第5条に掲げる事項のうち第8号を除いたもの及び技術実績評価型総合評価方式の対象工事であることを公表事項として明示するものとする。

(技術審査委員会)

**第8条** 工事主管局長は、技術実績評価型総合評価方式における試行実施要領の策定に当たって、技術審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置するものとする。

- 2 審査委員会は、試行実施要領の策定に当たっての調査及び審議を所掌するものとする。
- 3 審査委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 4 審査委員会は、委員長が招集する。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

**第9条** 試行実施要領及び落札者決定基準を定めようとするとき工事主管局長は、あらかじめ学識経験を有する2人以上の者から、次の内容についての意見を聴取しなければならない。

- (1) 試行実施要領及び落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

(2) 落札者を決定しようとするとき改めて学識経験を有する者からの意見聴取を行う必要の有無

2 前項第2号において、必要があるとの意見が述べられた場合には、落札者（あらかじめ予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みをした者のうち、価格その他の条件が東京都にとって最も有利な者）を決定しようとするときは、学識経験を有する2人以上の者から、その決定についての意見を聴取しなければならない。

(技術実績評価型総合評価方式における入札方式)

**第10条** 技術実績評価型総合評価方式の入札は、予定価格に応じて、一般競争入札又は指名競争入札によるものとする。

また、指名競争入札のうち共同企業体に発注する場合であっても、あらかじめ自主的に結成された共同企業体に競争入札参加希望申込みを行わせる方式により行うものとする。

(競争入札参加申込に当たっての資料の提出)

**第11条** 当該競争入札の参加資格確認を申込み者又は当該競争入札に参加を希望する者（以下「競争入札参加希望者」という。）は、入札公告又は発注予定工事の事前公表に基づき、当該競争入札の参加資格確認申込み又は当該競争入札の参加希望申込み（以下「競争入札参加申込み」という。）と併せて、第14条第3項に規定する技術点の評価項目ごとの評価点を示す資料を提出するものとする。

(指名選定及び競争入札参加資格の確認等)

**第12条** 指名競争入札における指名業者の選定に当たっては、東京都工事請負指名競争入札参加者指名基準（平成6年9月30日付6財経総第754号。以下「指名基準」という。）により指名すること。ただし、本試行要綱を適用する案件に限っては、原則として指名基準第5及び第8を適用せず、次のとおりとする。

なお、指名基準第7（5）については、(1)により指名を行う際に適用する。

(1) 指名基準第5については、「契約担当者等は、第4の1の定めにかかわらず、当該等級の直近上位又は直近下位の等級に属する者のうちから指名することができる。」と読み替える。

(2) 指名基準第8については、「当該競争入札に参加を希望する者で、この基準による指名が可能な者を指名するものとする。」と読み替える。

2 契約担当者等は、第17条第3項に規定する「工事成績評価点」に係る資料を確認した上で、競争入札参加資格の確認又は指名業者の選定を行うものとする。

3 競争入札参加資格の確認又は指名業者の選定に当たっては、第17条第3項に規定する「工事成績評価点」の算定の基となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満でない者を対象とする。

(資料の送付)

**第13条** 契約担当者等は、「工事成績評価点」に係る資料及び「工事成績評価点」以外の技術点に係る資料（以下「全ての技術点に係る資料」という。）を工事主管局長に送付するものとする。

(総合評価の方法)

第14条 技術実績評価型総合評価方式の評価は、価格点と技術点とを合計した評価値による。

2 価格点の評価は、次のとおりとする。

価格点 = (式①) × 0.13 + (式②) × 0.87)

式① (上限は30点とする。)

$$30 \times \left[ \frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{最低入札価格}} + \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

・最低入札価格について、基準値\*を下回る場合は、基準値とする。

(※) 基準値 = 直接工事費 × 75% + 共通仮設費 × 70% + 現場管理費 × 70% + 一般管理費等 × 30% + ガス工事費 + 発生材売却費等

・最低入札価格について、最低制限価格制度適用案件においては、最低制限価格未満の入札を除き、最も低い金額とする。

・最低入札価格と予定価格が同額の場合は、30点とする。

式② (上限は30点とする。)

$$30 \times \left[ \frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{調査基準値}} + \frac{\text{調査基準値}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

・調査基準値は、調査基準価格又は最低制限価格を、有効数字3桁として、端数処理したものとする(4桁目は切り上げる)。

3 技術点の評価は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」から算定するものとし、技術点の評価項目並びに技術点の評価項目ごとの評価点及び満点は、別表1のとおりとする。ただし、「企業の信頼性・社会性」における環境への配慮実績、雇用・就業への配慮実績、仕事と家庭の両立支援配慮実績又は女性の活躍推進の実績については、評価項目ごとに実績を有していても合計で0.5点を上限とする。

また、技術点の上限は30点とする。

なお、技術点は、第5条第7号の規定により、配置予定技術者が変更となった場合についても、競争入札参加申込み時に申請した配置予定技術者の点数で評価する。

4 「企業の技術力」は、別表1に掲げる6つの評価項目とし、評価はそれらの評価点の合計によるものとする。ただし、第17条第2項第7号及び同条第6項第7号の規定により同種工事及び類似工事を指定しない工事については、「企業の実績点」及び「配置予定技術者の実績点」を評価項目としない。

5 「企業の信頼性・社会性」は、別表1に掲げる評価項目とし、「事故及び不誠実な行為の有無」、「環境への配慮実績」、「雇用・就業への配慮実績」、「仕事と家庭の両立支援配慮実績」、「女性活躍推進の実績」及び別表1の備考欄に示す選択対象の評価項目(以下「選択対象項目」という。)のうち工事主管局長が選択し定める2つの評価項目とする。評価は、それらの評価点の合計によるものとする。

6 別表1に掲げる選択対象項目について、建築工事及び設備工事においては、「地域における実績」、「災害協定等の締結の有無」、「ISO9001又は14001の認証取得の有無」及び「地域内における本店又は営業所の所在の有無」とし、土木工事においては、「地域における実績」、「災害協定等の締結の有無」、「単価契約工事又は緊急施行工事の実績」、「ISO9001又は14001の認証取得の有無」及び「地域内における本店又は営業所の所在の有無」とする。

(技術点の評価)

第15条 工事主管局長は、契約担当者等から全ての技術点に係る資料の送付を受けたときは、速やかに技術点の審査を行うものとする。

2 技術点の評価は、入札公告又は発注予定工事の事前公表において示した評価方法により、工事主管局長が決定するものとする。

(落札者の決定方法)

第16条 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、第14条第1項の評価値の最も高いものを落札者とする。

2 前項の評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(「企業の技術力」の評価方法)

第17条 「企業の技術力」の評価は、以下の項で規定する評価点の合計によるものとする。

2 「企業の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「企業の実績点」は2点満点とし、競争入札参加希望者のうち、当該競争入札の参加資格確認の通知を受けた者又は当該競争入札の参加者として指名を受けた者（以下「競争入札参加者」という。）が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、同種工事の実績を1件以上有する場合に2点、類似工事の実績を1件以上有する場合に1点、それ以外の場合に0点とする。

(2) 前号の同種工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものとし、起工時に指定する。

(3) 第1号の類似工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを、起工時に指定する。

(4) 「企業の実績点」は、コリンズに登録されたデータから算定する。

(5) 第1号の実績は、単体又は共同企業体の代表者（乙型建設共同企業体の場合は担当工事の代表者）としての実績とする。

(6) 当該発注工事が共同企業体を対象としている場合は、前号を踏まえた上で構成員のいずれかの実績を対象とする。

(7) 同種工事及び類似工事の指定が困難な建築工事、設備工事の改修工事等の場合は、第1号の同種工事及び類似工事を指定しない。

3 「工事成績評価点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「工事成績評価点」の算定は、工事成績評定通知書の総評定点の平均に応じて、別表2のとおりとする。

(2) 工事成績評定通知書の総評定点の平均は、競争入札参加希望者が、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数第2位以下は切り捨てる。3件に満たない場合は、当該工事件数のみを対象とする。工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は工事成績評定点の低いものを優先する。

また、工事成績評定通知書の総評定点が60点未満のものは、当該総評定点を0点として算定するものとする。



- (3) 工事成績評定通知書は、東京都の発注工事（公営企業局含む。以下同じ。）のみを対象とする。
  - (4) 「工事成績評価点」の算定の対象工事は、原則として、東京都建設工事等競争入札参加資格の業種区分で当該発注工事と同一の業種とする。  
なお、当該発注工事と異なる業種を対象とする場合は、起工時に指定するものとする。
  - (5) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、共同企業体としての「工事成績評価点」は、第1号に基づき算定される構成員ごとの工事成績評価点全てについて、構成員ごとの出資割合で加重平均することにより算定するものとする。
- 4 「企業の優良工事表彰の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「企業の優良工事表彰の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、優良工事として表彰された実績を1件以上有する場合に2点、それ以外の場合に0点とする。
  - (2) 優良工事として表彰された実績は、東京都の発注工事において、工事を優良な成績で完成させたとして、工事主管局長等から賞状等の書状を贈呈された実績を対象とする。
  - (3) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 5 「配置予定技術者の資格点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「配置予定技術者の資格点」は3点満点とし、配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法上の業種について、一級技術者の場合に3点、二級技術者の場合に2点、その他の技術者の場合に1点とする。  
なお、複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。
  - (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者が保有する資格を対象とする。
- 6 「配置予定技術者の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「配置予定技術者の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、同種工事の実績1件について、監理技術者として関わった場合に3点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に1点、それ以外の場合に0点、類似工事の実績1件について、監理技術者として関わった場合に1.5点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に0.5点、それ以外の場合に0点とする。  
なお、実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、いずれか一つの職務についてのみ評価する。
  - (2) 前号の同種工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものとし、起工時に指定する。
  - (3) 第1号の類似工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを、起工時に指定する。
  - (4) 「配置予定技術者の実績点」は、コリンズに登録されたデータから算定する。
  - (5) 実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、どちらか1つの職務についてのみ評価する。
  - (6) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。
  - (7) 同種工事及び類似工事の指定が困難な建築工事、設備工事の改修工事等の場合は、第1号の同種工事及び類似工事を指定しない。

- 7 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として関わった工事の実績1件について、工事成績評定通知書の総評定点が80点以上の場合に3点、工事成績評定通知書の総評定点が75点以上80点未満の場合に2点、それ以外の場合に0点とする。
  - (2) 工事成績評定通知書は、東京都の発注工事のみを対象とする。
  - (3) 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は、第1号の工事におけるコリンズに登録されたデータ及び工事成績評定通知書から算定する。
  - (4) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。

(「企業の信頼性・社会性」の評価方法)

第18条 「企業の信頼性・社会性」の評価は、以下の項で規定する評価点の合計によるものとする。

- 2 「事故及び不誠実な行為の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
  - (1) 「事故及び不誠実な行為の実績点」は、競争入札参加者が、基準日の3年前の日から起算して3年の間に、東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止を受けている場合に-3点とする。
  - (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。
- 3 「地域における実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
  - (1) 「地域における実績点」は1点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事のうち、当該発注工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った工事で、工事成績評定通知書の総評定点が65点以上の実績を1件以上有する場合に1点、それ以外の場合に0点とする。
  - (2) 工事成績評定通知書は、東京都の発注工事のみを対象とする。
  - (3) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。
- 4 「災害協定締結の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
  - (1) 「災害協定締結の実績点」は1点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が競争入札参加申込みの時点で、東京都と災害時における防災活動について定めた災害協定を1件以上締結している場合に1点、それ以外の場合に0点とする。
  - (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。
- 5 「単価契約工事又は緊急施行工事の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
  - (1) 「単価契約工事又は緊急施行工事の実績点」は1点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に、施設維持に係る単価契約工事又は災害時における緊急施行工事を完了した実績を1件以上有する場合に1点、それ以外の場合に0点とする。
  - (2) 施設維持に係る単価契約工事又は災害時における緊急施行工事は、東京都の発注工事のみを対象とする。
  - (3) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。
- 6 「IS9001又は14001の認証取得の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

- (1) 「ISO9001 又は 14001 の認証取得の実績点」は 1 点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が競争入札参加申込みの時点で、ISO (国際標準化機構) 9000 シリーズの 9001 又は ISO14000 シリーズの 14001 を認証取得している場合に 1 点、それ以外の場合に 0 点とする。
  - (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。
- 7 「地域内における本店又は営業所所在の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「地域内における本店又は営業所所在の実績点」は 1 点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者の「都と契約する本店又は営業所」の所在地が、当該発注工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村の場合 (いずれの区市町村も都内に限る。) に 1 点、それ以外の場合に 0 点とする。
  - (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。
- 8 「環境への配慮の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「環境への配慮の実績点」は 0.5 点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の 5 年前の日が属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年の間に、東京都が定めたとうきょう森づくり貢献認証制度の森林整備サポート認定、二酸化炭素オフセット認証、<sup>じゅうきょう</sup>竹器による二酸化炭素固定量認証又は建築物による二酸化炭素固定量認証に認定された実績を 1 件以上有する場合に 0.5 点、それ以外の場合に 0 点とする。
  - (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 9 「障害者雇用の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「障害者雇用の実績点」は 0.5 点満点とし、障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和 35 年 7 月 25 日法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。) 第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加者が、競争入札参加申込期間の末日の直近に公共職業安定所宛提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率が法定雇用率を上回る場合に 0.5 点、それ以外の場合に 0 点とする。
  - (2) 前号に規定するほか、障害者雇用促進法第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、第 8 号に規定する常用労働者のうち 1 週間の所定労働時間が 30 時間以上の障害者を 1 名以上雇用している場合は 0.5 点、それ以外の場合は 0 点とする。
  - (3) 前 2 号に規定するほか、障害者雇用促進法第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、第 7 号に規定する短時間労働者のうち第 5 号に規定する重度身体障害者又は重度知的障害者を 1 名以上雇用している場合 0.5 点、それ以外の場合は 0 点とする。
  - (4) 前 3 号に規定するほか、障害者雇用促進法第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、第 7 号に規定する短時間労働者のうち第 5 号に規定する身体障害者、知的障害者又は精神障害者を 2 名以上雇用している場合は 0.5 点、それ以外の場合は 0 点とする。
  - (5) 第 2 号の障害者とは、障害者雇用促進法第 2 条の「身体障害者」「重度身体障害者」「知的障害者」「重度知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。
  - (6) 第 2 号から第 4 号までの加対象となる障害者は、競争入札参加申込日から起算して過去 3 か月以上雇用されている労働者に限るものとする。
  - (7) 短時間労働者とは、次の者をいう。

- ① 1週間の所定労働時間が、競争入札参加者の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、20時間以上30時間未満である者
- ② ①に該当する者のうち、次号に規定する常用労働者である者
- (8) 常用労働者とは、次のいずれかの者をいう。
  - ① 期間の定めなく雇用されている労働者
  - ② 一定の期間（例えば1か月、6か月等）を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者
- (9) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 10 「東京ワークライフバランス認定企業」の実績点は、次に掲げるとおり算定するものとする。
  - (1) 「東京ワークライフバランス認定企業」の実績点は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京ワークライフバランス認定制度の長時間労働削減取組部門、休暇取得促進部門、仕事と育児の両立推進部門、仕事と介護の両立推進部門、多様な勤務形態導入部門又は職場における女性の活躍促進部門に認定された実績を1件以上有する場合に0.5点、それ以外の場合に0点とする。
  - (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 11 「女性活躍推進の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
  - (1) 「女性活躍推進の実績点」は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京都女性活躍推進大賞の大賞又は優秀賞を受賞した実績を1件以上有する場合に0.5点、それ以外の場合に0点とする。
  - (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 12 前4項に規定する実績点について、複数の実績に該当する場合は、いずれか一つの実績のみ評価する。

(資料説明会)

第19条 資料説明会は開催しない。

(その他)

第20条 この要綱の実施に関し必要な事項は、工事主管局長が定めるものとする。

附 則 (平成23年1月4日 22財経総第1676号)

この要綱は、平成23年1月4日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日 22財経総第2333号)

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月25日 25財経総第190号)

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月7日 25財経総第2288号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 18 日 27 財経総第 2227 号）  
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

	評価項目	評価点	満点(点)		業種別の設定*			備考
					建築 工事	土木 工事	設備 工事	
企業の技術力	企業の同種工事等の実績	企業の実績点	2	19	◎			
	過去の工事成績評定	工事成績評定点	15		◎			
	企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点	2		◎			
	配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点	3		◎			
	配置予定技術者の同種工事等の実績	配置予定技術者の実績点	3		◎			
	配置予定技術者の優良工事の実績	配置予定技術者の優良工事の実績点	3		◎			
企業の信頼性・社会性	事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点	-3	-3	◎			有る場合に減点
	地域における実績	地域における実績点	1	2	○	○	○	選択対象の評価項目 (このうち2つを選択)
	災害協定等の締結の有無	災害協定締結の実績点	1		○	○	○	
	単価契約工事又は緊急施行工事の実績	単価契約工事又は緊急施行工事の実績点	1		-	○	-	
	ISO9001又は14001認証取得の有無	ISO9001又は14001認証取得の実績点	1		○	○	○	
	地域内における本店又は営業所所在の有無	地域内における本店又は営業所所在の実績点	1		○	○	○	
	環境への配慮実績	環境への配慮の実績点	0.5		◎			
	雇用・就業への配慮実績	障害者雇用の実績点	0.5	◎				
	仕事と家庭の両立支援配慮実績	「東京ワークライフ・バランス認定企業」の実績点	0.5	◎				
	女性の活躍推進の実績	女性活躍推進の実績点	0.5	◎				
技術点の上限：30点								

※凡例：◎必須の評価項目、○選択対象の評価項目

別表 2

工事成績評定通知書の総評定点の平均	工事成績評価点
0 点 以 上 40 点 未 満	0
40 点 以 上 60 点 未 満	1
60 点 以 上 62.5 点 未 満	3
62.5 点 以 上 65 点 未 満	5
65 点 以 上 66.5 点 未 満	7
66.5 点 以 上 68 点 未 満	8
68 点 以 上 69.5 点 未 満	9
69.5 点 以 上 71 点 未 満	10
71 点 以 上 72.5 点 未 満	11
72.5 点 以 上 75 点 未 満	12
75 点 以 上 77.5 点 未 満	13
77.5 点 以 上 80 点 未 満	14
80 点 以 上 100 点 以 下	15

# 建設局技術実績評価型総合評価方式試行実施要領

平成 23 年 8 月 1 日

23 建総用第 408 号

## 第 1 趣旨

この要領（以下「試行実施要領」という。）は、東京都技術実績評価型総合評価方式試行要綱（平成 23 年 6 月 1 日付改正 22 財経総第 2333 号。以下「試行要綱」という。）第 4 条及び第 20 条に基づき、当局が発注する建設工事において、技術実績評価型総合評価方式を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 試行対象工事の決定に係る方針

1 技術実績評価型総合評価方式の試行対象工事は、予定価格が試行要綱第 3 条 1 項に規定するもののうち、原則として、東京都建設工事等競争入札参加資格の業種（以下、「業種」という。）が土木工事にあつては、道路舗装工事、橋りょう工事、河川工事、水道施設工事、下水道施設工事、一般土木工事、しゅんせつ、造園、橋りょう塗装、鋼けた及び PC けた、建築工事にあつては、建築工事、設備工事にあつては、電気工事、給排水衛生工事及び空調工事の工事案件から選定する。

なお、その他の業種から施行対象工事を選定する場合は、総務部用度課及び同技術管理課へあらかじめ協議をおこなうものとする。

2 具体的な試行対象工事の決定は局長が行い、財務局長に通知するものとする。

## 第 3 技術点の評価項目の選択に係る方針

試行要綱第 14 条第 5 項及び同条第 6 項に規定する選択対象の評価項目は、業種ごとに別紙 1 に掲げるとおりとする。

## 第 4 学識経験を有する者の選任

1 試行要綱第 9 条第 1 項（試行実施要領を定めるにあたり留意すべき事項を除く）及び同条第 2 項に規定する学識経験を有する者の意見聴取は、別に定める「局内部職員をもって充てる学識経験者」が行うものとする。

2 試行要綱第 9 条第 1 項（試行実施要領を定めるにあたり留意すべき事項を除く）の意見聴取の方法は、試行対象工事ごとの起工時に、当該工事の起工文書に学識経験を有する者の意見聴取欄を設けて行うものとする。

試行要綱第 9 条第 2 項の意見聴取の方法は、試行対象工事ごとの開札日同日に、総合評価の結果と落札予定者を入札結果通知書及び入札経過調書（評価値入り）により通知することをもって行うものとする。



## 第5 資料の提出様式

1 試行要綱第 11 条に規定する競争入札参加希望者が提出する技術点の評価項目ごとの評価点を示す資料は、次の各号に定める様式による。

- (1) 「過去の工事成績評定」 申告書 (様式 1)
- (2) 「技術点に係る資料の提出について」 (様式 2)
- (3) 「企業の同種工事等の実績」 申告書 (様式 3)
- (4) 「企業の優良工事表彰の実績」 申告書 (様式 3)
- (5) 「配置予定技術者の保有する資格」 申告書 (様式 4)
- (6) 「配置予定技術者の同種工事等の実績」 申告書 (様式 4)
- (7) 「配置予定技術者の優良工事の実績」 申告書 (様式 4)
- (8) 「事故及び不誠実な行為の有無」 申告書 (様式 5)
- (9) 「地域における実績」 申告書 (様式 6)
- (10) 「災害協定等の締結の有無」 申告書 (様式 7)
- (11) 「単価契約工事又は緊急施行工事の実績」 申告書 (様式 8)
- (12) 「ISO9001 又は 14001 の認証取得の有無」 申告書 (様式 9)
- (13) 「地域内における本店又は営業所所在の有無」 申告書 (様式 10)
- (14) 「環境への配慮実績」 申告書 (様式 11)
- (15) 「雇用・就業への配慮実績」 申告書 (様式 12)
- (16) 「仕事と家庭の両立支援配慮実績」 申告書 (様式 13)
- (17) 「女性活躍推進の実績」 申告書 (様式 14)

## 第6 入札経過調書の作成・公表

技術実績評価型総合評価方式による入札結果の公表については、落札者の決定の後、競争入札参加者ごとの入札金額、価格点、技術点及び評価値を記載した入札経過調書を作成し、これを添付して公表するものとする。

附 則 (平成 23 年 8 月 1 日 23 建総用第 408 号)

この要領は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 30 日 27 建総用第 1030 号)

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 発注業種別選択項目表

		発注業種				
		土木			建築	設備
		土木工事	舗装工事	その他工事	建築工事	設備工事
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <span style="position: absolute; top: 0; left: 0; right: 0; bottom: 0; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;"></span> </div>		橋りょう工事、河川 工事、水道施設工 事、下水道施設工 事、一般土木工事	道路舗装工事	造園、しゅんせつ、 橋りょう塗装、鋼け た、P C けた	建築工事	電気工事、給排水衛 生工事、空調工事
選択評価項目	地域における実績	○	○	○	○	○
	災害協定等の締結の有無	○	—	—	—	—
	単価契約工事又は緊急 施行工事の実績	—	○	—	—	—
	品質管理又は環境マネジ メントシステムの取組 (ISO9001又は14001の認 証取得)の有無	—	—	○	○	○
	地域内における本店又 は営業所の所在の有無	—	—	—	—	—

※上記の業種以外から試行対象工事を選定する場合、選択項目は別途協議するものとする。

# 東京都技術実績評価型総合評価方式（試行）

## 公表事項

工事件名：野川大沢調節池工事（その1）

平成29年3月

東京都建設局

### 1 工事概要及び技術実績評価型総合評価方式（試行）の適用理由等

この工事は、工事の品質確保を目指し、入札の際に工事価格と施工実績等の技術的能力を総合的に評価して落札者を決定する技術実績評価型総合評価方式（試行）を適用する工事である。その件名、場所及び概要は、次のとおりである。

- ア 工事件名：~~野川大沢調節池工事（その1）~~
- イ 工事場所：~~東京都三鷹市大沢五丁目地内から同市大沢六丁目地内まで~~
- ウ 工事概要：
  - ~~遮水工~~
  - ~~地中連続壁工~~ 709m
  - ~~仮設工~~
  - ~~仮設坂路工~~ 2箇所
  - ~~仮設工~~
  - ~~仮設構台工~~ 一式
  - ~~敷鉄板設置撤去工~~ 一式

### 2 適用

この公表事項は、1に規定する工事（以下「本工事」という。）に適用する。

### 3 提出資料の様式及び提出方法

当該競争入札の参加資格確認を申し込む者又は当該競争入札に参加を希望する者（以下「競争入札参加希望者」という。）は、当該競争入札の参加資格確認申込み又は当該競争入札の参加希望申込み（以下「競争入札参加申込み」という。）と併せて、次の資料を提出する。資料については、「6 技術点の評価項目」及び「7 技術点の評価方法」のとおり作成する。

- ア 「過去の工事成績評定」 申告書（様式1）
- イ 上記アの根拠資料として、7(2)に規定する工事成績評価点の算定の基となる工事成績評定通知書（再交付されたものを含む。）の写し
- ウ 技術点に係る資料の提出について（様式2）
- エ 「企業の同種工事等の実績」 申告書（様式3）及び根拠資料
- オ 「企業の優良工事表彰の実績」 申告書（様式3）及び根拠資料
- カ 「配置予定技術者の保有する資格」 申告書（様式4）及び根拠資料
- キ 「配置予定技術者の同種工事等の実績」 申告書（様式4）及び根拠資料
- ク 「配置予定技術者の優良工事の実績」 申告書（様式4）及び根拠資料
- ケ 「事故及び不誠実な行為の有無」 申告書（様式5）及び根拠資料
- コ 「地域における実績」 申告書（様式6）及び根拠資料
- サ 「災害協定等の締結の有無」 申告書（様式7）及び根拠資料
- シ 「環境への配慮実績」 申告書（様式11）及び根拠資料
- ス 「雇用・就業への配慮実績」 申告書（様式12）及び根拠資料
- セ 「仕事と家庭の両立支援配慮実績」 申告書（様式13）及び根拠資料
- ソ 「女性活躍推進の実績」 申告書（様式14）及び根拠資料

なお、工事成績評価点の算定の基となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満である者については、入札参加を認めない。

また、木下工事が共同企業体への発注の場合、全ての構成員について、ア及びイの資料を構成員ごとに作成し、提出するとともに、工事成績評価点の算定の基となる各構成員の工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満である場合は、入札参加を認めない。

また、8(1)により、競争入札参加申込み後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に配置予定技術者の変更を申し出る場合は、カからクまでのうち、変更を申し出る配置予定技術者の技術点に係る資料を提出する。

#### 4 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1) 技術実績評価型総合評価方式(試行)の評価は、価格点と技術点を合計した評価値により行う。

(2) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、価格点と技術点との合計である評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者によるくじ引きにより落札者を決定する。

#### 5 価格点の評価方法

価格点の評価は、次のとおりとする。

価格点 = (式①) × 0.13 + (式②) × 0.87

式① (上限は30点とする。)

$$30 \times \left[ \frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{最低入札価格}} + \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

・最低入札価格について、基準値<sup>※</sup>を下回る場合は、基準値とする。

(※) 基準値 = 直接工事費 × 75% + 共通仮設費 × 70% + 現場管理費 × 70% + 一般管理費等 × 30% + ガス工事費 + 発生材売却費等

・最低入札価格について、最低制限価格制度適用案件においては、最低制限価格未満の入札を除き、最も低い金額とする。

・最低入札価格と予定価格が同額の場合は、30点とする。

式② (上限は30点とする。)

$$30 \times \left[ \frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{調査基準値}} + \frac{\text{調査基準値}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

・調査基準値は、調査基準価格又は最低制限価格を、有効数字3桁として、端数処理したものとする(4桁目は切り上げる)。

#### 6 技術点の評価項目

技術点の評価は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」から算定するものとし、技術点の評価項目、技術点の評価項目ごとの評価点及び満点は、次表のとおりとする。

ただし、「企業の信頼性・社会性」における環境への配慮実績、雇用・就業への配慮実績、仕事と家庭の両立支援配慮実績又は女性活躍推進の実績については、評価項目ごとに実績を有していても合計で0.5点を上限とする。

また、技術点の上限は30点とする。

	評価項目	評価点	満点(点)		
企業の技術力	企業の同種工事等の実績	企業の実績点	2	28	
	過去の工事成績評定	工事成績評価点	15		
	企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点	2		
	配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点	3		
	配置予定技術者の同種工事等の実績	配置予定技術者の実績点	3		
	配置予定技術者の優良工事の実績	配置予定技術者の優良工事の実績点	3		
企業の信頼性・社会性	事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点	(-3)	(-3)	
	地域における実績	地域における実績点	1	2	
	災害協定締結等の締結の有無	災害協定締結の実績点	1		
	環境への配慮実績	環境への配慮の実績点	0.5	0.5	複数の実績を有する場合でも0.5点とする。
	雇用・就業への配慮実績	障害者雇用の実績点	0.5		
	仕事と家庭の両立支援配慮実績	「東京ワークライフバランス認定企業」の実績点	0.5		
	女性活躍推進の実績	女性活躍推進の実績点	0.5		

## 7 技術点の評価方法

### (1) 「企業の実績点」の算定方法

「企業の実績点」は2点満点とし、競争入札参加希望者のうち当該競争入札の参加資格確認の通知を受けた者又は当該競争入札の参加者として指名を受けた者（以下「競争入札参加者」という。）が、基準日<sup>(注)</sup>の5年前の日から起算して5年の間に完了した1件の工事において、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）における竣工登録を経て発行された登録内容確認書の技術データ（以下「データ」という。）により同種工事の要件が確認できる工事実績を有する場合は2点、データにより類似工事の要件が確認できる工事実績を有する場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

企業の実績	企業の実績点
同種工事が1件以上あり	2
類似工事が1件以上あり	1
なし	0

同種工事及び類似工事は次のとおりとする。

同種工事：〔工種〕地中連続壁工事、〔工法〕地中連続壁工、〔施工面積〕17,000㎡以上

類似工事：〔工種〕地中連続壁工事、〔工法〕地中連続壁工、〔施工面積〕8,500㎡以上

算定の根拠資料として、同種工事及び類似工事に競争入札参加者が企業として関わったことが確認できるコリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

また、実績の対象となる工事は、単体又は共同企業体の代表者（乙型建設共同企業体の場合は相当工事の代表者）として実施した案件に限るものとする。

(注)「基準日」とは、各四半期の初日（4月1日、7月1日、10月1日又は1月1日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。以下同じ。

(2) 「工事成績評価点」の算定方法

「工事成績評価点」は、過去の工事成績評定通知書（東京都（公営企業局を含む。以下「都」という。）の発注工事のみを対象とする。）の総評定点の平均に基づき、次のとおりとする。

工事成績評定通知書の総評定点の平均	工事成績評価点
0点以上 40点未満	0
40点以上 60点未満	1
60点以上 62.5点未満	3
62.5点以上 65点未満	5
65点以上 66.5点未満	7
66.5点以上 68点未満	8
68点以上 69.5点未満	9
69.5点以上 71点未満	10
71点以上 72.5点未満	11
72.5点以上 75点未満	12
75点以上 77.5点未満	13
77.5点以上 80点未満	14
80点以上 100点以下	15

工事成績評定通知書の総評定点の平均は、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数第2位以下は切捨てて小数第1位とする。3件に満たない場合は、当該工事件数のみを対象とする。工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は、工事成績評定点の低いものを優先する。

また、工事成績評定通知書の総評定点が60点未満のものは、当該総評定点を0点として算定するものとする。

なお、該当する工事が無い場合（0件）でも入札参加は可能である。

工事成績評価点算定の対象工事は、東京都建設工事等競争入札参加資格の業種区分において、本工事で同一の業種の工事とする。

本工事が共同企業体への発注の場合の「工事成績評価点」は、上表に基づき算定される構成員ごとの「工事成績評価点」全てを、構成員ごとの出資割合により加重平均し、算定するものとする。

(3) 「企業の優良工事表彰の実績点」の算定方法

「企業の優良工事表彰の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間（すなわち前年度を含む過去5か年度）に、優良工事として表彰された実績を1件以上有する場合は2点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点
1件以上あり	2
なし	0

優良工事として表彰された実績は、都の発注工事において、工事を優良な成績で完成させたとして、工事を主管する局等の長（以下「工事主管局長」という。）等から賞状等の書状を贈呈された実績を対象とする。対象となる非営利制度は発注資料11ページ

また、算定の根拠資料として、工事主管局長等から贈呈された賞状等の書状の写しを提出する。  
 なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(4) 「配置予定技術者の資格点」の算定方法

「配置予定技術者の資格点」は3点満点とし、配置予定技術者が、本工事の建設業法（昭和24年法律第100号）上の業種について、一級技術者（建設業法第15条第2号イに該当する者をいう。以下同じ。）の場合は3点、二級技術者（建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者をいう。以下同じ。）の場合は2点、その他の技術者（建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当するもので一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。）の場合は1点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点
一級技術者	3
二級技術者	2
その他の技術者	1

複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。

また、算定の根拠資料として、配置予定技術者の保有資格証（本工事の建設業法上の業種に関する資格）の写し又は実務経験を証明する資料を提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の保有する資格を対象とする。

(5) 「配置予定技術者の実績点」の算定方法

「配置予定技術者の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、データにより同種工事の要件が確認できる工事のいずれか1件について、監理技術者として関わった場合に3点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合は1点、データにより類似工事の要件が確認できる工事のいずれか1件について、監理技術者として関わった場合は1.5点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

なお、実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、いずれか一つの職務についてのみ評価する。

配置予定技術者が関わった経験及び責任	配置予定技術者の実績点
監理技術者（同種工事）	3
主任技術者又は現場代理人（同種工事）	1
監理技術者（類似工事）	1.5
主任技術者又は現場代理人（類似工事）	0.5
なし	0

同種工事及び類似工事は、7(1)において規定する内容と同じとする。

また、算定の根拠資料として、同種工事及び類似工事に配置予定技術者が技術者として関わっ



たことが確認できるコリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の保有する資格を対象とす

(6) 「配置予定技術者の優良工事の実績点」の算定方法

「配置予定技術者の優良工事の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事（都の発注工事のみを対象とする。）のうち、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として関わった工事の実績1件について、工事成績評定通知書の総評定点が80点以上の場合は3点、工事成績評定通知書の総評定点が75点以上80点未満の場合は2点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

配置予定技術者が監理技術者、主任技術者又は現場代理人として関わった工事の工事成績評定通知書の総評定点	配置予定技術者の優良工事の実績点
80点以上	3
75点以上80点未満	2
75点未満	0

また、算定の根拠資料として、配置予定技術者が技術者として該当工事に関わったことが確認できるコリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）の写し及び工事成績評定通知書（再交付されたものを含む。）の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。

(7) 「事故及び不誠実な行為の実績点」の算定方法

「事故及び不誠実な行為の実績点」は、競争入札参加者が、基準日の3年前の日から起算して3年の間に、東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止を受けている場合は-3点とする。ただし、競争入札参加者が特定の業種（部門）について指名停止を受けている場合であって、本工事と指名停止を受けている業種（部門）が同一のときは-3点とする。

区分及び算定は、次表のとおりである。

事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点
あり	-3
なし	0

また、算定の根拠資料として、都が通知した該当する指名停止通知書の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合、構成員いずれかが指名停止を受けていれば「事故及び不誠実な行為」は「あり」とする。

(8) 「地域における実績点」の算定方法

「地域における実績点」は1点満点とし、競争入札参加者が、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事（都の発注工事のみを対象とする。）のうち、本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った工事、工事成績評定通知書の総評定点が65点以上の実績を1件以上有する場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

地域における実績	地域における実績点
1件以上あり	1
なし	0

本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村は、次のとおりである。

本工事の施工場所の属する区市町村：東京都三鷹市

隣接する区市町村：東京都杉並区、世田谷区、武蔵野市、調布市、小金井市

また、算定の根拠資料として、該当工事の施工場所が確認できる工事請負契約書の写し及び工事成績評定通知書の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(9) 「災害協定締結の実績点」の算定方法

「災害協定締結の実績点」は1点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込みの提出の時点で、都と災害時における防災活動について定めた災害協定を1件以上締結している場合又は競争入札参加者が加入している団体が、競争入札参加申込みの提出の時点で、都と災害時における防災活動について定めた災害協定を1件以上締結している場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

災害協定等の締結の有無	災害協定締結の実績点
1件以上あり	1
なし	0

また、算定の根拠資料として、該当する災害協定に係る協定書等の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(10) 「環境への配慮の実績点」の算定方法

「環境への配慮の実績点」は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めたとうきょう森づくり貢献認証制度の森林整備サポート認定、二酸化炭素オフセット認証、什器による二酸化炭素固定量認証又は建築物による二酸化炭素固定量認証に認定された実績を1件以上有する場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

環境への配慮の実績の有無	環境への配慮の実績点
1件以上あり	0.5
なし	0

また、算定の根拠資料として、東京都知事等が発行した認証書の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(11) 「障害者雇用の実績点」の算定方法

「障害者雇用の実績点」は0.5点満点とし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加者が、競争入札参加申込期間の末日の直近に公共職業安定所宛提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率が法定雇用率を上回る場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

このほか、当該報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、次のいずれかのとおり障害者を雇用している場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

- ・ 常用労働者のうち1週間の所定労働時間が30時間以上の障害者（障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」「重度身体障害者」「知的障害者」「重度知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）を1名以上雇用している場合

- ・ 短時間労働者のうち重度身体障害者又は重度知的障害者（障害者雇用促進法第2条の「重度身体障害者」「重度知的障害者」をいう。）を1名以上雇用している場合
- ・ 短時間労働者のうち身体障害者、知的障害者又は精神障害者（障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）を2名以上雇用している場合

なお、短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、競争入札参加者の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比して短く、20時間以上30時間未満である者のうち、次のいずれかに該当する常用労働者をいう。

- ① 期間の定めなく雇用されている労働者
  - ② 一定の期間（例えば1か月、6か月等）を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者
- 加対象となる障害者は、競争入札参加申込日から起算して過去3か月以上雇用されている労働者に限るものとする。

障害者雇用の実績の有無	障害者雇用の実績点
実雇用率が法定雇用率を上回る（法による報告義務有の場合）	0.5
1名もしくは2名以上の雇用あり（法による報告義務無の場合）	
なし	0

算定の根拠資料として、障害者雇用促進法の規定により厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加希望者については、競争入札参加申込受付期間の末日の直前に公共職業安定所の受付印を有する障害者雇用状況報告書の写し、当報告義務がない競争入札参加希望者については、雇用している者の障害者手帳の写し等及び健康保険証等、雇用状況を確認できる書類の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(12) 「東京ワークライフバランス認定企業」の実績点の算定方法

「東京ワークライフバランス認定企業」の実績点は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京ワークライフバランス認定制度の長時間労働削減取組部門、休暇取得促進部門、仕事と育児の両立推進部門、仕事と介護の両立推進部門、多様な勤務形態導入部門又は職場における女性の活躍促進部門に認定された実績を1件以上有する場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

東京ワークライフバランス認定企業認定実績の有無	東京ワークライフバランス認定企業認定の実績点
1件以上あり	0.5
なし	0

また、算定の根拠資料として、東京都知事等から贈呈された、認定証等の書状の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(13) 「女性活躍推進の実績点」の算定方法

「女性活躍推進の実績点」は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京都女性活躍推進大賞の大賞又は優秀賞を受賞した実績を1件以上有する場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

女性活躍推進の実績の有無	女性活躍推進の実績点
1件以上あり	0.5
なし	0

また、算定の根拠資料として、東京都知事等から贈呈された、賞状等の書状の写しを提出する。  
 なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

- (14) 技術点は、8 (1) により配置予定技術者が変更となった場合についても、競争入札参加希望申込み時の配置予定技術者による点数で評価する。

## 8 配置予定技術者の取扱い

- (1) 提出資料に記載された配置予定技術者については、原則として工事完了まで変更することができない。ただし、競争入札参加申込み後から本契約締結前までの間に配置予定技術者の変更を申し出た場合、配置予定技術者の死亡等のほか、工場製作から現場設置へと工事現場が移行する場合等、発注者がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。この場合、変更後の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計は、変更前の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計以上とする。
- (2) 技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めない場合又は技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めた場合であっても、変更後の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計が変更前の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計未満のときは、入札時の提出資料に虚偽の記載をしたものとして取り扱うことがあるとともに、本工事の工事成績評定を減じることがある。

## 9 その他の留意事項

- (1) 提出資料の提出後は、原則として記載された内容の変更を認めない。ただし、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- (2) 提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出資料は、本工事に係る審査以外に提出者に無断で使用することはない。
- (4) 提出資料は、返却しない。
- (5) この入札における非落札の理由その他の手続に関しては、「東京都入札監視委員会運営要領」(平成14年3月19日付13財経総第1719号)により、契約事務担当者に対して苦情を申し立てることができる。

「企業の優良工事表彰の実績点」の対象となる表彰制度

局名	表彰状類 の名称	表彰状類授与 者	根拠となる要綱類の名称
財務局	賞状	局長	財務局優良工事請負者表彰要綱
都市整備局	賞状	局長	都市整備局優良工事局長賞贈呈要綱
建設局	賞状	局長	建設局優良請負工事等公表要綱
	感謝状	所長	建設局事務所長優良請負工事等感謝状贈呈要綱
港湾局	賞状	局長	港湾局優良工事等公表要綱
交通局	感謝状	建設工務部長	交通局建設工務部優良請負工事等公表等実施要領 及び同細則
水道局	表彰状	局長	東京都水道局優良請負工事公表要綱
		所長	
下水道局	賞状	局長	東京都下水道局優良工事受注者表彰要綱
	感謝状	局長	東京都下水道局工事施行成績優良業者公表要綱

※ 授与された表彰状類が実績の対象となるのか不明な場合は、表彰状類を発行した部署に確認すること。

## 対象期間一覧表(平成28年度)

平成28年度の 公表開始日	平成28年度の 基準日	対象項目		様式 番号	対象期間		
4月1日から 6月30日	4月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	3	平成23年 4月1日から平成28年 3月31日まで		
			過去の工事成績評定	1	平成23年 1月1日から平成27年12月31日まで		
			優良工事表彰の実績	3	平成23年 4月1日から平成28年 3月31日まで		
		配置予定技術者の 能力	同種工事等の実績	4	平成23年 4月1日から平成28年 3月31日まで		
			優良工事の実績	4	平成23年 1月1日から平成27年12月31日まで		
		事故及び不誠実な行為の有無	5	平成25年 4月1日から平成28年 3月31日まで			
		地域における実績	6	平成25年 1月1日から平成27年12月31日まで			
		単価契約工事又は緊急施行工事の実績	8	平成23年 4月1日から平成28年 3月31日まで			
		環境への配慮実績	11				
		仕事と家庭の両立支援配慮実績	13	平成23年 4月1日から平成28年 3月31日まで			
		女性活躍推進の実績	14				
		7月1日から 9月30日	7月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	3	平成23年 7月1日から平成28年 6月30日まで
					過去の工事成績評定	1	平成23年 4月1日から平成28年 3月31日まで
					優良工事表彰の実績	3	平成23年 4月1日から平成28年 3月31日まで
配置予定技術者の 能力	同種工事等の実績			4	平成23年 7月1日から平成28年 6月30日まで		
	優良工事の実績			4	平成23年 4月1日から平成28年 3月31日まで		
事故及び不誠実な行為の有無	5			平成25年 7月1日から平成28年 6月30日まで			
地域における実績	6			平成25年 4月1日から平成28年 3月31日まで			
単価契約工事又は緊急施行工事の実績	8			平成23年 7月1日から平成28年 6月30日まで			
環境への配慮実績	11						
仕事と家庭の両立支援配慮実績	13			平成23年 4月1日から平成28年 3月31日まで			
女性活躍推進の実績	14						
10月1日から 12月31日	10月1日			企業の施工能力	同種工事等の実績	3	平成23年10月1日から平成28年 9月30日まで
					過去の工事成績評定	1	平成23年 7月1日から平成28年 6月30日まで
					優良工事表彰の実績	3	平成23年 4月1日から平成28年 3月31日まで
		配置予定技術者の 能力	同種工事等の実績	4	平成23年10月1日から平成28年 9月30日まで		
			優良工事の実績	4	平成23年 7月1日から平成28年 6月30日まで		
		事故及び不誠実な行為の有無	5	平成25年10月1日から平成28年 9月30日まで			
		地域における実績	6	平成25年 7月1日から平成28年 6月30日まで			
		単価契約工事又は緊急施行工事の実績	8	平成23年10月1日から平成28年 9月30日まで			
		環境への配慮実績	11				
		仕事と家庭の両立支援配慮実績	13	平成23年 4月1日から平成28年 3月31日まで			
		女性活躍推進の実績	14				
		1月1日から 3月31日	1月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	3	平成24年 1月1日から平成28年12月31日まで
					過去の工事成績評定	1	平成23年10月1日から平成28年 9月30日まで
					優良工事表彰の実績	3	平成23年 4月1日から平成28年 3月31日まで
配置予定技術者の 能力	同種工事等の実績			4	平成24年 1月1日から平成28年12月31日まで		
	優良工事の実績			4	平成23年10月1日から平成28年 9月30日まで		
事故及び不誠実な行為の有無	5			平成26年 1月1日から平成28年12月31日まで			
地域における実績	6			平成25年10月1日から平成28年 9月30日まで			
単価契約工事又は緊急施行工事の実績	8			平成24年 1月1日から平成28年12月31日まで			
環境への配慮実績	11						
仕事と家庭の両立支援配慮実績	13			平成23年 4月1日から平成28年 3月31日まで			
女性活躍推進の実績	14						

※公表開始日は、東京都入札情報サービスの「発注予定情報」から検索の上ご確認下さい。  
「発注予定案件一覧」のページで案件ごとに「公表日」として記載されています。

東京都技術実績評価型総合評価方式

落札者決定基準

工事件名 野川大沢調節池工事（その1）

平成29年3月

(落札者決定基準)

落札者決定基準は、「東京都技術実績評価型総合評価方式試行要綱」第14条から第18条のとおりとし、同要綱第14条第5項及び同条第6項に規定する選択対象の評価項目は「建設局技術実績評価型総合評価方式試行実施要領」第3のとおりとする。

なお、同要綱第17条第2項(2)及び(3)に基づき指定する同種工事及び類似工事は以下のとおりとする。

同種工事及び類似工事は、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス(以下「コリンズ」という。)に登録された工事とし、次に掲げるものとする。

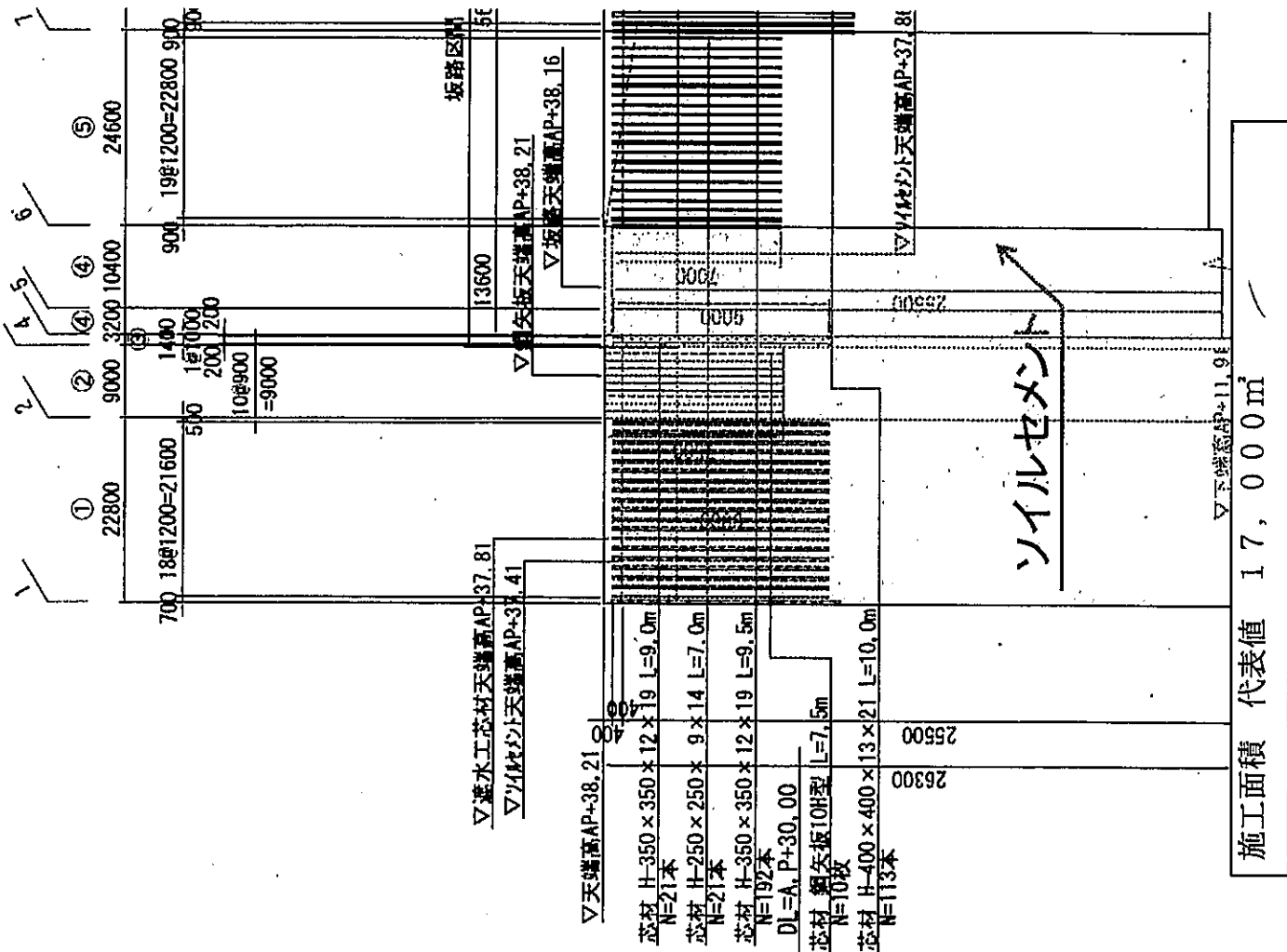
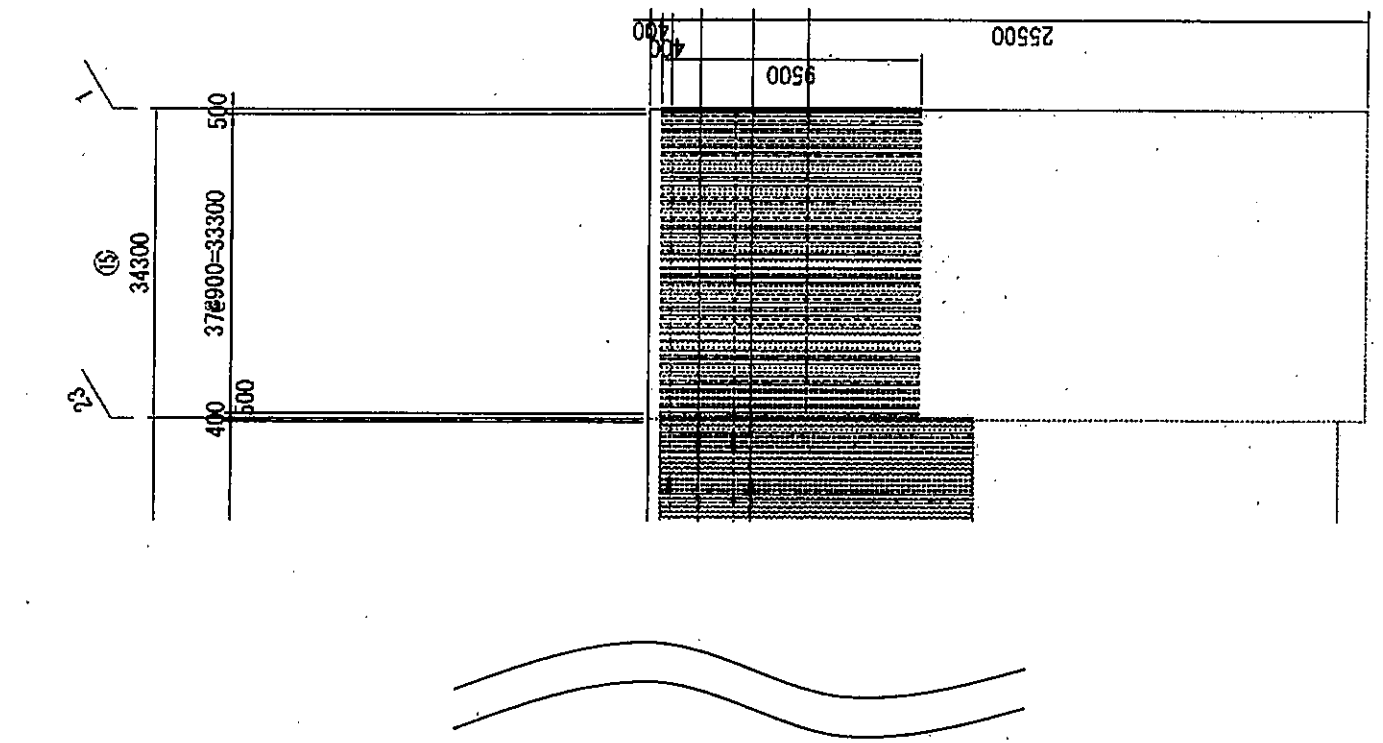
同種工事：〔工種〕地中連続壁工事、〔工法〕地中連続壁工、〔施工面積〕17,000㎡以上  
類似工事：〔工種〕地中連続壁工事、〔工法〕地中連続壁工、〔施工面積〕8,500㎡以上

同要綱第17条第3項(4)に基づき指定する「工事成績評価点」の算定対象となる業種は東京都建設工事等競争入札参加資格の業種区分で、当該発注工事と同一の業種の工事とする。

業種：一般土木工事

同要綱第17条第6項(2)及び(3)に基づき指定する「配置予定技術者の実績点」の算定対象となる同種工事及び類似工事は、「企業の実績点」の算定方法において規定する内容と同じとする。





- ▽天端高AP+38.21
- 芯材 H-350 × 350 × 12 × 19 L=9.0m  
N=21本
- 芯材 H-250 × 250 × 9 × 14 L=7.0m  
N=21本
- 芯材 H-350 × 350 × 12 × 19 L=9.5m  
N=192本
- DL=A.P+30.00
- 芯材 鋼矢板10H型 L=7.5m  
N=10枚
- 芯材 H-400 × 400 × 13 × 21 L=10.0m  
N=113本

施工面積 代表値 17,000㎡

## 東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開催日	平成30年6月6日（水）	議案番号	2
所管部署	東京都警視庁		
施工業種	建築工事	等級	A
件名	警視庁神田警察署庁舎(29)改築工事		
場所	東京都千代田区神田錦町三丁目3番地2		
概要	別紙のとおり		
工期	契約確定の日から平成32年5月29日まで		
契約者	銭高・TSUCHIYA・東建設共同企業体		
契約金額	契約時：4,835,160,000円 変更後：4,877,409,600円（第1回）		

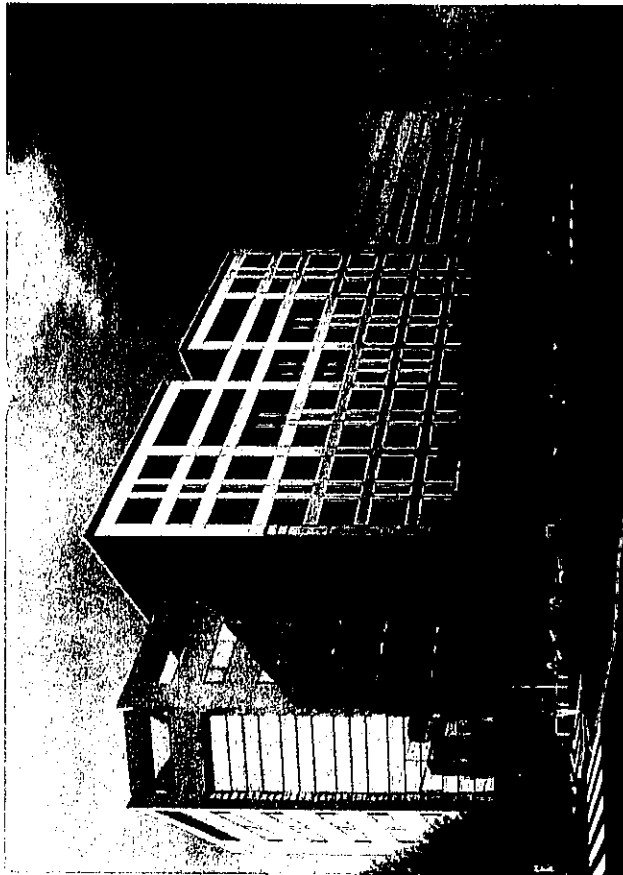
契約方式	一般競争入札
応募（指名）者	別紙「一般競争入札参加資格確認委員会議案」のとおり（全2者）
入札参加（指名）者	別紙「入札経過調書」のとおり（全2者）
入札経過（結果）	別紙「入札経過調書」のとおり（全2者 応札者1者、辞退1者）
施工状況	施工中

（備考）

## ○添付資料

- 1 工事概要（案内図含む）
- 2 工事発注予定表及び入札参加条件
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書
- 4 一般競争入札参加資格確認委員会 議案
- 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書
- 6 入札経過調書
- 7 工事請負契約書（表紙）
- 8 契約内容変更決定通知書及び承諾書

【警視庁神田警察署庁舎(29)改築工事】



【工事概要】

工事件名 警視庁神田警察署庁舎(29)改築工事  
 工事場所 東京都千代田区神田錦町三丁目3番地2  
 工期 平成29年6月7日から平成32年5月29日まで  
 契約金額 ￥4,835,160,000.  
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥358,160,000.)

免注者

東京都  
 設計 株式会社類設計室  
 監理 株式会社類設計室  
 施工 結嵩・TSUCHIYA・東建設共同企業体

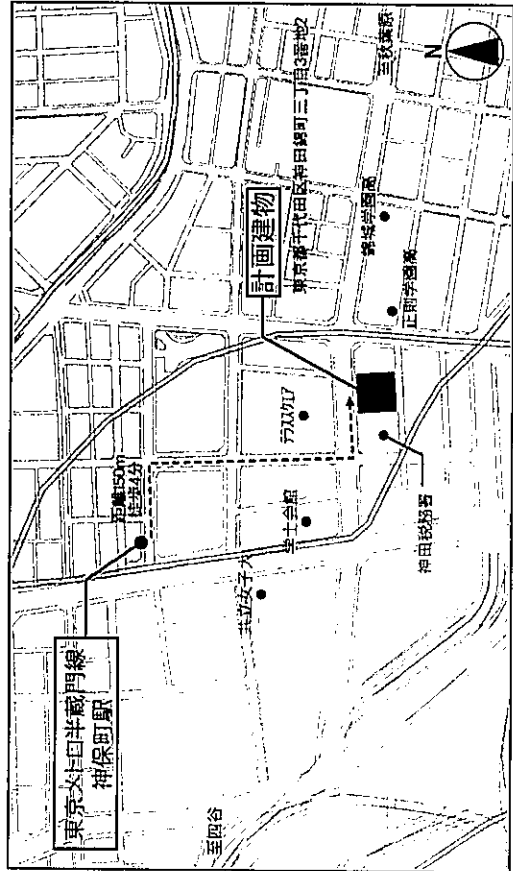
【関連工事】

電気設備工事 北陸電気工事株式会社  
 空調設備工事 ダイダン株式会社  
 給排水衛生設備工事 三辰・佐藤建設共同企業体  
 昇降機設備工事 三菱電機ビルテクノサービス株式会社  
 模様式駐車設備工事 ダイコー株式会社  
 標的設備工事 株式会社京三製作所

【建築概要】

建築規模 地上9階地下2階  
 構造 鉄骨造  
 敷地面積 1,779.14 m<sup>2</sup>  
 建築面積 1,526.02 m<sup>2</sup>  
 延床面積 16,099.82 m<sup>2</sup>

案内図



## 発注予定表

項目	項目内容		
契約番号	28-00892		
業種	業種	0700:建築工事	
	希望受付業種1	0700:建築工事	
	希望受付業種2		
	希望受付業種3		
件名	【電子】警視庁神田警察署庁舎(29)改築工事		
履行場所	東京都千代田区神田錦町三丁目3番地2		
概要	新築工事 庁舎棟 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階地上9階建て 延床面積 16,099.82㎡ その他工事一式		
履行期間	契約確定の日から平成32年5月29日まで		
契約方法	一般競争入札		
予定価格 (税込)	5,258,628,000円		
発注等級	A		
受付等級	A, B, C, D, E, X, JV		
その他	契約後VE対象、建設リサイクル法対象		
入札説明会 開催日時			
入札説明会 開催場所			
公報登載日	平成29年2月17日		
開札予定日時	平成29年4月6日 9時30分		
希望申請期間	平成29年2月27日 9時00分から平成29年3月3日 16時00分まで		
希望申請場所	東京都電子調達システムの「電子入札」により申請すること。紙入札により参加を申請する場合は財務局経理部契約第一課。		
希望申請要件1	平成29年第二回都議会定例会付議案件		
希望申請要件2	JV自主結成方式		
希望申請要件3	第1順位の構成員は、建設業法第3条の規定による特定建設業の許可を受けていること。		
希望申請要件4	WTO対象工事		
希望申請要件5	平成29年度予算が平成29年第一回東京都議会定例会で可決された後に本案件の開札を執行する。		
希望申請要件6	本案件は、平成29年6月9日以降に現場施工に着手するものとし、着手までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。		
希望備考	別紙「発注予定表 希望備考」のとおり		
担当局部課	財務局経理部契約第一課		
担当者	建築担当		
連絡先	03-5388-2623 内線番号:26-161		
発注予定備考	別紙「発注予定表 発注予定備考」のとおり		

# 発注予定表 希望備考

受付時間は、平成29年2月27日(月)から同年3月3日(金)までの毎日、午前9時から午後6時まで(同年3月1日(水)以降は、午前8時から午後9時まで。ただし、最終日は午後4時まで)。紙入札により申請する場合は、平成29年3月1日(水)から同月8日(金)までの毎日、午後1時30分から午後4時まで。

## 発注予定表 発注予定備考

- 調査基準価格は新基準(平成28年6月1日改正)で算定し、予定価格の7/10以上で設定する。詳細は「最低制限価格及び調査基準価格の算定基準の改正について」のとおり。
- 本案件は労働条件等に関する特別調査の対象案件である。調査対象工事に選定された場合は調査へ協力すること。詳細は別添『低入札価格調査対象工事に関する特別調査』の対象拡大について」のとおり。
- 下請契約を締結する時は、法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めてください。また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めてください。【受注者の責務について(公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第8条)】
- 本件は「契約手続期間の短縮について(試行)」の対象外としているため、函面、積算内訳書等は資格確認通知時に添付する。
- 公表した予定価格は、修正する場合があります。その場合は、「一般競争入札参加資格確認結果通知書」に修正後の予定価格を記載する。
- 資格確認通知：平成29年3月7日の予定
- 起工部署：警視庁

## 入札説明書

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業 種 建築工事
- (2) 工事件名 警視庁神田警察署庁舎(29)改築工事
- (3) 工事場所 千代田区神田錦町三丁目3番地2
- (4) 工事概要  
新築工事  
庁舎棟 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階地上9階建て 延床面積 16,099.82㎡  
その他工事一式
- (5) 工 期 契約確定の日から平成32年5月29日まで
- (6) 予定価格 5,298,628,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 本案件は電子入札対象案件であるので、入札に係る手続は東京都電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)により行うこと。電子入札の運用は、東京都が定めた東京都電子入札等運用基準(建設工事等)(平成17年2月1日付16財経一第2768号。以下「運用基準」という。)による。ただし、電子調達システムにより難しく、紙による手続を行おうとする者は、運用基準第7による申請を行い、東京都の承認を受けなければならない。
- (8) 本案件は、低入札価格調査制度の対象案件である。
- (9) この工事は、契約締結後に施工方法等についてVE提案を受け付ける契約後VEの対象工事である。
- (10) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (11) この工事は、あらかじめ専任を要しない期日を明示する工事であり、平成29年6月9日以降に現場施工に着手するものとし、着手までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
- (12) この工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第8条に基づき、受注者の責務が定められた工事である。この工事の施工に当たり下請契約を締結するときは、法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めなければならない。

また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の(1)から(4)までの全ての事項に該当し、かつ、3又は4により事前にこの入札に参加する資格があることの確認を受けた者が、この入札に参加することができる。

- (1) 3者以上による建設共同企業体であること。
- (2) 建設共同企業体の構成員の出資割合のうち、第1順位の構成員については、構成員中最大であること。

また、各構成員の出資割合は、上位の構成員のそれを上回らないこと。

- (3) 建設共同企業体の構成員が、次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号。以下「指名停止等取扱要綱」という。)に基づく指名停止期間中の者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始の申立てをしたとき又は手形若しくは小切手が不渡りになったとき(以下「経営不振の状態」という。)等。ただし、東京都が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。

エ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「暴力団等対策措置要綱」という。)第5条第1項の規定による排除措置期間中の者

オ この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者(東京都建設工事等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に当たる者)

- (4) 建設共同企業体の構成員が、次のアからオまでの要件を満たすこと。ただし、建設共同企業体の構成員が、入札書提出までの間に、(3)アからオまでのいずれかの事項に該当した場合は、当該建設共同企業体の入札参加資格を取り消す。

ア 平成27・28年度東京都建設工事等競争入札参加有資格者で、業種07の建築工事(以下「建築工事」という。)に登録されていること。

また、平成29・30年度東京都建設工事等競争入札参加資格申請における建築工事への登録が完了している者であること。

イ 建設共同企業体の代表者としての第1順位の構成員は、次の(ア)から(リ)までの要件を満たすこと。



(ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に定める経営事項審査(直近で、かつ、申請日時時点で有効なもの。以下同じ。)において、建築一式の総合評定値が1,200点以上であること。

(イ) 建設業法第3条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 次の全てを満たす施工実績(平成19年3月1日から平成29年3月3日までの間に、建築工事において建設共同企業体の代表者又は単体の元請として完成した工事をいう。)を有すること。

a 工事種別 新築又は改築

b 用途種別 警察・消防関係施設、事務所又は庁舎

c 構造 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

d 階数 7階建て以上

e 延床面積 11,300㎡以上

ウ 建設共同企業体の第2順位の構成員は、経営事項審査において、建築一式の総合評定値が1,000点以上であること。

エ 建設共同企業体の第3順位以降の構成員は、経営事項審査において、建築一式の総合評定値が800点以上であること。

なお、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合については、建設共同企業体の最下位の構成員になることができる。

オ 建設共同企業体の構成員となる者が、この入札に参加する他の建設共同企業体の構成員でないこと。

なお、建設共同企業体の構成員となる事業協同組合及びその組合員は、当該建設共同企業体において重複して構成員となることはできず、また、この入札に参加する他の建設共同企業体の構成員となることはできない。

### 3 電子入札により参加を申請する場合の競争入札参加資格確認申請

(1) この入札に電子入札により参加を申請する者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を電子調達システムにより提出して、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 申請書を提出する際は、原則として次の必要書類をファイル化して申請書送信時に添付することとし、これにより難しい場合は、(3)イのとおり紙により提出すること。

なお、内容に虚偽の記載があった場合は、指名停止等取扱要綱別表5の虚偽記載に該当

し、指名停止措置等の対象となる。//

ア 2(4)イ(ウ)の施工実績を確認できる書類 //

当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターが構築した官公庁工事実績情報データベース(以下「コリンズ」という。)に登録されている場合は、その工事に関するしゅん工時工事カルテ受領書又はしゅん工登録の登録内容確認書(コリンズへの登録により発行されたもの)の写しを提出すること。//

コリンズに登録されていない場合は、その工事の契約書原本及び契約設計図書等を持参して提示し、その写しを提出すること。//

イ 建設共同企業体協定書、委任状及び建設工事共同請負入札参加資格審査申込書を電子調達システムにより提出すること。//

また、第1順位の構成員の平成27・28年度東京都受付票(以下「受付票」という。)に代理人印又は使用印の欄がある場合は、委任状(復代理人用)又は使用印鑑届を作成し、押印しておくこと。//

なお、当該資料を画面印刷し押印したものを、開札後に落札候補者の積算内訳書を確認する際に提出すること。//

ウ 建設共同企業体の各構成員は、次の書類を提出すること。

(ア) 東京都以外の団体による指名停止履歴一覧表(別紙1) //

(イ) 東京都発注工事の履行状況一覧表(別紙2) //

(ウ) 公正取引委員会立入検査状況一覧表(別紙3) //

(エ) 工事事務履歴一覧表(別紙4) //

(オ) 経営事項審査の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し(直近で、かつ、申請日時時点で有効なもの) //

(カ) 配置予定技術者については、次のとおりとする。//

a 配置予定技術者として監理技術者を配置する場合は「監理技術者資格者証」の両面の写し及び過去5年以内に監理技術者講習を修了したことが分かる書類の写しを、主任技術者を配置する場合は雇用を確認できる書類を提出すること。//

b 配置予定技術者については、本契約締結前まで変更することができる。ただし、調査基準価格を下回る入札を行った者については、低入札価格調査時以降、変更することはできない。//

なお、配置予定技術者の変更にあたっては、工事希望票兼予定監理技術者等調書

及びaの書類を提出すること。

c 配置予定技術者は、申請書提出日において、雇用の期間が3か月以上あること。

なお、配置予定技術者を変更する場合においても同様とする。

d 配置予定技術者は、営業所の専任技術者でないこと。

e 本案件は、主任技術者の兼務をすることができる。主任技術者の兼務を希望する場合は、別添「専任を必要とする主任技術者の兼務について」に従い、確認印押印前の兼務申請書を申請書提出時に添付ファイルにより提出することとし、一般競争入札参加資格確認結果通知後から本契約締結前までの間においては次の工事主管部署における確認印押印済みの兼務申請書を郵送(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)により速やかに提出すること。

本案件の工事主管部署

警視庁総務部施設課建築第一係

千代田区霞が関二丁目1番1号

03-3581-4321 内線 22712

来庁の際には、必ず事前に連絡すること。

エ 「建設業許可証明書」の写し又は「建設業の許可について(通知)」の写し(第1順位の構成員のみ)を提出すること。

(3) 申請書及び必要書類(以下「申請書等」という。)は、次のとおり受け付ける。

ア 申請書等は、平成29年2月27日(月)から同年3月3日(金)までの毎日、午前9時から午後6時まで(同年3月1日(水)以降は午前8時から午後9時まで。ただし、最終日は午後4時まで)、電子調達システムにより受け付ける。

イ 申請書提出時に添付できなかった必要書類は、原則として郵送(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)により、次のとおり受け付ける。

(ア) 期間 平成29年2月27日(月)から同年3月3日(金)まで

(イ) 宛先 〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都財務局経理部契約第一課 担当 秋山

(ウ) 必要書類は、第1順位の構成員が全構成員分を取りまとめて一括で提出すること。

ウ (2)アにおいて契約書原本及び契約設計図書等を提示し、その写しを提出する場合には、次により行うこと。

(ア) 期間 平成29年3月1日(水)から同月3日(金)までの毎日、午後1時30分から午後

4時まで

(イ) 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎15階南側 東京都財務局経理部契約第一課 担当 秋山 電話 03-5388-2623(ダイヤルイン)

(4) 別紙1から別紙4までの用紙は、次のとおり配布する。

ア 期間 公告の日から平成29年3月3日(金)までの東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1項に規定する東京都の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 場所 (3)ウ(イ)に同じ。

ウ イで配布するほか、電子調達システムの入札情報サービスに掲載する。

(5) この入札に参加する資格の確認結果は、(3)アの期間に申請をした者に対して、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

なお、この入札に参加する資格がないとされた者については、同通知書にその理由を付記する。

#### 4 紙入札により参加を申請する場合の競争入札参加資格確認申請

(1) あらかじめ1(7)ただし書の承認を受け、この入札に紙入札により参加を申請する者は、東京都が定めた競争入札参加資格確認申込書(以下「申込書」という。)を提出して、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 申込書を提出する際は、3(2)の必要書類を提出し、又は提示しなければならない。

(3) 申込書及び必要書類(以下「申込書等」という。)は、次のとおり受け付ける。

なお、申込書等は持参すること。

ア 期間 3(3)ウ(ア)に同じ。

イ 場所 3(3)ウ(イ)に同じ。

ウ その他 建設共同企業体の各構成員の受付票を必ず持参すること。

また、提出に当たっては、第1順位の構成員が全構成員分を取りまとめて一括して提出すること。

(4) 申込書及び別紙1から別紙4までの用紙は、次のとおり配布する。

ア 期間 3(4)アに同じ。

イ 場所 3(3)ウ(イ)に同じ。

(5) 建設共同企業体協定書、委任状、建設工事共同請負入札参加資格審査申込書及び工事希望票兼予定監理技術者等調書は、次のとおり販売する。

ア 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 都民広場地下 一般財団法人東京都弘済会  
紙販売所 電話 03-5381-6335(ダイヤルイン)

イ 営業時間 休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(6) この入札に参加する資格の確認結果は、3(3)ウ(ア)の期間に申請をした者に対して、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

なお、この入札に参加する資格がないとされた者については、同通知書にその理由を付記する。

## 5 契約条項等に関する事項

(1) 契約条項を次のとおり縦覧に供する。

ア 期間 3(4)アに同じ。

イ 場所 3(3)ウ(イ)に同じ。

(2) 設計概要書を次のとおり縦覧に供する。

ア 期間 3(4)アに同じ。

イ 場所 千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁本部庁舎1階 副玄関受付 警視庁  
総務部用度課契約第三係 電話 03-3584-4321 内線 22651

来庁の際には、必ず事前に連絡すること。

(3) 3(5)又は4(6)の通知によりこの入札に参加する資格があると確認された者については、通知の日から平成29年4月6日(木)までの間、図面及び仕様書を貸与する。

## 6 入札手続等

(1) 電子調達システムによる入札書の提出及び入札期間 入札書の提出は、一般競争入札参加資格確認結果通知日から平成29年4月5日(水)までの土曜日を除く毎日、午前8時から午後9時まで(ただし、最終日は午後4時まで)に、電子調達システムにより行うこと。

なお、平成29年3月31日(金)については、電子調達システムのシステム停止により入札書の提出ができないため留意すること。

(2) 紙入札による入札の日時及び場所等

ア 持参日時 平成29年4月6日(木) 午前9時30分

イ 持参場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎4階北側 第2入札室

ウ 郵送(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)による場合の入札書の受領期限及び宛先

(ア) 受領期限 平成29年4月3日(月) 必着

(イ) 宛先 3(3)イ(イ)に同じ。／

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 (2)アに同じ。／

イ 場所 (2)イに同じ。／

(4) 入札に際しては、東京都が定めた〔電子入札用〕工事請負等競争入札等参加者心得(その2)(平成17年2月1日付16財経一第2771号)又は工事請負等競争入札等参加者心得(その2)(昭和40年8月18日付40財経一第15号)(以下「入札心得」という。)の内容をよく確認すること。／

(5) 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札し、積算内訳書の記載内容の確認を受けた者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者で、積算内訳書の記載内容の確認を受けた者を落札者とする。／

(6) 次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札について不正の行為があったとき。／

イ 虚偽の申請を行った者のした入札。／

ウ 積算内訳書をあらかじめ作成していない者又は東京都が提出を求めた際提出しない者のした入札。／

エ その他、入札心得に違反したとき。／

(7) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。／

(8) 入札に参加する資格があると確認された者は、その見積もった金額の100分の3以上の入札保証金を入札前までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイの場合については、入札保証金の納付を免除する。／

ア 入札に参加する者が、保険会社との間に東京都を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札前にその保険契約に係る保険証券を東京都に提出したとき。／

イ 一般競争入札参加資格確認結果通知書において、入札保証金の納付を要しないものとされたとき。／

(9) 入札書には、自己の見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載する。落札決定は、この金額に100分の8に相当する金額を加算した金額(この金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)により行う。／

(10) 開札は、入札者を立ち合わせて行う。入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない東京都職員を立ち合わせる。／

(11) 入札において落札者とされた者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次のアからウまでのいずれかの場合については、契約保証金の納付を免除する。／

ア 落札者とされた者が、保険会社との間に東京都を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、契約締結前にその保険契約に係る保険証券を東京都に提出したとき。／

イ 落札者とされた者が、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社との間に、東京都を被保証者とする保証契約を締結し、契約締結前にその保証契約に係る保証証書を東京都に提出したとき。／

ウ 一般競争入札参加資格確認結果通知書において、契約保証金の納付を要しないものとされたとき。／

なお、低入札価格調査を行って落札者となった場合は、契約保証金の納付が免除となる者であっても、ア又はイの場合を除き、免除としない。／

(12) 平成29年度予算が平成29年第一回東京都議会定例会で可決された後に、本案件の開札を執行する。／

(13) 落札者決定後、落札者と仮契約を締結し、この契約議案が平成29年第二回東京都議会定例会で可決された後に本契約を締結する。／

(14) 落札者又はその構成員が、仮契約締結後、本契約締結までの間に指名停止等取扱要綱別表各号に掲げる取扱要件の一に該当する場合又は暴力団等対策措置要綱第5条第1項の規定による排除措置を受けたときは、締結した仮契約を解除することがある。／

(15) 前払金は、東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号。以下「規則」という。)第44条第1項の規定により、契約金額が36億円未満の場合は40パーセント(3億6千万円を限度とする。)を支払い、契約金額が36億円以上の場合は10パーセントを支払う。／

なお、規則第44条の3第1項の規定により、中間前金払を行う場合は、契約金額が36億円未満のときは20パーセント(1億8千万円を限度とする。)を支払い、契約金額が36億円以上のときは5パーセントを支払う。／

(16) この入札における競争入札参加資格の確認その他の手続に関しては、特定調達契約に係る苦情処理手続(平成14年3月19日付13財経総第1719号)により、東京都入札監視委員会(連絡先:東京都財務局経理部総務課 電話 03-5388-2607(ダイヤルイン))に対して苦情を申

し立てることができる。 //

## 7 競争入札参加資格審査

(1) 平成27・28年度東京都建設工事等競争入札参加資格のない者で、この入札への参加を申請する者は、平成29年2月24日(金)までに建設工事等競争入札参加資格の審査申込書等を提出し、申請書等又は申込書等の提出時まで審査を完了させ、平成27・28年度東京都建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されなければならない。 //

また、平成27・28年度東京都建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、入札参加を希望する業種に格付されていない者については、平成29年2月24日(金)までに再審査申請を行い、申請書等又は申込書等の提出時まで当該業種に格付されなければならない。 //

(2) (1)の審査に関する詳細については、東京都公報特定調達公告版(平成28年3月31日付特定調達第2421号)第1号及び第2号を参照のこと。 //

(3) (1)の審査に関する問合せ先 東京都財務局経理部契約第一課資格審査担当  
電話 03-5388-2622(ダイヤルイン) //

## 8 その他

(1) 入札公告及びこの入札説明書に定めた書類の作成等に要する費用は、申請する者の負担とする。 //

また、申請のために提出された書類は返却しない。 //

(2) この契約事務の担当部署 3(3)ウ(イ)に同じ。 //



第1回 入札経過調書

		公印照合	押印	文書番号	28財経一第2549号
				契約番号	28-00892
				開札日時	平成29年04月06日 09時30分
				開札場所	第二入札室(都庁第一本庁舎北側4階)
				予定価格	5,260,291,200円
件名	警視庁神田警察署庁舎(29)改築工事				
落札者	銭高・TSUCHIYA・東建設共同企業体	落札	91.9%		
住所	東京都千代田区一番町3-1番地	金額	4,835,160,000円		
	入札者氏名	入札金額		備考	
	1 銭高・TSUCHIYA・東建設共同企業体	4,477,000,000円			
	2 清水・京王・中山建設共同企業体	辞退			
記事	履行場所 東京都千代田区神田錦町三丁目3番地2 工事概要 新築工事 庁舎棟 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階地上9階建て 延床面積 16,099.82㎡ その他工事一式 工期 契約確定の日から平成32年5月29日まで				

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。  
 落札金額は、入札金額に記載してある金額に100分の8に相当する金額を加算したものである(41円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)



## 契約内容変更決定通知書

29 財経一 第 3311 号  
平成 30 年 2 月 26 日

警視総監 殿

財 務 局 長  
( 公 印 省 略 )

件 名	警視庁神田警察署庁舎(29)改築工事		
履 行 場 所	東京都千代田区神田錦町三丁目3番地2		
契約年月日	平成29年 6月 7日	文 書 番 号	28-00892
契約の相手方	銭高・TSUCHIYA・東建設共同企業体 代表者 株式会社銭高組		
契約金額	既 定	変 更	増 △ 減
	4,835,160,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 358,160,000 円)	4,877,409,600 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 361,289,600 円)	42,249,600 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 3,129,600 円)
履 行 期 限	既 定	変 更	増 △ 減
	契約確定の日から 平成32年5月29日 まで	-----	-----
前 払 金	既 定	変 更	増 △ 減
	483,500,000 円	-----	-----
中間前払金	既 定	変 更	増 △ 減
	0 円	-----	-----
備 考			

3月22日  
契約収第 77 号  
警視庁用度課

## 東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開催日	平成30年6月6日（水）	議案番号	3
所管部署	東京都警視庁		
施工業種	設備工事	等級	順位格付
件名	東京都23区以外（島部除く）交通信号機応急工事（年間単価契約）		
場所	東京都23区以外（東部除く）の指定する場所		
概要	別紙のとおり		
工期	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで		
契約者	交通システム電機株式会社		
契約金額	契約時：発注限度額 280,411,969円（単価合計額 43,006,550円）		

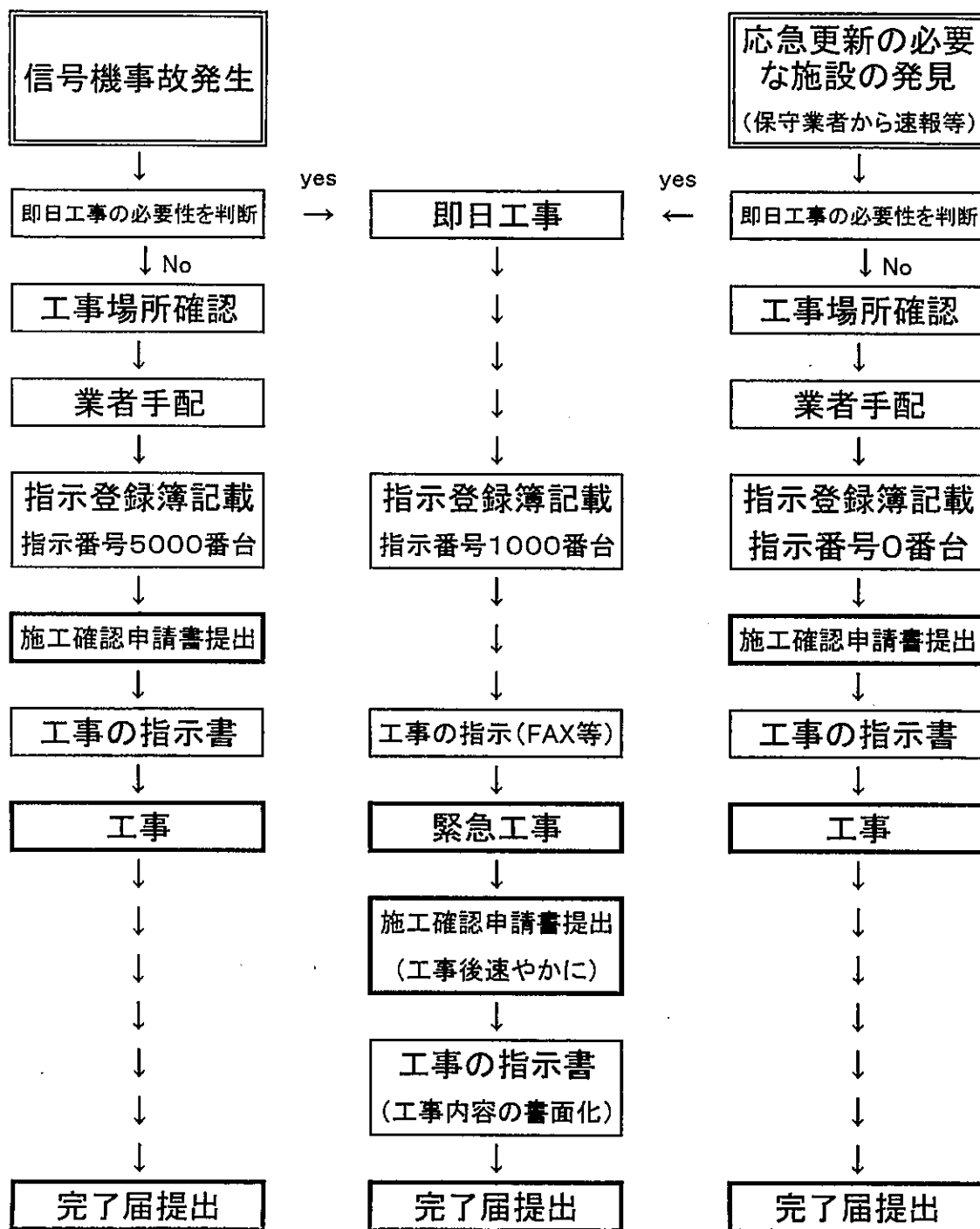
契約方式	随意契約
応募（指名）者	別紙「指名業者選定委員会議案」のとおり（全10者）
入札参加（指名）者	別紙見積経過調書のとおり（全10者）
入札経過（結果）	別紙見積経過調書のとおり（全10者、応札者2者、辞退・不参8者）
施工状況	工事完了

## （備考）

## ○添付資料

- 1 工事概要
- 2 工事発注予定表及び入札参加条件
- 3 希望票兼予定監理技術者等調書
- 4 指名業者選定委員会議案
- 5 見積合せ通知書
- 6 見積経過調書
- 7 工事請負契約書（表紙・内訳）
- 8 契約内容の変更について（協議）及び承諾書

# 応急工事契約工事フロー



※  : 当庁

※  : 受注者

○受注者は、工事完了後月単位で完了届けを提出。

○受注者は、月毎の精算時に検収センターによる完了検査を受ける。

# 発注予定表

項目	項目内容		
契約番号	28-01902		
業種	業種	9300:陸上信号機	
	希望受付業種1	9300:陸上信号機	
	希望受付業種2		
	希望受付業種3		
件名	【電子】東京都23区以外（島部除く）交通信号機応急工事（年間単価契約）		
履行場所	東京都 23区以外（島部除く）の指定する場所		
概要	仕様書のとおり		
履行期間	平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで		
契約方法	随意契約		
予定価格 (税込)	公表しない。		
発注等級			
受付等級	順位格付		
その他			
入札説明会 開催日時			
入札説明会 開催場所			
公報登載日			
開札予定日時	平成29年 3月16日 10時40分		
希望申請期間	平成29年 2月14日 9時00分から平成29年 2月17日 16時00分まで		
希望申請場所	電子調達システムにより希望申請を行ってください。		
希望申請要件1	別紙「発注予定表 希望申請要件」のとおり		
希望申請要件2	入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（東京都建設工事等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」にあたらぬこと。）		
希望申請要件3	東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付 61財経庶 第922号）第5条第1項に基づく排除措置期間中でないこと。		
希望申請要件4	指名停止期間中の者等、東京都工事請負（設計等委託）指名競争入札参加者指名基準において、指名が制限されている者でないこと。		
希望申請要件5	配置予定技術者の資格者証提出にあつては、電子上にて添付してください。		
希望申請要件6	仕様書は公表期間中にダウンロードしてください。		
希望備考	当庁実績のない方は、同種案件の契約実績を証明できる契約書等の写しを提出してください。希望申請を出されても、必ず指名されるとは限りません。		
担当局部課	警視庁総務部用度課		
担当者	契約第四係		
連絡先	03-3581-4321 内線番号：22-474		
発注予定備考	別紙「発注予定表 発注予定備考」のとおり		

# 発注予定表 希望申請要件

希望申請要件1

同種工事または交通信号機の新設、更新、改良等の実績業者であり、本案件の仕様に対応可能な者であること。また、当庁実績のない者は、同種案件の契約実績を証明できる契約書等の写しを提出すること。

## 発注予定表 発注予定備考

本件契約は、平成29年度歳入歳出予算が平成29年3月31日までに東京都議会で可決された場合において、平成29年4月1日に確定させる。

予定価格は、「平成28年度公共工事設計労務単価」を適用しています。

下請契約を締結する時は、法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めてください。また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めてください。【受注者の責務について（公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第8条）】

## 仕 様 書

- 1 工事件名  
東京都23区以外（島部除く）交通信号機応急工事（年間単価契約）
- 2 工事場所  
東京都23区以外（島部除く）の指定する場所
- 3 契約期間  
平成29年4月1日から平成30年 3月31日まで
- 4 概要
- 本工事は、信号施設損壊事案や自然災害による破壊等及び自然条件による急激な劣化による破損、倒壊のおそれ、または管理上支障のある信号施設を応急に措置するもので、以下の各号に従い、工事を速やかに完了すること。
- (1) 使用する機器等の機能、構造については警察庁及び警視庁制定の「交通安全施設仕様書」を適用すること。設置工事等については「警視庁交通信号施設標準工法」及び「東京都土木工事標準仕様書」を適用すること。
  - (2) 前項以外の機器等については当庁の承認を受けた物とすること。
  - (3) 使用材料は日本工業規格（JIS）のあるものはそれに合格した物を使用し、それ以外の物にあつては当庁の承認を受けた物を使用すること。
  - (4) 他所管電柱等に共架又は道路を掘削する場合は当該管理者と打ち合わせた後、交通管制課員（以下「監督員等」という。）の指示を受けた上で施工すること。
  - (5) 受注者は、工事施工に当たり必要な保安資機材を活用するとともに、必ず保安要員を配置し、第三者の生命身体に危害又は工作物等に障害、損傷を与えぬよう細心の注意を払うこと。
  - (6) 工事責任者は、施工中に第三者の生命身体に対する危害又は工作物等に対する損害を生じせしめた場合は、ただちに救護措置等必要な措置を行った後、その状況を本工事を担当する監督員等に速報するものとする。この場合の責は全て受注者が負うこと。
  - (7) 工事施工中の資材、撤去品及び残土等は交通に支障のないように整理し、返納指示された撤去品は速やかに当庁へ返納すること。
  - (8) 廃棄物等の処理については、関係法令の規定に従い受注者の責任において適正に行うとともに写真等で確認出来るように書類等を整理しておくこと。また廃棄物の処理に伴う書類は「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」、「処分及び収集運搬委託業者との契約書」及び「都道府県知事等が発行する当該業者の許可証の写し」を提出すること。
  - (9) 東京都公安委員会が指定する路線（区間）において交通誘導警備員を配置して作業を行う場合は、検定合格警備員を1人以上配置すること。  
なお、検定合格警備員の配置が必要な路線については、平成21年5月1日付「東京都公安委員会告示第169号」によること。（参考：警視庁ホームページに登載）
  - (10) この仕様書に明記しないもので、施工上当然必要とするものは受注者の責任において施工すること。
  - (11) 工事着手及び工事経過については、必ず口頭又は電話等により、その都度監督員等に報告すること。
  - (12) 工事記録写真については、「交通管制課工事記録写真撮影基準」によること。
  - (13) 本契約の履行に当たって自動車を使用し又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。  
ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。  
イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。  
なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
  - (14) 工期内において、発注限度額に達したときは、工期の終了を待たずに、その時点で発注者はこの契約を打ち切る場合がある。  
また、発注限度額に達しない場合であっても、工期の満了をもって、この契約は終了するものとする。  
なお、この場合であっても受注者は異議を主張できないものとする。
  - (15) 本工事について疑義を生じた場合は、協議すること。
- 5 連絡先  
交通管制課 信号機保全係 電話03-3581-4321(内線 52212～6番)



## 単価契約工事（応急工事）特記仕様書

- 1 受注者は、本工事を担当する交通管制課員（以下「監督員等」という。）の指示に従い、指示書、図面、「単価契約工事実施要領」に基づき、施工すること。
- 2 受注者は、本契約期間中、早急に出動できる態勢を保持すること。
- 3 本工事には、信号施設を維持管理する必要上、指示期間には土曜、日曜、祝日、夜間等を含むものとする。
- 4 監督員等の指示方法
  - (1) 監督員等からの指示に基づき、受注者は指示された工事について施工内容確認願を作成、提出し、当庁の承認後、発出する指示書に基づき着手すること。（施工内容確認願とは図面、内訳書等をいう。）
  - (2) 緊急の場合、監督員等からの口頭指示に基づき着手すること。受注者は指示された工事について施工内容確認願を作成、提出すること。
- 5 夜間緊急工事の時間帯は、20時から翌朝6時までとする。  
（現場到着後、作業開始時間を基準とする。）
- 6 使用するコンクリートは早強（H182B）とし、緊急の場合は超速硬ポルトランドセメントとする。
- 7 緊急の場合の掘削、埋め戻しは人力施工とする。
- 8 材料表に「手配」と記入されている物は、製作納期に従って施工すること。
- 9 時間当たり作業員を計上する場合は、監督員等と協議すること。
- 10 工事に伴う発生材の処分については監督員の指示を受けること。  
なお、有価物の売却費については指示書ごとの重量を月単位で集計して請負金額から控除する。
- 11 工事金額の端数計算は、工程単位は小数点以下第2位まで算出し、指示単位の合計金額で円未満を切り捨てること。
- 12 受注者は、指示された工事が完了したときは、完了届、工事記録写真、完成図面（CAD）を提出し、必要とする検査を受けること。
- 13 受注者の変更時に当たっては、新たな受注者と十分に引継ぎを行い、当該業務に支障を来すことの無いように対処しなければならない。この際、必ず引継ぎ書を作成すること。
- 14 発注限度額                    ¥280,411,969

ID番号	工種・規格	工費・複合	単位
<b>制御機等</b>			
1	制御機 取付工	工費のみ	基
2	制御機 撤去工(廃棄)	工費のみ	基
3	制御機 撤去工(再利用)	工費のみ	基
4	制御機 取付金具(上下)引替工	工費のみ	基
5	制御機 整備調整工	工費のみ	基
6	制御機接続架台(U-UC) 取付工	材料含む	複合
7	U型制御機用補助ケース 取付工	材料含む	複合
8	UC型制御機用補助ケース 取付工	材料含む	複合
9	UC-S型制御機用補助ケース 取付工	材料含む	複合
10	防災用補助ケース 取付工	材料含む	複合
11	補助ケース 撤去工	工費のみ	個
12	補助ケース 移設工	工費のみ	個
13	スタンド取付工	基礎 H182B	複合
14	スタンド撤去工	工費のみ	基
15	スタンド取替工	基礎 H182B	複合
16	付加装置 取付工	工費のみ	基
17	付加装置 撤去工(廃棄)	工費のみ	基
18	付加装置 撤去工(再利用)	工費のみ	基
19	歩行者用音響案内装置(本体のみ) 取付工	工費のみ	基
20	歩行者用音響案内装置(本体のみ) 撤去工	工費のみ	基
21	路側式発光機 撤去工	工費のみ	基
22	自動起動式発光機 撤去工(廃棄)	工費のみ	基
23	自動起動式発光機 撤去工(再利用)	工費のみ	基
24	3流入路 現示確認工	工費のみ	式
25	4流入路 現示確認工	工費のみ	式
26	5流入路 現示確認工	工費のみ	式
27	6流入路 現示確認工	工費のみ	式
28	自動起動式発光機 取付工	工費のみ	基
29	制御機 塗装清掃工	材料含む	複合
小計		工種数 : 29	
<b>専用柱等</b>			
201	専用柱挿入式 S 取付工	基礎 H182B	複合
202	専用柱挿入式 S 撤去工	工費のみ	本
203	専用柱挿入式 S 取替工	基礎 H182B	複合
204	専用柱挿入式 M 撤去工	工費のみ	本
205	専用柱T-バーホル 撤去工	工費のみ	本
206	専用柱T-バーホルから挿入式S 取替工	基礎 H182B	複合
207	専用柱クランク式 オフセット0.5 取付工	基礎 H182B	複合
208	専用柱クランク式 オフセット0.5 撤去工	工費のみ	本
209	専用柱クランク式 オフセット1.0 取付工	基礎 H182B	複合
210	専用柱クランク式 オフセット1.0 撤去工	工費のみ	本
211	専用柱一体型クランク式 オフセット0.5 取付工	基礎 H182B	複合
212	専用柱一体型クランク式 オフセット0.5 撤去工	工費のみ	本
213	専用柱一体型クランク式 オフセット1.0 取付工	基礎 H182B	複合
214	専用柱一体型クランク式 オフセット1.0 撤去工	工費のみ	本
215	専用柱ベース式(口600) 取替工	工費のみ	本
216	専用柱ベース式(MB対応) 取付工	工費のみ	本
217	専用柱ベース式(MB対応) 撤去工	工費のみ	本
218	専用柱ベース式(MB対応) 取替工	工費のみ	本
219	専用柱ベース式(SSB対応) 取付工	工費のみ	本
220	専用柱ベース式(SSB対応) 撤去工	工費のみ	本
221	専用柱ベース式(SSB対応) 取替工	工費のみ	本
222	専用柱 取付工	工費のみ	本
223	専用柱 撤去工	工費のみ	本
224	柱頭式歩行者用信号灯柱 101.6φ 取付工	基礎 H182B	複合
225	柱頭式歩行者用信号灯柱 101.6φ 撤去工	工費のみ	本
226	柱頭式歩行者用信号灯柱 101.6φ 取替工	基礎 H182B	複合
227	柱頭式歩行者用信号灯柱 101.6φ 取替工	工費のみ	本
小計		工種数 : 27	
<b>信号灯</b>			
301	車両用信号灯 取付工 アーム付(共通)	工費のみ	灯
302	車両用信号灯 撤去工(廃棄) アーム付(共通)	工費のみ	灯
303	車両用信号灯 撤去工(再利用) アーム付(共通)	工費のみ	灯
304	車両用信号灯(灯箱のみ三位式・矢印灯舎) 取付工	工費のみ	灯
305	車両用信号灯(灯箱のみ三位式・矢印灯舎) 撤去工(廃棄)	工費のみ	灯
306	車両用信号灯(灯箱のみ三位式・矢印灯舎) 撤去工(再利用)	工費のみ	灯
307	車両用信号灯(灯箱のみ一～二位・矢印灯) 取付工	工費のみ	灯
308	車両用信号灯(灯箱のみ一～二位・矢印灯) 撤去工(廃棄)	工費のみ	灯
309	車両用信号灯(灯箱のみ一～二位・矢印灯) 撤去工(再利用)	工費のみ	灯
310	車両用信号灯(闪光灯) 取付工 アーム付	工費のみ	灯
311	車両用信号灯(闪光灯) 撤去工(廃棄) アーム付	工費のみ	灯
312	車両用信号灯(闪光灯) 撤去工(再利用) アーム付	工費のみ	灯
313	歩行者用信号灯(柱用・柱頭式) 取付工	工費のみ	灯
314	歩行者用信号灯(柱用・柱頭式) 撤去工(廃棄)	工費のみ	灯
315	歩行者用信号灯(柱用・柱頭式) 撤去工(再利用)	工費のみ	灯
316	信号灯器用フード(共通)引替工 材料別	工費のみ	枚
317	車両用信号灯器取付金具 取付工	工費のみ	組
318	車両用信号灯器取付金具 撤去工	工費のみ	組
小計		工種数 : 18	

ID番号	工種・規格	工費・複合	単位
<b>感知器等</b>			
401	車両感知器(制御機) 取付工	工費のみ 調整含む	基
402	車両感知器(制御機) 撤去工(廃棄)	工費のみ	基
403	車両感知器(制御機) 撤去工(再利用)	工費のみ	基
404	画像感知器(カメラ部) 取付工	工費のみ	基
405	画像感知器(カメラ部) 撤去工	工費のみ	基
406	車両感知器アーム 取付工	工費のみ	本
407	車両感知器アーム 撤去工	工費のみ	本
小計		工種数 : 7	
<b>押ボタン等</b>			
501	押ボタン箱/二輪車感知器 取付工	工費のみ	個
502	押ボタン箱/二輪車感知器 撤去工	工費のみ	個
503	自立式 押ボタン箱柱 取付工	基礎 H182B 材料含む 基礎材含む・路面復旧含まず	複合 本
504	自立式 押ボタン箱柱 撤去工	工費のみ 基礎撤去・路面復旧含まず	本
505	自立式押ボタン箱柱 取替工	基礎 H182B 材料含む 基礎再利用・路面復旧含まず	複合 本
506	スピーカー/マイク 撤去工	工費のみ	個
507	歩行者支援システムI型発光部 取付工	工費のみ	基
508	歩行者支援システムI型発光部 撤去工	工費のみ	基
509	歩行者支援システムI型制御部 取付工	工費のみ	基
510	歩行者支援システムI型制御部 撤去工	工費のみ	基
511	受信機(アンテナ、立上りパイプ等) 取付工	工費のみ	個
512	受信機(アンテナ、立上りパイプ等) 撤去工	工費のみ	個
513	受信機用電源(立上りパイプ等) 取付工	工費のみ	個
514	受信機用電源(立上りパイプ等) 撤去工	工費のみ	個
515	歩行者支援システムI型 調整工	工費のみ	基
小計		工種数 : 15	
<b>通信伝送装置類</b>			
601	空間データ伝送装置(光/無線) 取付工	工費のみ	台
602	空間データ伝送装置(光/無線) 撤去工	工費のみ	台
小計		工種数 : 2	
<b>配線関係</b>			
701	配線 架設工	工費のみ	区間
702	配線 撤去工	工費のみ	区間
703	配線 管路引き入れ工	工費のみ	m
704	配線 管路引き抜き工	工費のみ	m
705	端子箱 4線式13P 取付工	材料含む	複合 個
706	端子箱 4線式21P 取付工	材料含む	複合 個
707	端子箱 4線式31P 取付工	材料含む	複合 個
708	端子箱 TCU通信(バス用) 5P 取付工	材料含む	複合 個
709	端子箱 TCU通信(バス用) 10P 取付工	材料含む	複合 個
710	端子箱 撤去工	工費のみ	個
711	端子箱 移設工	移設	個
712	配線管接続箱(プルボックス 200×150×100) 取付工	材料含む	複合 個
713	配線管接続箱(プルボックス 200×200×100) 取付工	材料含む	複合 個
714	配線管接続箱(プルボックス 350×200×100) 取付工	材料含む	複合 個
715	配線管接続箱(プルボックス) 撤去工	工費のみ	個
小計		工種数 : 15	

ID番号	工種・規格	工費・複合	単位
立上りパイプ・配線管			
801	立上りパイプ径54mm 取付工	材料含む (信号用)	複合 本
802	立上りパイプ径42mm 取付工	材料含む (視覚障害者用)	複合 本
803	立上りパイプ径31mm 取付工	材料含む (タッチ式 新型押しボタン用)	複合 本
804	立上りパイプ径25mm 取付工	材料含む (Ⅱ型押しボタンなど用)	複合 本
805	立上りパイプ径36mm 取付工	材料含む (車両感知器用)	複合 本
806	立上りパイプ(19mm) 取付工	材料含む (電源用)	複合 本
807	立上りパイプ(19mm) 取付工	材料含む (専用線用)	複合 本
808	立上りパイプ(28mm) 取付工	材料含む (応応部用)	複合 本
809	立上りパイプ(28mm) 取付工	材料含む (音声案内装置用)	複合 本
810	立上りパイプ(信号・感知器など)撤去工	工費のみ	本
811	立上りパイプ(信号・感知器など)移設工	工費のみ	本
812	立上りパイプ(電源/専用線)撤去工	工費のみ	本
813	立上りパイプ(電源/専用線)移設工	工費のみ	本
814	立上りパイプ地下線用(28mm) 取付工	材料含む	複合 本
815	立上りパイプ地下線用(54mm) 取付工	材料含む	複合 本
816	立上りパイプ地下線用(82mm) 取付工	材料含む	複合 本
817	立上りパイプ地下線用 撤去工	工費のみ	本
818	立上りパイプ地下線用 移設工	工費のみ	本
819	接続管(28mm) 取付工	材料含む	複合 本
820	接続管(36mm) 取付工	材料含む	複合 本
821	接続管(54mm) 取付工	材料含む	複合 本
822	接続管 撤去工	工費のみ	本
823	接続管 移設工	工費のみ	本
824	電源用開閉器 20A/30A 取付工	材料含む	複合 本
825	電源用開閉器(防水型・発火接続用)20A/30A 取付工	材料含む	複合 個
826	電源用開閉器 撤去工	工費のみ	個
827	電源用開閉器 移設工	工費のみ	個
828	専用線保護箱1回線用(リンク等含む) 取付工	材料含む	複合 個
829	専用線保護箱2回線用(リンク等含む) 取付工	材料含む	複合 個
830	専用線保護箱 撤去工	工費のみ	個
831	専用線保護箱 移設工	工費のみ	個
832	埋設管関係(深さ0.6m)掘削復旧	工費のみ	路面復旧含まず m
833	埋設保護シート 敷設	材料含む	複合 m
834	埋設管(FEP30mm) 敷設	材料含む (区間10m未満)	掘削・復旧含まず 複合 m
835	埋設管(FEP30mm) 敷設	材料含む (区間10m以上)	掘削・復旧含まず 複合 m
836	埋設管(FEP50mm) 敷設	材料含む (区間10m未満)	掘削・復旧含まず 複合 m
837	埋設管(FEP50mm) 敷設	材料含む (区間10m以上)	掘削・復旧含まず 複合 m
838	埋設管(FEP80mm) 敷設	材料含む (区間10m未満)	掘削・復旧含まず 複合 m
839	埋設管(FEP80mm) 敷設	材料含む (区間10m以上)	掘削・復旧含まず 複合 m
840	埋設管(強化可とう管75mm) 敷設	材料含む (区間10m未満)	掘削・復旧含まず 複合 m
841	埋設管(強化可とう管75mm) 敷設	材料含む (区間10m以上)	掘削・復旧含まず 複合 m
842	埋設管(FEP/強化可とう管) 撤去	工費のみ (区間10m未満)	掘削・復旧含まず m
843	埋設管(FEP/強化可とう管) 撤去	工費のみ (区間10m以上)	掘削・復旧含まず m
844	埋設管(28mm) 敷設	工費のみ	掘削・復旧含まず m
845	埋設管(28mm) 撤去	工費のみ	掘削・復旧含まず m
846	埋設管(50A) 撤去	工費のみ	掘削・復旧含まず m
847	埋設管(80A) 撤去	工費のみ	掘削・復旧含まず m
848	ハンドホール 取付工	共通単価	工費のみ 路面復旧・掘削・復旧含まず 個
849	ハンドホール 撤去工	共通単価	工費のみ 路面復旧・掘削・復旧含まず 個
850	ハンドホール蓋枠 取付工	工費のみ	路面復旧含まず 個
851	ハンドホール蓋枠 撤去工	工費のみ	路面復旧含まず 個
852	ハンドホール レベル調整工	工費のみ	路面復旧含まず 個
853	ハンドホール蓋 取替工	工費のみ	路面復旧含まず 個
854	パイプ付きアース 設置工	材料含む	複合 本
855	パイプ無しアース 設置工	材料含む	複合 本
856	アース用パイプ 取替工	材料含む	複合 本
小計		工種数 : 56	
板類			
1.001	標示板(車両灯用) 取付工	工費のみ	枚
1.002	標示板(車両灯用) 撤去工	工費のみ	枚
1.003	標示板(歩行者灯用) 取付工	工費のみ	枚
1.004	標示板(歩行者灯用) 撤去工	工費のみ	枚
1.005	内照式標示板(車両灯用) 取付工	工費のみ	式
1.006	内照式標示板(車両灯用) 撤去工	工費のみ	式
1.007	待時間表示装置 撤去工	工費のみ	基
小計		工種数 : 7	

応急工事工種(年間単価契約)(昼間)

23区以外

ID番号	工種・規格	工費・複合	単位
道路復旧等			
1.101	舗装版(アスファルト舗装版 15cm以下) 切断工	工費のみ	m
1.102	舗装版(コンクリート舗装版 15cm以下) 切断工	工費のみ	m
1.103	舗装版(人力・4cm以下) 取壊し工	工費のみ	m2
1.104	舗装版(人力・4cm超10cm以下) 取壊し工	工費のみ	m2
1.105	舗装ブロック 撤去工	工費のみ ブロック再利用	m2
1.106	舗装平板 撤去工	工費のみ 平板再利用	m2
1.107	アスファルト(歩道・透水性) 舗装工	人力 材料含む	複合 m2
1.108	アスファルト(歩道・非透水性) 舗装工	人力 材料含む	複合 m2
1.109	コンクリート 舗装工	材料含む	複合 m2
1.110	インターロッキングブロック(歩道) 設置工	人力 工費のみ ブロック再利用	複合 m2
1.111	アスファルト(車道) 舗装工	人力 材料含む	複合 m2
1.112	舗装平板 設置工	工費のみ 平板再利用	m2
1.113	型枠工	工費のみ	m2
1.114	コンクリート構造物基礎工	工費のみ	m3
1.115	掘削(床掘工)	工費のみ	m3
1.116	埋め戻し工	人力 工費のみ	m3
1.117	コンクリート工(H182B・1m以下)	材料含む	複合 m3
1.118	コンクリート工(H182B・1mを超える)	材料含む	複合 m3
1.119	コンクリート工(H212B・1m以下)	材料含む	複合 m3
1.120	コンクリート工(H212B・1mを超える)	材料含む	複合 m3
1.121	コンクリート運し(無筋)	人力 工費のみ	m3
1.122	ダンプトラック運転 10t (建設廃材処理) 時間供用		台
1.123	ダンプトラック運転 4t (建設廃材処理) 時間供用		台
1.124	ダンプトラック運転 2t (建設廃材処理) 時間供用		台
1.125	トラック運転 2t (濁水) 時間供用		台
1.126	建設廃材受入料金 濁水		t
1.127	建設廃材受入料金 アスコン		m3
1.128	建設廃材受入料金 コンクリート(無筋)		m3
小計		工種数 : 28	
TAAMS関係			
1.201	TAAMS制御機 撤去工(再利用)	工費のみ	基
1.202	TAAMS制御機 移設工	工費のみ	基
1.203	TAAMS制御機 整備調整工	整備調整費	基
1.204	TAAMSカメラ機器(マイク含む) 撤去工(再利用)	工費のみ	基
1.205	TAAMSカメラ機器(マイク含む) 移設工	工費のみ	基
1.206	TAAMSカメラ機器(マイク含む) 調整工	調整費	基
小計		工種数 : 6	
1.301	保安要員A(1日あたり)		人
1.302	保安要員A(O.5日あたり)		人
1.303	保安要員B(1日あたり)		人
1.304	保安要員B(O.5日あたり)		人
1.305	特殊作業員(1時間あたり)		人
1.306	普通作業員(1時間あたり)		人
1.307	電工(1時間あたり)		人
1.308	世話役(1時間あたり)		人
1.309	技師B(1時間あたり)		人
1.310	技術員(1時間あたり)		人
1.311	現場発生品・支給品運搬 4t車 1回当り平均積載0.1t以下		式
1.312	現場発生品・支給品運搬 4t車 1回当り平均積載0.1t超0.2t以下		式
1.313	現場発生品・支給品運搬 4t車 1回当り平均積載0.2t超0.3t以下		式
1.314	現場発生品・支給品運搬 4t車 1回当り平均積載0.3t超0.5t以下		式
1.315	現場発生品・支給品運搬 4t車 1回当り平均積載0.5t超0.8t以下		式
1.316	現場発生品・支給品運搬 4t車 1回当り平均積載0.8t超1.1t以下		式
1.317	現場発生品・支給品運搬 4t車 1回当り平均積載1.1t超1.5t以下		式
1.318	現場発生品・支給品運搬 4t車 1回当り平均積載1.5t超2.0t以下		式
1.319	現場発生品・支給品運搬 4t車 1回当り平均積載2.0t超2.6t以下		式
1.320	現場発生品・支給品運搬 4t車 1回当り平均積載2.6t超2.95t以下		式
1.321	現場発生品・支給品運搬 2t車 1回当り平均積載0.1t以下		式
1.322	現場発生品・支給品運搬 2t車 1回当り平均積載0.1t超0.2t以下		式
1.323	現場発生品・支給品運搬 2t車 1回当り平均積載0.2t超0.3t以下		式
1.324	現場発生品・支給品運搬 2t車 1回当り平均積載0.3t超0.5t以下		式
1.325	現場発生品・支給品運搬 2t車 1回当り平均積載0.5t超0.8t以下		式
1.326	現場発生品・支給品運搬 2t車 1回当り平均積載0.8t超1.1t以下		式
1.327	現場発生品・支給品運搬 2t車 1回当り平均積載1.1t超1.5t以下		式
1.328	現場発生品・支給品運搬 2t車 1回当り平均積載1.5t超2.0t以下		式
小計		工種数 : 28	
合計		工種数 : 238	

ID番号	工程・規格	工費・複合	単位
<b>制御機等</b>			
5.001	制御機 取付工	工費のみ	(夜間・緊急) 基
5.002	制御機 撤去工(廃棄)	工費のみ	(夜間・緊急) 基
5.003	制御機 撤去工(再利用)	工費のみ	(夜間・緊急) 基
5.004	制御機取付器具(上下) 取替工	工費のみ	(夜間・緊急) 組
5.005	制御機 整備調整工	工費のみ	(夜間・緊急) 基
5.006	補助ケース 撤去工	工費のみ	(夜間・緊急) 個
5.007	補助ケース 移設工	工費のみ	(夜間・緊急) 個
5.008	スタンド取付工	基礎 経通線Co 材料含む	基礎材・スタンド含む/アンカー・路面復旧含まず 複合 (夜間・緊急) 基
5.009	スタンド撤去工	工費のみ	路面復旧含まず (夜間・緊急) 基
5.010	スタンド取替工	基礎 経通線Co 材料含む	基礎再利用・路面復旧含まず 複合 (夜間・緊急) 基
5.011	付加装置 取付工	工費のみ	(夜間・緊急) 基
5.012	付加装置 撤去工(廃棄)	工費のみ	(夜間・緊急) 基
5.013	付加装置 撤去工(再利用)	工費のみ	(夜間・緊急) 基
5.014	歩行者用音響案内装置(本体のみ) 取付工	工費のみ	(夜間・緊急) 基
5.015	歩行者用音響案内装置(本体のみ) 撤去工	工費のみ	(夜間・緊急) 基
5.016	院側式発火 撤去工	工費のみ	(夜間・緊急) 基
5.017	自動起動式発火機 撤去工(廃棄)	工費のみ	基礎残し・路面復旧含まず (夜間・緊急) 基
5.018	自動起動式発火機 撤去工(再利用)	工費のみ	基礎残し・路面復旧含まず (夜間・緊急) 基
5.019	3流入路 表示確認工	工費のみ	(夜間・緊急) 式
5.020	4流入路 表示確認工	工費のみ	(夜間・緊急) 式
5.021	5流入路 表示確認工	工費のみ	(夜間・緊急) 式
5.022	6流入路 表示確認工	工費のみ	(夜間・緊急) 式
小計 工種数 : 22			
<b>専用柱等</b>			
5.201	専用柱挿入式 S 取付工	基礎 経通線Co 材料含む	基礎材含む/路面復旧含まず 複合 (夜間・緊急) 本
5.202	専用柱挿入式 S 撤去工	工費のみ	基礎撤去含む/路面復旧含まず (夜間・緊急) 本
5.203	専用柱挿入式 S 取替工	基礎 経通線Co 材料含む	基礎材含む/路面復旧含まず 複合 (夜間・緊急) 本
5.204	専用柱挿入式 M 撤去工	工費のみ	基礎撤去含む/路面復旧含まず (夜間・緊急) 本
5.205	専用柱テーパーポール 撤去工	工費のみ	基礎撤去含む/路面復旧含まず (夜間・緊急) 本
5.206	専用柱テーパーポールから挿入式S 取替工	基礎 経通線Co 材料含む	基礎材含む/路面復旧含まず 複合 (夜間・緊急) 本
5.207	専用柱クランク式 オフセット0.5 取付工	基礎 経通線Co 材料含む	基礎材含む/路面復旧含まず 複合 (夜間・緊急) 本
5.208	専用柱クランク式 オフセット0.5 撤去工	工費のみ	基礎撤去含む/路面復旧含まず (夜間・緊急) 本
5.209	専用柱クランク式 オフセット1.0 取付工	基礎 経通線Co 材料含む	基礎材含む/路面復旧含まず 複合 (夜間・緊急) 本
5.210	専用柱クランク式 オフセット1.0 撤去工	工費のみ	基礎撤去含む/路面復旧含まず (夜間・緊急) 本
5.211	専用柱一体型クランク式 オフセット0.5 取付工	基礎 経通線Co 材料含む	基礎材含む/路面復旧含まず 複合 (夜間・緊急) 本
5.212	専用柱一体型クランク式 オフセット0.5 撤去工	工費のみ	基礎撤去含む/路面復旧含まず (夜間・緊急) 本
5.213	専用柱一体型クランク式 オフセット1.0 取付工	基礎 経通線Co 材料含む	基礎材含む/路面復旧含まず 複合 (夜間・緊急) 本
5.214	専用柱一体型クランク式 オフセット1.0 撤去工	工費のみ	基礎撤去含む/路面復旧含まず (夜間・緊急) 本
5.215	専用柱ベース式 (R800) 取替工	工費のみ	基礎再利用・路面復旧含まず (夜間・緊急) 本
5.216	専用柱ベース式(MB対応) 取付工	工費のみ	基礎再利用・路面復旧含まず (夜間・緊急) 本
5.217	専用柱ベース式(MB対応) 撤去工	工費のみ	基礎残し・路面復旧含まず (夜間・緊急) 本
5.218	専用柱ベース式(MB対応) 取替工	工費のみ	基礎再利用・路面復旧含まず (夜間・緊急) 本
5.219	専用柱ベース式(SSB対応) 取付工	工費のみ	基礎再利用・路面復旧含まず (夜間・緊急) 本
5.220	専用柱ベース式(SSB対応) 撤去工	工費のみ	基礎残し・路面復旧含まず (夜間・緊急) 本
5.221	専用柱ベース式(SSB対応) 取替工	工費のみ	基礎再利用・路面復旧含まず (夜間・緊急) 本
5.222	専用柱 取付工	工費のみ	柱のみ(特殊基礎に使用) (夜間・緊急) 本
5.223	専用柱 撤去工	工費のみ	柱のみ(特殊基礎に使用) (夜間・緊急) 本
5.224	柱頭式歩行者用信号灯柱 101.8φ 取付工	基礎 経通線Co 材料含む	基礎材含む/路面復旧含まず 複合 (夜間・緊急) 本
5.225	柱頭式歩行者用信号灯柱 101.8φ 撤去工	工費のみ	路面復旧含まず (夜間・緊急) 本
5.226	柱頭式歩行者用信号灯柱 101.8φ 取替工	基礎 経通線Co 材料含む	基礎材含む/路面復旧含まず 複合 (夜間・緊急) 本
5.227	柱頭式歩行者用信号灯柱 101.6φ 取替工	工費のみ	基礎再利用・路面復旧含まず (夜間・緊急) 本
小計 工種数 : 27			
<b>信号灯</b>			
5.301	車両用信号灯 取付工 アーム付(共通)	工費のみ	(夜間・緊急) 灯
5.302	車両用信号灯 撤去工(廃棄) アーム付(共通)	工費のみ	(夜間・緊急) 灯
5.303	車両用信号灯 撤去工(再利用) アーム付(共通)	工費のみ	(夜間・緊急) 灯
5.304	車両用信号灯(灯箱のみ三位式・矢印灯舎) 取付工	工費のみ	(夜間・緊急) 灯
5.305	車両用信号灯(灯箱のみ三位式・矢印灯舎) 撤去工(廃棄)	工費のみ	(夜間・緊急) 灯
5.306	車両用信号灯(灯箱のみ三位式・矢印灯舎) 撤去工(再利用)	工費のみ	(夜間・緊急) 灯
5.307	車両用信号灯(灯箱のみ一〜二位・矢印灯) 取付工	工費のみ	(夜間・緊急) 灯
5.308	車両用信号灯(灯箱のみ一〜二位・矢印灯) 撤去工(廃棄)	工費のみ	(夜間・緊急) 灯
5.309	車両用信号灯(灯箱のみ一〜二位・矢印灯) 撤去工(再利用)	工費のみ	(夜間・緊急) 灯
5.310	車両用信号灯(閃光灯) 取付工 アーム付	工費のみ	(夜間・緊急) 灯
5.311	車両用信号灯(閃光灯) 撤去工(廃棄)アーム付	工費のみ	(夜間・緊急) 灯
5.312	車両用信号灯(閃光灯) 撤去工(再利用)アーム付	工費のみ	(夜間・緊急) 灯
5.313	歩行者用信号灯(柱用・柱頭式) 取付工	工費のみ	(夜間・緊急) 灯
5.314	歩行者用信号灯(柱用・柱頭式) 撤去工(廃棄)	工費のみ	(夜間・緊急) 灯
5.315	歩行者用信号灯(柱用・柱頭式) 撤去工(再利用)	工費のみ	(夜間・緊急) 灯
5.316	信号灯専用フード(共通)引替工 材料別	工費のみ	(夜間・緊急) 枚
5.317	車両用信号灯取付器具 取付工	工費のみ	(夜間・緊急) 組
5.318	車両用信号灯取付器具 撤去工	工費のみ	(夜間・緊急) 組
小計 工種数 : 18			
<b>感知器等</b>			
5.401	車両感知器(制御機) 撤去工(廃棄)	工費のみ	(夜間・緊急) 基
5.402	車両感知器(制御機) 撤去工(再利用)	工費のみ	(夜間・緊急) 基
5.403	画像感知器(カメラ部) 撤去工	工費のみ	(夜間・緊急) 基
5.404	車両感知器アーム 取付工	工費のみ	(夜間・緊急) 本
5.405	車両感知器アーム 撤去工	工費のみ	(夜間・緊急) 本
小計 工種数 : 5			
<b>押ボタン等</b>			
5.501	押ボタン箱/二輪車感知器 取付工	工費のみ	(夜間・緊急) 個
5.502	押ボタン箱/二輪車感知器 撤去工	工費のみ	(夜間・緊急) 個
5.503	自立式 押ボタン箱柱 取付工	基礎 経通線Co 材料含む	基礎材含む・路面復旧含まず 複合 (夜間・緊急) 本
5.504	自立式 押ボタン箱柱 撤去工	工費のみ	基礎撤去・路面復旧含まず (夜間・緊急) 本
5.505	自立式押ボタン箱柱 取替工	基礎 経通線Co 材料含む	基礎再利用・路面復旧含まず 複合 (夜間・緊急) 本
5.506	スピーカ/マイク 撤去工	工費のみ	(夜間・緊急) 個
5.507	歩行者支援システムI型発光部 撤去工	工費のみ	(夜間・緊急) 基
5.508	歩行者支援システムI型制御部 撤去工	工費のみ	(夜間・緊急) 基
5.509	受信機(アンテナ、立上りパイプ等) 撤去工	工費のみ	(夜間・緊急) 個
5.510	受信機用電源(立上りパイプ等) 撤去工	工費のみ	(夜間・緊急) 個
小計 工種数 : 10			

ID番号	工種・規格	工費・複合	単位
通信伝送装置類			
5.601	空間データ伝送装置(光/無線) 取付工	工費のみ	(夜間・緊急) 台
5.602	空間データ伝送装置(光/無線) 撤去工	工費のみ	(夜間・緊急) 台
小計		工種数: 2	
配線関係			
5.701	配線 架設工	工費のみ	(夜間・緊急) 区間
5.702	配線 撤去工	工費のみ	(夜間・緊急) 区間
5.703	配線 管誘引き入れ工	工費のみ	(夜間・緊急) m
5.704	配線 管誘引き抜き工	工費のみ	(夜間・緊急) m
5.705	端子箱 4線式13P 取付工	材料含む	複合 (夜間・緊急) 個
5.706	端子箱 4線式21P 取付工	材料含む	複合 (夜間・緊急) 個
5.707	端子箱 4線式31P 取付工	材料含む	複合 (夜間・緊急) 個
5.708	端子箱 TCU通信(バス用) 5P 取付工	材料含む	複合 (夜間・緊急) 個
5.709	端子箱 TCU通信(バス用) 10P 取付工	材料含む	複合 (夜間・緊急) 個
5.710	端子箱 撤去工	工費のみ	(夜間・緊急) 個
5.711	端子箱 移設工	移設	(夜間・緊急) 個
5.712	配線管接続箱(プルボックス) 撤去工	工費のみ	(夜間・緊急) 個
小計		工種数: 12	
立上りパイプ・配線管			
5.801	立上りパイプ径64mm 取付工	材料含む (番号用)	複合 (夜間・緊急) 本
5.802	立上りパイプ径42mm 取付工	材料含む (捜索調査専用)	複合 (夜間・緊急) 本
5.803	立上りパイプ径31mm 取付工	材料含む (タッチ式 新型押しボタン用)	複合 (夜間・緊急) 本
5.804	立上りパイプ径26mm 取付工	材料含む (I・II型押しボタン編など用)	複合 (夜間・緊急) 本
5.805	立上りパイプ径36mm 取付工	材料含む (車両感知専用)	複合 (夜間・緊急) 本
5.806	立上りパイプ(19mm) 取付工	材料含む (電源用)	複合 (夜間・緊急) 本
5.807	立上りパイプ(19mm) 取付工	材料含む (専用線用)	複合 (夜間・緊急) 本
5.808	立上りパイプ(28mm) 取付工	材料含む (感応部用)	複合 (夜間・緊急) 本
5.809	立上りパイプ(28mm) 取付工	材料含む (音声案内装置用)	複合 (夜間・緊急) 本
5.810	立上りパイプ(番号・感知線など) 撤去工	工費のみ	(夜間・緊急) 本
5.811	立上りパイプ(番号・感知線など) 移設工	工費のみ	(夜間・緊急) 本
5.812	立上りパイプ(電源/専用線) 撤去工	工費のみ	(夜間・緊急) 本
5.813	立上りパイプ(電源/専用線) 移設工	工費のみ	(夜間・緊急) 本
5.814	立上りパイプ地下線用(28mm) 取付工	材料含む	複合 (夜間・緊急) 本
5.815	立上りパイプ地下線用(54mm) 取付工	材料含む	複合 (夜間・緊急) 本
5.816	立上りパイプ地下線用(82mm) 取付工	材料含む	複合 (夜間・緊急) 本
5.817	立上りパイプ地下線用 撤去工	工費のみ	(夜間・緊急) 本
5.818	立上りパイプ地下線用 移設工	工費のみ	(夜間・緊急) 本
5.819	接続管(28mm) 取付工	材料含む	複合 (夜間・緊急) 本
5.820	接続管(36mm) 取付工	材料含む	複合 (夜間・緊急) 本
5.821	接続管(54mm) 取付工	材料含む	複合 (夜間・緊急) 本
5.822	接続管 撤去工	工費のみ	(夜間・緊急) 本
5.823	接続管 移設工	工費のみ	(夜間・緊急) 本
5.824	電源用開閉器 20A/30A 取付工	材料含む	複合 (夜間・緊急) 本
5.825	電源用開閉器(防水型・発火探検用)20A/30A 取付工	材料含む	複合 (夜間・緊急) 個
5.826	電源用開閉器 撤去工	工費のみ	(夜間・緊急) 個
5.827	電源用開閉器 移設工	工費のみ	(夜間・緊急) 個
5.828	専用線保護箱1回線用(リンク等含む) 取付工	材料含む	複合 (夜間・緊急) 個
5.829	専用線保護箱2回線用(リンク等含む) 取付工	材料含む	複合 (夜間・緊急) 個
5.830	専用線保護箱 撤去工	工費のみ	(夜間・緊急) 個
5.831	専用線保護箱 移設工	工費のみ	(夜間・緊急) 個
5.832	埋設管関係(深さ0.6m) 掘削復旧	人力 工費のみ	路面復旧含まず (夜間・緊急) m
5.833	埋設保護シート 敷設	材料含む	複合 (夜間・緊急) m
5.834	埋設管(FEP30mm) 敷設	材料含む (掘削10cm未満)	掘削・復旧含まず 複合 (夜間・緊急) m
5.835	埋設管(FEP30mm) 敷設	材料含む (掘削10cm以上)	掘削・復旧含まず 複合 (夜間・緊急) m
5.836	埋設管(FEP50mm) 敷設	材料含む (掘削10cm未満)	掘削・復旧含まず 複合 (夜間・緊急) m
5.837	埋設管(FEP50mm) 敷設	材料含む (掘削10cm以上)	掘削・復旧含まず 複合 (夜間・緊急) m
5.838	埋設管(FEP80mm) 敷設	材料含む (掘削10cm未満)	掘削・復旧含まず 複合 (夜間・緊急) m
5.839	埋設管(FEP80mm) 敷設	材料含む (掘削10cm以上)	掘削・復旧含まず 複合 (夜間・緊急) m
5.840	埋設管(強化可とう管75mm) 敷設	材料含む (掘削10cm未満)	掘削・復旧含まず 複合 (夜間・緊急) m
5.841	埋設管(強化可とう管75mm) 敷設	材料含む (掘削10cm以上)	掘削・復旧含まず 複合 (夜間・緊急) m
5.842	埋設管(FEP/強化可とう管) 撤去	工費のみ (掘削10cm未満)	掘削・復旧含まず (夜間・緊急) m
5.843	埋設管(FEP/強化可とう管) 撤去	工費のみ (掘削10cm以上)	掘削・復旧含まず (夜間・緊急) m
5.844	埋設管(28mm) 敷設	工費のみ	掘削・復旧含まず (夜間・緊急) m
5.845	埋設管(28mm) 撤去	工費のみ	掘削・復旧含まず (夜間・緊急) m
5.846	埋設管(50A) 撤去	工費のみ	掘削・復旧含まず (夜間・緊急) m
5.847	埋設管(80A) 撤去	工費のみ	掘削・復旧含まず (夜間・緊急) m
5.848	ハンドホール 取付工	工費のみ 共通単価	路面復旧・掘削・復旧含まず (夜間・緊急) 個
5.849	ハンドホール 撤去工	工費のみ 共通単価	路面復旧・掘削・復旧含まず (夜間・緊急) 個
5.850	ハンドホール蓋付 取付工	工費のみ	路面復旧含まず (夜間・緊急) 個
5.851	ハンドホール蓋付 撤去工	工費のみ	路面復旧含まず (夜間・緊急) 個
5.852	ハンドホール レベル調整工	工費のみ	路面復旧含まず (夜間・緊急) 個
5.853	ハンドホール蓋 取替工	工費のみ	(夜間・緊急) 個
5.854	パイプ付きアース 設置工	材料含む	複合 (夜間・緊急) 本
5.855	パイプ無しアース 設置工	材料含む	複合 (夜間・緊急) 本
5.856	アース用パイプ 取替工	材料含む	複合 (夜間・緊急) 本
小計		工種数: 56	
板類			
6.001	標示板(車両灯用) 撤去工	工費のみ	(夜間・緊急) 枚
6.002	標示板(歩行者灯用) 撤去工	工費のみ	(夜間・緊急) 枚
6.003	内照式標示板(車両灯用) 撤去工	工費のみ	(夜間・緊急) 式
6.004	待時間表示装置 撤去工	工費のみ	(夜間・緊急) 基
小計		工種数: 4	

応急工事工種(年間単価契約)(夜間)

23区以外

ID番号	工種・規格	工費・複合	単位
道路復旧等			
6.101	舗装版(アスファルト舗装版15cm以下) 切断工	工費のみ	(夜間・緊急) m
6.102	舗装版(コンクリート舗装版15cm以下) 切断工	工費のみ	(夜間・緊急) m
6.103	舗装版(人力・4cm以下) 取壊し工	工費のみ	(夜間・緊急) m2
6.104	舗装版(人力・4cm超10cm以下) 取壊し工	工費のみ	(夜間・緊急) m2
6.105	舗装ブロック 撤去工	工費のみ	ブロック再利用 (夜間・緊急) m2
6.106	舗装平板 撤去工	工費のみ	平板再利用 (夜間・緊急) m2
6.107	アスファルト(歩道・透水性) 舗装工	人力 材料含む	複合 (夜間・緊急) m2
6.108	アスファルト(歩道・非透水性) 舗装工	人力 材料含む	複合 (夜間・緊急) m2
6.109	コンクリート 舗装工	材料含む	複合 (夜間・緊急) m2
6.110	インターロッキングブロック(歩道) 設置工	人力 工費のみ	ブロック再利用 (夜間・緊急) m2
6.111	アスファルト(車道) 舗装工	人力 材料含む	複合 (夜間・緊急) m2
6.112	舗装平板 設置工	工費のみ	平板再利用 (夜間・緊急) m2
6.113	型枠工	工費のみ	(夜間・緊急) m2
6.114	コンクリート構造物基礎工	工費のみ	(夜間・緊急) m3
6.115	掘削(既設工)	工費のみ	(夜間・緊急) m3
6.116	埋め戻し工	人力 工費のみ	(夜間・緊急) m3
6.117	コンクリート工(超厚硬コンクリート・1m以下)	材料含む	複合 (夜間・緊急) m3
6.118	コンクリート工(超厚硬コンクリート・1mを超える)	材料含む	複合 (夜間・緊急) m3
6.119	コンクリート壊し(無筋)	人力 工費のみ	(夜間・緊急) m3
小計		工種数 : 19	
TAAMS関係			
6.201	TAAMS制機機 撤去工(再利用)	工費のみ	(夜間・緊急) 臺
6.202	TAAMSカメラ機器(マイク含む) 撤去工(再利用)	工費のみ	(夜間・緊急) 臺
小計		工種数 : 2	
6.301	保安要員A(1日あたり)		(夜間・緊急) 人
6.302	保安要員A(O.5日あたり)		(夜間・緊急) 人
6.303	保安要員B(1日あたり)		(夜間・緊急) 人
6.304	保安要員B(O.5日あたり)		(夜間・緊急) 人
6.305	特殊作業員(1時間あたり)		(夜間・緊急) 人
6.306	普通作業員(1時間あたり)		(夜間・緊急) 人
6.307	職工(1時間あたり)		(夜間・緊急) 人
6.308	世話役(1時間あたり)		(夜間・緊急) 人
6.309	技師B(1時間あたり)		(夜間・緊急) 人
6.310	技術員(1時間あたり)		(夜間・緊急) 人
小計		工種数 : 10	
合計		工種数 : 187	



区分	ID番号	品名	種別・規格	指定色	単位
	10,001	集中制御機(UC-S形感応用)	感応ノ運動機能付24ー ー12		基
	10,002	定周期制御機(UC-S形感応用)	感応ノ運動機能付24ー ー12		基
	10,003	スピーカー	視覚障害者用(取付金具・ケーブル付)		個
	10,004	「Ⅱ」型押ボタン箱	ケーブル付		個
	10,005	歩行者感応押ボタン箱	音声付(ケーブル付)		個
	10,006	受信機	弱者用(付属品付)		個
	10,007	受信機用電源装置	弱者用(付属品付)		個
	10,008	音響、高齢者感応用押ボタン箱	ケーブル付		個
	10,009	音響等感応用音声押ボタン箱(1S)	アンテナ・ケーブル付		個
	10,010	音響等感応用音声押ボタン箱(2S)	アンテナ・ケーブル付		個
	10,011	超音波式車両感知器	C型1波用 本体		基
	10,012	超音波式車両感知器	C型2波用 本体		基
	10,013	超音波式車両感知器	送受器(シールドケーブル、取付金具付)		個
	10,014	閉散時車両感知器	標準型1波用(送受器付)		基
	10,015	閉散時車両感知器	標準型2波用(送受器付)		基
	10,016	閉散時車両感知器	方向判別型1波用(送受器付)		基
	10,017	データ伝送装置(無線)	主局・中継局・従局		基
	10,018	データ伝送装置(光)	接点用(単品)		基
	10,019	データ伝送装置(光)	シリアル用(単品)		基
手配	10,020	リコール制御用画像式車両感知器	カメラ付		基
	10,021	遠赤外線車両感知器用無線LAN	親機・中継器		基
手配	10,022	遠赤外線車両感知器(ソーラー)	1車線用、ソーラーパネル、無線LAN、ヘッド付		基
手配	10,023	遠赤外線車両感知器(ソーラー)	2車線用、ソーラーパネル、無線LAN、ヘッド付		基
手配	10,024	遠赤外線車両感知器用無線LAN(ソーラー)	中継器		基
	10,025	U形車両用信号灯(三位式LED)	灯箱 250/300φケーブル付(塗装共通)		灯
	10,026	U形車両用信号灯(三位式LED)視角制限フード付(一位制限)	灯箱 250/300φケーブル付(塗装共通)		灯
	10,027	U形車両用信号灯(三位式矢印LED)	ケーブル、付属品付(塗装共通)		灯
	10,028	U形車両用信号灯(一位式矢印LED)	ケーブル、付属品付(塗装共通)		灯
	10,029	U形歩行者用信号灯(LED)	灯箱 ケーブル付(塗装共通)		灯
	10,030	U形歩行者用信号灯(LED経過時間表示付)	灯箱 ケーブル付(塗装共通)		灯
	10,031	U形歩行者用信号灯(LED)視角制限フード付(一位制限)	灯箱 ケーブル付(塗装共通)		灯
	10,032	U形車両用信号灯灯箱(三位式)	灯器ユニットなし、灯箱のみ(塗装共通)		灯
	10,033	U形車両用信号灯灯箱(一位式)	灯器ユニットなし、灯箱のみ(塗装共通)		灯
	10,034	U形歩行者用信号灯灯箱	灯器ユニットなし、灯箱のみ(塗装共通)		灯
	10,035	灯器ユニット(LED)	車両灯250/300φ		個
	10,036	灯器ユニット(LED)	車両灯 青矢印		個
	10,037	灯器ユニット(LED)	歩行者灯		個
	10,038	灯器ユニット(LED経過時間表示付)	歩行者灯		個
	10,039	信号柱(重防錆鋼管)貼防加工	根入式 ZM 9m 165φ		本
	10,040	信号柱(重防錆鋼管)貼防加工	根入式 ZM 10m 165φ		本
	10,041	信号柱(重防錆鋼管)貼防加工	ベース式 ZM 7.5m 165φ		本
手配	10,042	信号柱(重防錆鋼管)貼防加工	根入式 ZM 9m 165φ	指定色	本
手配	10,043	信号柱(重防錆鋼管)貼防加工	根入式 ZM 10m 165φ	指定色	本
手配	10,044	信号柱(重防錆鋼管)貼防加工	ベース式 ZM 7.5m 165φ	指定色	本
	10,045	信号柱(重防錆鋼管)貼防加工	根入式 ZM 9m 190φ		本
	10,046	信号柱(重防錆鋼管)貼防加工	根入式 ZM 10m 190φ		本
手配	10,047	信号柱(重防錆鋼管)貼防加工	根入式 ZM 9m 190φ	指定色	本
手配	10,048	信号柱(重防錆鋼管)貼防加工	根入式 ZM 10m 190φ	指定色	本
	10,049	信号柱(重防錆鋼管)貼防加工	根入式 NZM 9m 190φ 端子台31T付		本
手配	10,050	信号柱(重防錆鋼管)貼防加工	根入式 NZM 10m 190φ 端子台31T付		本
手配	10,051	信号柱(重防錆鋼管)貼防加工	根入式 NZM 9m 190φ 端子台31T付	指定色	本
手配	10,052	信号柱(重防錆鋼管)貼防加工	根入式 NZM 10m 190φ 端子台31T付	指定色	本
	10,053	信号柱(重防錆鋼管)貼防加工	ベース式 NZM 7.5m 190φ 端子台31T付		本
手配	10,054	信号柱(重防錆鋼管)貼防加工	ベース式 NZM 8.3m 190φ 端子台31T付		本

区分	ID番号	品名	種別・規格	指定色	単位
手配	10,055	信号柱(重防錆鋼管)貼防加工	ベース式 NZM 7.5m 190φ 端子台31T付	指定色	本
手配	10,056	信号柱(重防錆鋼管)貼防加工	ベース式 NZM 8.3m 190φ 端子台31T付	指定色	本
	10,057	柱頭式歩行者用信号灯柱	101.6φ		本
手配	10,058	柱頭式歩行者用信号灯柱	101.6φ	指定色	本
	10,059	感知器柱(重防錆鋼管)貼防加工	根入式 DZM 9m 165φ		本
	10,060	感知器柱(重防錆鋼管)貼防加工	根入式 DZM 10m 165φ		本
手配	10,061	感知器柱(重防錆鋼管)貼防加工	根入式 DZM 10m 190φ		本
手配	10,062	感知器柱(重防錆鋼管)貼防加工	根入式 DZM 9m 165φ	指定色	本
手配	10,063	感知器柱(重防錆鋼管)貼防加工	根入式 DZM 10m 165φ	指定色	本
手配	10,064	感知器柱(重防錆鋼管)貼防加工	根入式 DZM 10m 190φ	指定色	本
	10,065	感知器柱(重防錆鋼管)貼防加工	根入式 DNZM 10m 165φ 端子台13T付		本
手配	10,066	感知器柱(重防錆鋼管)貼防加工	根入式 DNZM 10m 165φ 端子台13T付	指定色	本
手配	10,067	感知器柱(重防錆鋼管)貼防加工	ベース式 DNZM 8.3m 165φ 端子台13T付		本
手配	10,068	感知器柱(重防錆鋼管)貼防加工	ベース式 DNZM 8.3m 165φ 端子台13T付	指定色	本
	10,069	逆ベース(メッキ仕上げ)	ベース部400mm□ 1.5m 165φ用(ZM・DZM・DNZM7.5/UZM4.1)		本
	10,070	逆ベース(メッキ仕上げ)	ベース部400mm□ 1.7m 165φ用(ZM・DZM・DNZM8.3)		本
	10,071	クランク中間部材	0.5m		本
	10,072	クランク中間部材	1.0m		本
	10,073	灯器用アーム	車両灯用 2.5m未満(付属品付)		組
	10,074	灯器用アーム	車両灯用 2.5m以上(付属品付)		組
手配	10,075	灯器用アーム	車両灯用 2.5m未満(付属品付)	指定色	組
手配	10,076	灯器用アーム	車両灯用 2.5m以上(付属品付)	指定色	組
	10,077	灯器用アーム	歩行者灯用(付属品付)		組
手配	10,078	灯器用アーム	歩行者灯用(付属品付)	指定色	組
	10,079	灯器アーム取付金具	車両灯用		個
	10,080	灯器アーム取付金具	歩行者灯用		組
	10,081	支持棒	取付金具、ターンバックル付		本
	10,082	灯器取付金具	陸橋/高速桁下用		組
	10,083	灯器取付金具	歩道橋用		組
	10,084	柱頭式歩行者灯台座	端子付(塗装共通)		個
	10,085	吊下金具	歩行者灯用 バネ付		組
	10,086	フード	車両灯用 標準型		枚
	10,087	フード	車両灯用 簡型/半簡型		枚
	10,088	フード	歩行者灯用		枚
	10,089	視角制限フード	車両灯		個
	10,090	視角制限フード	歩行者灯		個
	10,091	空間データ伝送装置用アーム	(光・無線)取付金具付		本
	10,092	車両感知器用アーム	SS型 2.5m以下		組
	10,093	車両感知器用アーム	S型 4.5m以下		組
	10,094	車両感知器用アーム	M型 7.5m以下		組
	10,095	車両感知器用アーム	L型 9.2m以下		組
手配	10,096	車両感知器用アーム	SS型 2.5m以下	指定色	組
手配	10,097	車両感知器用アーム	S型 4.5m以下	指定色	組
手配	10,098	車両感知器用アーム	M型 7.5m以下	指定色	組
手配	10,099	車両感知器用アーム	L型 9.2m以下	指定色	組
	10,100	ビニールケーブル	SVV 1.25mm <sup>2</sup> 4心		m
	10,101	ビニールケーブル	SVV 1.25mm <sup>2</sup> 8心		m
	10,102	ビニールケーブル	SVV-SS 1.25mm <sup>2</sup> 2心		m
	10,103	ビニールケーブル	SVV-SS 1.25mm <sup>2</sup> 4心		m
	10,104	ビニールケーブル	SVV-SS 1.25mm <sup>2</sup> 8心		m
	10,105	ビニールケーブル	SVV-SS 1.25mm <sup>2</sup> 12心		m
	10,106	ビニールケーブル	SVV-SS 1.25mm <sup>2</sup> 19心		m
	10,107	ビニールケーブル	SVV-SS 1.25mm <sup>2</sup> 30心		m
	10,108	ビニールケーブル	SVV 2.0mm <sup>2</sup> 2心		m

応急工事工程(年間単価契約)(材料)

23区以外

区分	ID番号	品名	種別・規格	指定色	単位
	10,109	ビニールケーブル	SVV 2.0mm <sup>2</sup> 4心		m
	10,110	ビニールケーブル	SVV 2.0mm <sup>2</sup> 8心		m
	10,111	ビニールケーブル	SVV 2.0mm <sup>2</sup> 12心		m
	10,112	ビニールケーブル	SVV 2.0mm <sup>2</sup> 19心		m
	10,113	ビニールケーブル	SVV 2.0mm <sup>2</sup> 30心		m
	10,114	ビニールケーブル	SVV-SS 2.0mm <sup>2</sup> 2心		m
	10,115	ビニールケーブル	SVV-SS 2.0mm <sup>2</sup> 4心		m
	10,116	ビニールケーブル	SVV-SS 2.0mm <sup>2</sup> 8心		m
	10,117	ビニールケーブル	SVV-SS 2.0mm <sup>2</sup> 12心		m
	10,118	ビニールケーブル	SVV-SS 2.0mm <sup>2</sup> 19心		m
	10,119	ビニールケーブル	SVV 3.5mm <sup>2</sup> 2心		m
	10,120	ビニールケーブル	SVV 3.5mm <sup>2</sup> 4心		m
	10,121	ビニールケーブル	SVV 3.5mm <sup>2</sup> 8心		m
	10,122	ビニールケーブル	SVV 3.5mm <sup>2</sup> 12心		m
	10,123	ビニールケーブル	SVV 3.5mm <sup>2</sup> 19心		m
	10,124	ビニールケーブル	SVV 3.5mm <sup>2</sup> 30心		m
	10,125	ビニールケーブル	TCPV 2.0mm <sup>2</sup> 4心+1.0mm <sup>2</sup> 20心		m
	10,126	ビニールケーブル	TCPV-SS 2.0mm <sup>2</sup> 4心+1.0mm <sup>2</sup> 20心		m
	10,127	ケーブル	FCPEV 0.9mm 5P		m
	10,128	ケーブル	FCPEV-SS 0.9mm 5P		m
	10,129	亜鉛めっき鋼より線	30mm <sup>2</sup> 7こ撚り		m
	10,130	立上りパイプ取付金具	上下 取付バンド付		組
	10,131	押ボタン自立用支柱	60.5φ 付属品付		本
	10,132	制御機取付金具	上下 取付バンド付		組
	10,133	端子台	13T		個
	10,134	端子台	21T		個
	10,135	端子台	31T		個
	10,136	厚鋼電線管	径28mm		m
	10,137	厚鋼電線管	径54mm		m
	10,138	制御機底板			枚
	10,139	灯器回路ユニット	SSU 6素子(U形用)		基
	10,140	灯器回路ユニット	SSU 6素子(UC形用)		基
	10,141	灯器回路ユニット	SSU 6素子(UC-S形用)		基
	10,142	標示板取付金具	吊下アーム/灯箱共架用(金具付)		組
	10,143	標示板(アルミ製、反射シート)	車両灯用(金具付)		枚
	10,144	標示板(アルミ製、反射シート)	車両灯用<時差式>(金具付)		枚
	10,145	標示板(アルミ製、反射シート)	歩行者灯用(金具付)		枚
	10,146	標示板(アルミ製、反射シート)	歩行者灯用<自転車・歩行者専用、押ボタン式複合>(金具付)		枚
	10,147	ハンドホール	枠 重耐型		個
	10,148	ハンドホール	蓋 重耐型 (C.S.R値0.5~0.9)		個
	10,149	ハンドホール	本体(升) 重耐型 □600(上・中段)		個
	10,150	ハンドホール	本体(升) 重耐型 □600(下段・底板付き)		個
	10,151	異種異径管接続材料	50mm A型 FEP		組
	10,152	異種異径管接続材料	80mm A型 FEP		組
	10,153	直管継手(強化可とう管用)	75mm		組
	10,154	異種管継手(強化可とう管用)	75mm		組
	10,155	TAAMSケーブル(非鉛)	MMS複合ケーブル		m
	10,156	TAAMSケーブル(非鉛)	MMS複合ケーブル-SSD形		m
	10,157	埋め戻し用砂			m <sup>3</sup>
	10,158	組アンカー	4本組(ZM/NZM/DZM/DNZM/簡易門型用)		式
	10,159	制御機スタンド組アンカー	M16×400 4本 組金物付き		式
		合計	工種数 : 159		

## 第1回 見積経過調書

		公印照合	押印	文書番号	28-01902
				契約番号	28-01902
				見積日時	平成29年03月16日 10時40分
				見積場所	警視庁本部庁舎 第二入札室
				予定価格	非公表
件名	東京都23区以外（島部除く）交通信号機応急工事（年間単価契約）				
採用者	交通システム電機株式会社			採用金額	単価合計額 43,006,550円
住所	東京都新宿区高田馬場三丁目13番2号				
	見積者氏名	見積金額 (単価合計額)			備考
1	交通システム電機株式会社	43,006,550円			
2	日本リーテック株式会社	46,322,670円			
3	株式会社内外	辞退			
4	利根電気工事株式会社	辞退			
5	株式会社丸井電設	辞退			
6	コイト電工株式会社	辞退			
7	株式会社カンドー	辞退			
8	常盤電業株式会社	辞退			
9	株式会社京三製作所	辞退			
10	日本信号株式会社	不参			
記事	履行場所 工事概要 工期 発注限度額 消費税額	東京都23区以外（島部除く）の指定する場所 仕様書のとおり 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 280,411,969円 20,771,256.9円			

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、見積金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。  
 決定金額は、見積金額に記載してある金額に100分の8に相当する金額を加算したものである（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。）。

## 東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開催日	平成30年6月6日（水）	議案番号	4
所管部署	東京都交通局		
施工業種	鉄鋼加工	等級	順位格付
件名	バス停留所上屋新設等単価請負工事		
場所	都バス各停留所		
概要	別紙のとおり		
工期	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで		
契約者	ヤハギ工業株式会社		
契約金額	契約時：404,526,960円（推定総金額）		

契約方式	随意契約
応募（指名）者	別紙「指名業者選定委員会議案」のとおり（全1者）
入札参加（指名）者	別紙「見積経過調書」のとおり（全1者）
入札経過（結果）	別紙「見積経過調書」のとおり（全1者）
施工状況	契約終了

## （備考）

## ○添付資料

- 1 工事概要
- 2 工事発注予定表及び入札参加条件
- 3 希望票兼予定監理技術者等調書
- 4 東京都交通局指名業者選定委員会 議案
- 5 工事請負等見積合せ通知書
- 6 見積経過調書（計4回）
- 7 工事請負契約書（表紙・内訳）

# バス停留所上屋新設等単価請負工事

## 工事概要

本工事は都営バス停留所上屋の新設及び建替えを行うもの  
履行場所は約3,800箇所の停留所から契約後に当局の指示により実施  
上屋の形式は設置場所の実情により選定する

## 契約内容

契約金額 404,526,960円 (税込)  
請負者名 ヤハギ工業株式会社  
契約工期 平成29年4月1日～平成30年3月31日

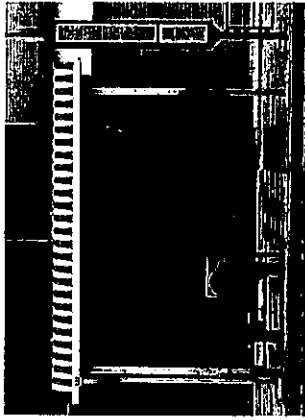
## 請負内容

現場施工図の作成  
関係者協議  
関係箇所提出書類作成  
上屋製造  
現場施工

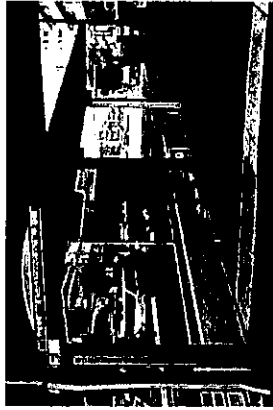
## 施工実績・予定

平成28年度：31棟  
平成29年度：31棟  
平成30年度：40棟程度を予定

## 上屋形式



従来型



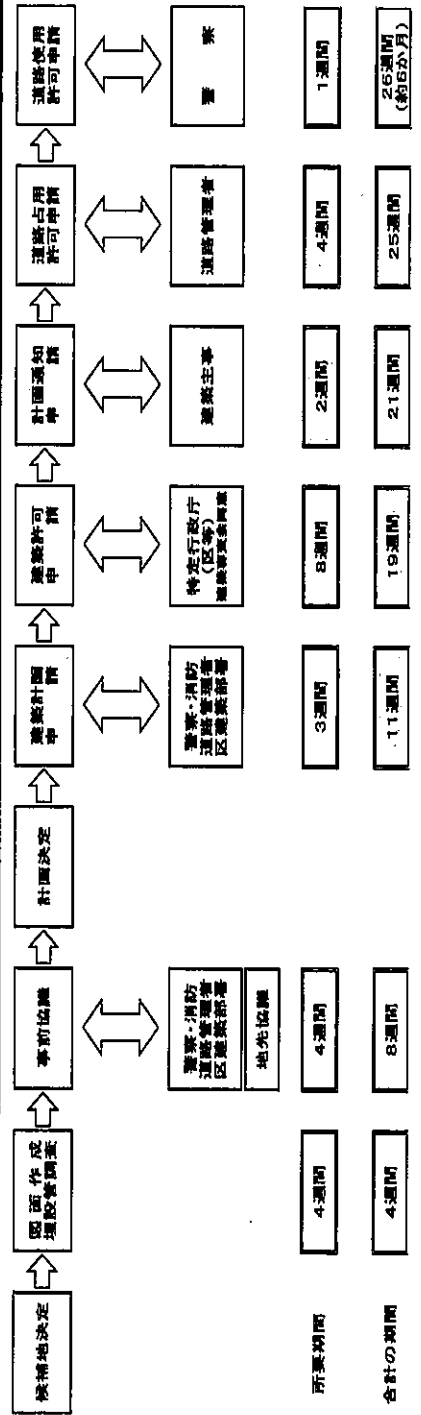
新型(標準型)



新型(廉価型)

広告付

## 設置フロー図



# 発注予定表

項目	項目内容		
契約番号	28-18026		
業種	業種	9500:鉄鋼加工	
	希望受付業種1	9500:鉄鋼加工	
	希望受付業種2		
	希望受付業種3		
件名	【電子】バス停留所上屋新設等単価請負工事		
履行場所	別紙仕様書のとおり		
概要	別紙「発注予定表 概要」のとおり		
履行期間	平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで		
契約方法	随意契約		
予定価格 (税込)	公表しない。		
発注等級			
受付等級	順位格付		
その他			
入札説明会 開催日時			
入札説明会 開催場所			
公報登載日			
開札予定日時	平成29年 3月24日 14時00分		
希望申請期間	平成29年 2月15日 9時00分から平成29年 2月22日 15時00分まで		
希望申請場所	電子調達システムから希望申請をしてください。		
希望申請要件1	工事希望申し込みをする場合は、添付の「公表工事の申込方法及び注意事項」及び「入札等参加者心得」をご覧ください。		
希望申請要件2	入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（東京都建設工事等競争入札参加有資格登録事項にいう「関係する会社」にあたらぬこと。）		
希望申請要件3	東京都交通局競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成18年4月1日付17交資第1711号）に基づく指名停止期間中でない者であること。		
希望申請要件4	東京都交通局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成22年11月8日付22交資第1377号）に基づく排除措置期間中でない者であること。		
希望申請要件5			
希望申請要件6			
希望備考			
担当局部課	交通局資産運用部契約課		
担当者	深澤		
連絡先	03-5320-6061		
発注予定備考	別紙「発注予定表 発注予定備考」のとおり		

## 発注予定表 概要

本件は、バス利用者の利便性向上を図るため、バス停留所上屋の新設等を行うものである。

計90棟整備予定

- ・ 新型上屋 55棟 (うち新設35棟、建替20棟)
- ・ 一般型上屋 35棟 (うち新設5棟、建替30棟)

計 170工種



## 発注予定表 発注予定備考

指名通知→平成29年3月6日予定 開札→平成29年3月24日 14時00分

下請契約を締結する時は、法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めてください。  
また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めてください。

【受注者の責務について（公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第8条）】

## 第1回 見積経過調書

		公印照合	押印	文書番号	28交自第1651号
				契約番号	28-18026
				見積日時	平成29年03月24日 14時00分
				見積場所	東京都交通局資産運用部契約課カウンター
				予定価格	非公表
件名	バス停留所上屋新設等単価請負工事				
採用者	再度見積合せ			採用	
住所				金額	
	見積者氏名	見積金額			備考
	トヤハギ工業株式会社	421,690,500円			
記事	<p> <small>履行場所</small> 別紙仕様書のとおり  <small>工事概要</small> 本件は、バス利用者の利便性向上を図るため、バス停留所上屋の新設等を行うものである。  計90棟整備予定  ・新型上屋 55棟（うち新設35棟、建替20棟）  ・一般型上屋 35棟（うち新設5棟、建替30棟）  計 170工種  工 期 平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで </p>				

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、見積金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。  
決定金額は、見積金額に記載してある金額に100分の 8 に相当する金額を加算したものである（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。）。

## 第2回 見積経過調書

		公印照合	押印	文書番号	28交自第1651号
				契約番号	28-18026
				見積日時	平成29年03月24日 14時00分
				見積場所	東京都交通局資産運用部契約課カウンター
				予定価格	非公表
件名	バス停留所上屋新設等単価請負工事				
採用者	再度見積合せ			採用	
住所				金額	
	見積者氏名	見積金額			備考
	1 ヤハギ工業株式会社	401,610,000円			
記事	履行場所 別紙仕様書のとおり 工事概要 本件は、バス利用者の利便性向上を図るため、バス停留所上屋の新設等を行うものである。 計90棟整備予定 ・新型上屋 55棟（うち新設35棟、建替20棟） ・一般型上屋 35棟（うち新設5棟、建替30棟） 計 170工種 工 期 平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで				

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、見積金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。  
 決定金額は、見積金額に 記載してある金額に100分の 8 に相当する金額を加算したものである（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。）。

## 第3回 見積経過調書

		公印照合	押印	文書番号	28交自第1651号
				契約番号	28-18026
				見積日時	平成29年03月24日 14時00分
				見積場所	東京都交通局資産運用部契約課カウンター
				予定価格	非公表
件名	バス停留所上屋新設等単価請負工事				
採用者	再度見積合せ			採用	
住所				金額	
	見積者氏名	見積金額			備考
	1ヤハギ工業株式会社	379,862,000円			
記事	<p>履行場所 別紙仕様書のとおり  工事概要 本件は、バス利用者の利便性向上を図るため、バス停留所上屋の新設等を行うものである。</p> <p>計90棟整備予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型上屋 55棟（うち新設35棟、建替20棟）</li> <li>・一般型上屋 35棟（うち新設5棟、建替30棟）</li> </ul> <p>計 170工種  工 期 平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで</p>				

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、見積金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。  
決定金額は、見積金額に記載してある金額に100分の 8 に相当する金額を加算したものである（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。）。

## 第4回 見積経過調書

		公印照合	押印	文書番号	28交自第1651号
				契約番号	28-18026
				見積日時	平成29年03月24日 14時00分
				見積場所	東京都交通局資源運用部契約課カウンター
				予定価格	非公表
件名	バス停留所上屋新設等単価請負工事				
採用者	ヤハギ工業株式会社			採用	
住所	埼玉県川口市東領家一丁目11番8号			金額	404,526,960円
	見積者氏名	見積金額			備考
	1ヤハギ工業株式会社	374,562,000円			
記事	<p>履行場所 別紙仕様書のとおり  工事概要 本件は、バス利用者の利便性向上を図るため、バス停留所上屋の新設等を行うものである。</p> <p>計90棟整備予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型上屋 55棟（うち新設35棟、建替20棟）</li> <li>・一般型上屋 35棟（うち新設5棟、建替30棟）</li> </ul> <p>計 170工種  工 期 平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで</p>				

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、見積金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。  
決定金額は、見積金額に記載してある金額に100分の 8 に相当する金額を加算したものである（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。）。

年度	バス停留所上屋新設等単価請負工事	株主名	契約金額(税別)	契約金額(税込)	見積金額(税別)	その他状況
22	バス停留所上屋新設等単価請負工事	株式会社フロムトゥ		140,625,450	133,929,000	
					ヤハギ工業株式会社 168,888,000 有限会社吉原工業所 197,600,000 有限会社和田鉄工所 198,500,000 ヤハギ工業株式会社 129,835,500 株式会社フロムトゥ 162,500,000 アトフエンス工業株式会社 168,800,000 有限会社和田鉄工所 0 有限会社吉原工業所 0 ヤハギ工業株式会社 119,119,000 株式会社フロムトゥ 138,500,000 アトフエンス工業株式会社 145,500,000 有限会社吉原工業所 0 ヤハギ工業株式会社 57,235,900 株式会社フロムトゥ 89,800,000 有限会社吉原工業所 0 ヤハギ工業株式会社 67,826,200 株式会社フロムトゥ 92,000,000 有限会社吉原工業所 0 ヤハギ工業株式会社 124,255,500 株式会社陸建設 0 ヤハギ工業株式会社 334,783,180 ヤハギ工業株式会社 421,690,500	
23	バス停留所上屋新設等単価請負工事	ヤハギ工業株式会社		136,327,275		
24	バス停留所上屋新設等単価請負工事	ヤハギ工業株式会社		125,074,950		
25	バス停留所上屋新設等単価請負工事	ヤハギ工業株式会社		60,097,695		
26	バス停留所上屋新設等単価請負工事	ヤハギ工業株式会社		73,252,296		
27	バス停留所上屋新設等単価請負工事	ヤハギ工業株式会社		134,195,940		
28	バス停留所上屋新設等単価請負工事	ヤハギ工業株式会社		341,496,000		
29	バス停留所上屋新設等単価請負工事	ヤハギ工業株式会社		404,526,960		

## 東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開催日	平成30年6月6日（水）	議案番号	5
所管部署	東京都病院経営本部		
施工業種	建築工事	等級	D
件名	松沢病院（29）本館1階アルコール依存症外来改修工事		
場所	東京都世田谷区上北沢二丁目1番1号		
概要	別紙のとおり		
工期	契約確定日の翌日から平成29年10月31日まで		
契約者	株式会社脇本建設		
契約金額	契約時：24,072,120円 変更後：24,946,920円		

契約方式	希望制指名競争入札
応募（指名）者	別紙「指名業者選定委員会議案」のとおり（全10者）
入札参加（指名）者	別紙「入札経過調書」のとおり（全10者）
入札経過（結果）	別紙「入札経過調書」のとおり（全10者 応札者1者、辞退・不参9者）
施工状況	施工完了

## （備考）

## ○添付資料

- 1 工事概要（案内図含む）
- 2 工事発注予定表及び入札参加条件
- 3 希望票兼予定監理技術者等調書
- 4 指名業者選定委員会議案
- 5 指名通知書
- 6 入札経過調書
- 7 工事請負契約書（表紙）
- 8 契約内容変更決定通知書及び承諾書

松沢病院 (29) 本館 1階アルコロール依存症外来改修工事 工事概要

平成 30 年 6 月 6 日

(工事概要)

1 件名  
松沢病院 (29) 本館 1階アルコロール依存症外来改修工事

2 工事場所  
世田谷区上北沢二丁目1-1 東京都立松沢病院本館1階

3 工期  
平成 29 年 6 月 3 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

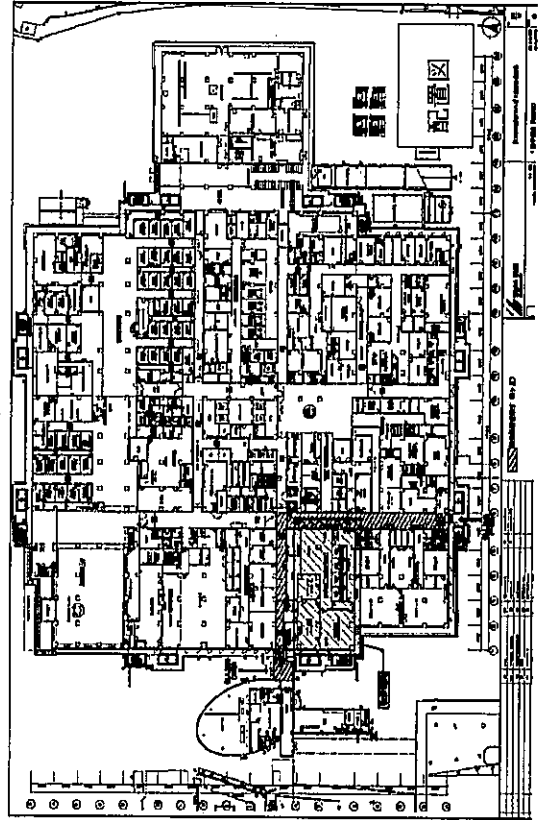
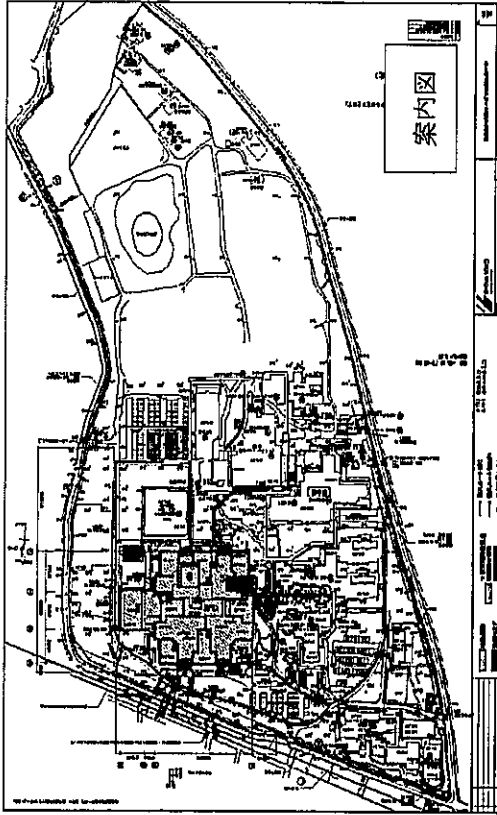
4 工事概要

- (1) 建築工事 レイアウト変更による天井及び壁等の改修
- (2) 電気設備工事 配線工事 (電源、電話など)
- (3) 機械設備工事 多目的トイレの設置、給排水配管工事ほか

5 契約金額  
24,072,120円(税込)

6 契約変更金額  
24,946,920円(税込)

7 受注者  
株式会社 藤本建設





# 発注予定表

項目	項目内容		
契約番号	29-00151		
業種	業種	0700:建築工事	
	希望受付業種1	0700:建築工事	
	希望受付業種2		
	希望受付業種3		
件名	【電子】松沢病院（29）本館1階アルコール依存症外来改修工事		
履行場所	東京都世田谷区上北沢二丁目1番1号		
概要	1 建築工事 レイアウト変更による天井、壁等の改修 2 電気設備工事 配線工事（電源、電話など） 3 機械設備工事 多目的トイレの設置、配管工事ほか		
履行期間	契約確定日の翌日から平成29年10月31日まで		
契約方法	希望制指名競争入札		
予定価格 (税込)	25,719,120円		
発注等級	D		
受付等級	D, E		
その他			
入札説明会 開催日時			
入札説明会 開催場所			
公報登載日			
開札予定日時	平成29年 6月 1日 9時30分		
希望申請期間	平成29年 5月 9日 9時00分から平成29年 5月12日 16時00分まで		
希望申請場所	電子調達システムから希望申請をしてください。		
希望申請要件1	●営業種目0700「建築工事」に登録がある者で、本件の履行が可能なこと。 (電気設備工事及び機械設備工事を含みます)		
希望申請要件2	●東京都契約関係暴力団対策措置要綱第5条第1項に基づく排除措置期間中でないこと。		
希望申請要件3	●指名停止期間中の者等、東京都工事請負指名競争入札参加者指名基準において、指名が制限されている者でないこと。		
希望申請要件4	●配置予定技術者は現場専任を要す。(営業所の専任技術者は不可)※		
希望申請要件5	●予定価格の消費税率は、8%です。		
希望申請要件6			
希望備考			
担当局部課	病院経営本部松沢病院事務局庶務課		
担当者	庶務課施設担当		
連絡先	03-3303-7211 内線番号:1030		
発注予定備考	別紙「発注予定表 発注予定備考」のとおり		

## 発注予定表 発注予定備考

- ①最低制限価格は、新基準（平成28年5月2日改正）で算定し、設定します。なお、詳細は添付資料のとおりです。
- ②希望票には、監理技術者の場合は「監理技術者資格者証」の写し、及び「監理技術者講習修了証」の写し（過去5年以内に修了したものに限り）を、主任技術者の場合は、雇用関係が確認できる書類の写し（健康保険被保険者証等の写し）を必ず添付すること。
- ③配属予定技術者は、工事希望申込の3か月以上前から雇用関係がある者とする。
- ④入札に参加しようとする者との間に、資本関係または人的関係がある者は入札に参加できません。

建築工事

第1回 入札経過調書

		公印照合	押印	文書番号	29松病庶第417号
				契約番号	29-00151
				開札日時	平成29年06月01日 09時30分
				開札場所	病院経営本部松沢病院事務局庶務課
				予定価格	25,719,120円
件名	松沢病院（29）本館1階アルコール依存症外来改修工事				
落札者	株式会社脇本建設			落札	93.5%
住所	東京都世田谷区代田五丁目3番8号			金額	24,072,120円
	入札者氏名	入札金額			備考
	1株式会社脇本建設	22,289,000円			
	2都市工房株式会社	辞退			
	3株式会社ベクトル	辞退			
	4株式会社トモノ	辞退			
	5有限会社三伸建工	辞退			
	6鈴なり建設株式会社	辞退			
	7有限会社泉建装	辞退			
	8株式会社吉水工務店	辞退			
	9株式会社丸栄建興	不参			
	10アーバン建設株式会社	不参			
記事	履行場所 東京都世田谷区上北沢二丁目1番1号 工事概要 1 建築工事 レイアウト変更による天井、壁等の改修 2 電気設備工事 配線工事（電源、電話など） 3 機械設備工事 多目的トイレの設置、配管工事ほか 工期 契約確定日の翌日から平成29年10月31日まで				

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。  
 落札金額は、入札金額に記載してある金額に100分の8に相当する金額を加算したものである（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。）。

契約内容変更決定通知書

29 松病床第1526号  
平成29年 9月 5日

松沢病院長 殿

松沢病院長  
(公印省略)

件名	松沢病院（29）本館1階アルコール依存症外来改修工事		
履行場所	東京都世田谷区上北沢二丁目1番1号		
契約年月日	平成29年 6月 2日	文書記号・番号	29松病床第417号
契約の相手方	株式会社協本建設		
契約金額	既定	変更予定	増（△）減
	24,072,120円 (うち消費税及び地方消費税の額 1,783,120円)	24,946,920円 (うち消費税及び地方消費税の額 1,847,920円)	874,800円 (うち消費税及び地方消費税の額 64,800円)
履行期限	既定	変更予定	増（△）減
	—	—	—
前払金	既定	変更予定	増（△）減
中間前払金	既定	変更予定	増（△）減
備考			

変更依頼文書番号	29松病床第1526号
請求局 部 課	病院経営本部松沢病院事務局庶務課
件 名	松沢病院（29）本館1階アルコール依存症外来改修工事
契約金額	24,946,920円
契約年月日	平成29年 6月 2日
履行場所	東京都世田谷区上北沢二丁目1番1号
契約保証金	免除
工 期	契約確定日の翌日から平成29年10月31日まで
契約の相手方	株式会社脇本建設
変更原因	
変更内容等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施工にあたり調査したところ、構造上排煙ダクトの配管ルートを変更する必要性が生じたため</li> <li>2. スプリンクラーが既設物の移設で対応可能なことが判明したため</li> <li>3. 別途施工のLAN配線及び電話配線工事用の配管を設置する</li> <li>4. 病院運営に支障のないよう施工するため、電源の幹線ルートを変更する</li> </ol>
変更趣旨	
適用条件	契約条項第18条
収 受	
起 案	
協議・通知	
承 諾	
返 戻	受領印

## 東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開催日	平成30年6月6日（水）	議案番号	
所管部署	東京都下水道局		
施工業種	下水道施設工事	等級	A
件名	台東区上野四、七丁目付近再構築工事		
場所	東京都台東区上野四、七丁目		
概要	別紙のとおり		
工期	契約締結の日の翌日から560日間		
契約者	大盛・鈴与建設共同企業体（特）		
契約金額	契約時：1,124,064,000円		

契約方式	一般競争入札
応募（指名）者	別紙「一般競争入札運営委員会議案」のとおり（全2者）
入札参加（指名）者	別紙「入札経過調書」のとおり（全2者）
入札経過（結果）	別紙「入札経過調書」のとおり（全2者 応札者1者、辞退1者）
施工状況	施工中

（備考）

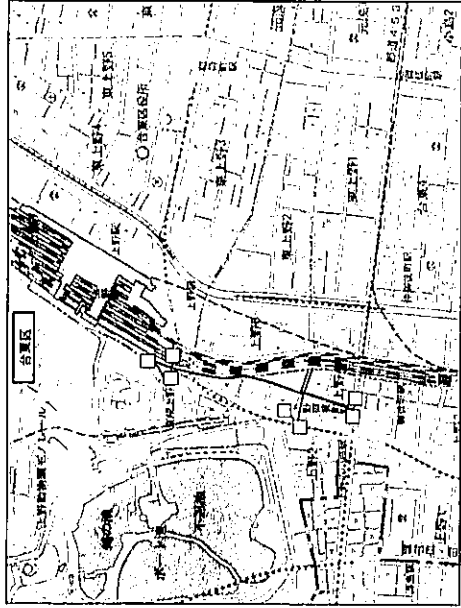
○添付資料

- 1 工事概要（案内図含む）
- 2 工事発注予定表及び入札参加条件
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書
- 4 一般競争入札運営委員会 議案
- 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書
- 6 入札経過調書
- 7 工事請負契約書（表紙）

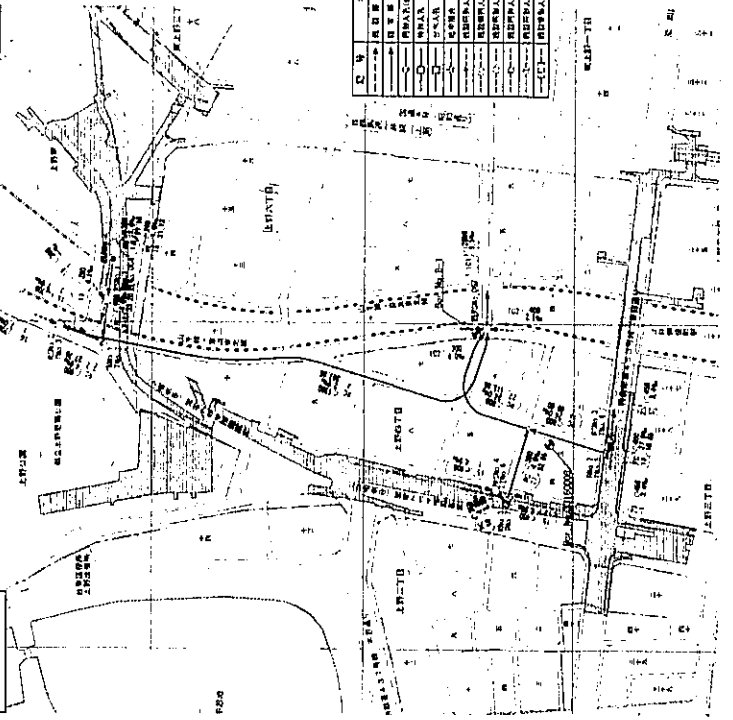
台東区上野四、七丁目付近再構築工事 工事概要

9 所在図及び平面図

所在図



平面図



- 1 契約件名 台東区上野四、七丁目付近再構築工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 契約時：1, 124, 064, 000円
- 4 予定価格 1, 124, 064, 000円
- 5 契約の相手方 東京都葛飾区水元三丁目15番8号  
大盛・鈴与建設共同企業体(特)  
代表者 和田 明彦
- 6 工期 契約締結の日の翌日から560日間
- 7 契約締結年月日 平成29年6月30日
- 8 工事内容

本工事は、台東区上野四丁目、上野七丁目付近の雨水排除能力の増強を図るため、再構築工事(管きよの新設及び補設)を施行するものである。

(1) 工事概要(構造物内容)

- ・硬質塩化ビニル管 350mm 34.90m
- ・鉄筋コンクリート管 (特殊小口径高耐荷力オーガ推進工法) 400~600mm 81.55m
- ・硬質塩化ビニル管 (特殊鋼製さや管泥水推進工法) 350mm 52.95m
- ・鉄筋コンクリート管 (特殊泥濘式推進工法) 800~1350mm 583.10m
- ・人孔 7箇所
- ・既設人孔構造 (1) 箇所

(2) 既設構造物概要

- ・既設管撤去 350mm 1箇所
- ・既設人孔撤去 31.10m

(3) 再構築管きよの内訳

- ・布設管きよ 350mm 31.10m
- ・新設管きよ 350mm~1350mm 721.40m

凡 例





- 開削工(φ350mm) 34.90 m
- 推進工(φ800~1350mm) 583.10 m
- 推進工(φ350~600mm) 134.50 m

凡 例

区 画 番 号	区 画 名	区 画 種 別	区 画 面 積
1-1	台東区上野四丁目	住宅	1,234.56
1-2	台東区上野四丁目	住宅	1,234.56
1-3	台東区上野四丁目	住宅	1,234.56
1-4	台東区上野四丁目	住宅	1,234.56
1-5	台東区上野四丁目	住宅	1,234.56
1-6	台東区上野四丁目	住宅	1,234.56
1-7	台東区上野四丁目	住宅	1,234.56
1-8	台東区上野四丁目	住宅	1,234.56
1-9	台東区上野四丁目	住宅	1,234.56
1-10	台東区上野四丁目	住宅	1,234.56
1-11	台東区上野四丁目	住宅	1,234.56
1-12	台東区上野四丁目	住宅	1,234.56
1-13	台東区上野四丁目	住宅	1,234.56
1-14	台東区上野四丁目	住宅	1,234.56
1-15	台東区上野四丁目	住宅	1,234.56
1-16	台東区上野四丁目	住宅	1,234.56
1-17	台東区上野四丁目	住宅	1,234.56
1-18	台東区上野四丁目	住宅	1,234.56
1-19	台東区上野四丁目	住宅	1,234.56
1-20	台東区上野四丁目	住宅	1,234.56

電子入札システム

## 発注予定表

項目	項目内容		
契約番号	29-土-027		
業種	0500 下水道施設工事	分野	
希望受付業種	希望受付業種1	0500 下水道施設工事	分野1
	希望受付業種2		分野2
	希望受付業種3		分野3
件名	【電子】台東区上野四、七丁目付近再構築工事		
履行場所	東京都台東区上野四、七丁目		
概要	◎350 L=34.90m ◎350~1350 L=717.60m(推進工法 うち特殊小口径高耐荷力オーガ推進工法L=81.55m 特殊鋼製さや管泥水推進工法L=52.95m 特殊泥濃式推進工法L=583.10m) 人孔7か所 既設人孔改造1か所		
履行期間	契約締結の日の翌日から560日間		
契約方法	一般競争入札		
予定価格(税込)	1,124,064,000円		
発注等級	A上		
受付等級	A,JV		
その他	契約後VE対象、建設リサイクル法対象		
入札説明会開催日時			
入札説明会開催場所			
公報掲載日			
開札予定日時	平成29年 6月29日 10時00分		
希望申請期間	平成29年 5月22日 9時00分から平成29年 5月29日 15時00分		
希望備考	受付時間 土曜日以外の日の8:00から21:00まで(初日は9:00~21:00、最終日は8:00~15:00)		
希望申請場所	東京都下水道局電子入札運用基準に基づく電子入札システムにて希望申請してください。		
担当局部課	下水道局経理部契約課		
担当者			
連絡先	03-5320-6562		
配布資料等	 公表図  備考別紙  入札説明書  関係書類リンク先		
発注予定備考	契約後VE対象工事。建り法対象案件。準備期間は60日間とする。		
希望申請要件-1	特定建設業の許可を受けていること。資格については別紙によること。		



希望申請要件-2	
希望申請要件-3	
希望申請要件-4	
希望申請要件-5	
希望申請要件-6	

発注予定表

公表期間 平成29年5月22日～平成29年5月29日

一般競争入札

東京都下水道局

契約番号	業種	工事件名	施工場所	工事概要	工期	規模等級	備考
29-1-26	下水道施設工事	森ヶ崎水再生センター(西)機械棟耐震補強及び設備再構築に伴う建設工事	大田区大森南五丁目2番25号(森ヶ崎水再生センター内)	西処理施設 機械棟(構造:鉄骨・鉄筋コンクリート造、地上4階地下1階、延床面積6,842.31㎡、延床面積11,803.33㎡)土木工事(耐震補強工、築造工、仮設工、付帯工、場内管路工)一式 建築躯体仕上工事一式 建築機械設備工事一式 建築電気設備工事一式	契約締結の日の翌日から630日間	A	特定建設業の許可を受けていること。 契約後VE対象工事。(下記*参照) 建り法対象案件。(下記*参照) 詳細及び賃格については、下記によること。
29-1-27	下水道施設工事	台東区上野四、七丁目付近再構築工事	台東区上野四、七丁目	◎350 L=34.90m ◎350~1350 L=717.60m(推進工法のうち特殊小口径高耐圧力オメガ推進工法L=81.55m 特殊鋼製さや管泥水推進工法L=52.05m 特殊泥流式推進工法L=583.10m)人孔7か所 既設人孔改造1か所	契約締結の日の翌日から560日間	A上	特定建設業の許可を受けていること。 契約後VE対象工事。(下記*参照) 建り法対象案件。(下記*参照) 運搬期間は60日間とする。 特別共同企業体も認める。(下記*参照) 詳細及び賃格については、下記によること。
29-2-2	建築工事	東尾久浄化センター主ポンプ棟建設その17工事	荒川区東尾久七丁目2番(東尾久浄化センター内)	主ポンプ棟(尾久系ポンプ室)(構造:地上 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 鉄筋コンクリート造、地上3階地下3階、延床面積4,354.32㎡、延床面積15,463.02㎡) 主ポンプ棟(西日甚思系ポンプ室)(構造:地上 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 鉄筋コンクリート造、地上3階地下6階、施工対象面積204.31㎡) 尾久上幹線分水室(構造:鉄筋コンクリート造、地上1階地下4階、施工対象面積68.58㎡) 土木工事一式 建築躯体仕上工事一式 建築機械設備工事一式 建築電気設備工事一式	契約締結の日の翌日から720日間	A	特定建設業の許可を受けていること。 契約後VE対象工事。(下記*参照) 建り法対象案件。(下記*参照) 特別共同企業体も認める。(下記*参照) 詳細及び賃格については、下記によること。
29-2-42	電気工事	森ヶ崎水再生センター併設東尾久ポンプ所電気設備再構築工事	大田区東尾久六丁目7番38号(東尾久ポンプ所内)大田区南六郷一丁目32番27号(六郷ポンプ所内)	配電設備一式 監視制御設備一式 無停電電源設備一式 工業用テレビ設備一式 記録工事一式	契約締結の日の翌日から410日間	A	特定建設業の許可を受けていること。 監理技術者等の専任期間は平成30年5月から、契約後VE対象工事。(下記*参照) 建り法対象案件。(下記*参照) 詳細及び賃格については、下記によること。

(注) 内容に変更がある場合があります。

申込書受付期間 平成29年5月22日(月)～平成29年5月29日(月) (初日は9:00から、最終日は15:00まで)

必要書類の提出について ○電子調達システムによる提出の場合 公表期間中(初日は9:00から、最終日は15:00まで)に、電子調達システムのファイル添付機能を利用して提出すること。

○直接持参の場合 公表期間中の9:00～17:00(最終日は9:00～15:00)までに、下水道局総務部契約課受付カウンターへ持参すること。

○郵便等の場合 公表期間中に、〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 下水道局総務部契約課郵便箱宛に送付すること。

※封筒等の見やすい場所に、①契約番号 ②件名 ③商号又は名称 ④封入した資料等の名称 を表記すること。

申込みに伴う問い合わせ先 総務部契約課調査担当 TEL5320-6562(内線51-475)

※申込みについては、東京節電子調達システムの「操作マニュアル」をご覧ください。

※併式「最高完成工事経歴書」は、「東京都入札情報サービス」-「最高完成工事経歴書」からダウンロードしてください。

※入札説明書は都庁第二庁舎27階の総務部契約課で配付しております。設計概要等は同所で閲覧できます。

※見積金額が予定価格を超過したことを理由に入札を辞退する際は、任意で留保内訳書のご提出をお願いいたします。

資格について

契約番号 29-上-27 台東区上野四、七丁目付近再構築工事

(1) 下記の条件を全て満たす者であること。

ア 競争入札参加資格者のうち、下水道施設工事がA等級に格付され、かつ、推進工事が資格者であること。  
イ 地中支障物(H鋼、鋼矢板等)を超高圧水等で除去する機能及び地盤改良材を水平注入する機能を備えた推進工法の元請としての施工実績又は施工実績許諾権を有する者であること。

上記イについては、実績を証明する契約書及び施工内容が確認できるもの(仕様書、設計図面)の写し又は許諾証等の写しを提出すること。

ウ 建設業法第3条に基づく特定建設業の許可を受けていること。

(2) 特別共同企業体も認める。

共同企業体で申込む場合は、構成員数は3者以内とし、構成員は全て競争入札参加資格の下水道施設工事がA等級又はB等級に格付されている者であること。なお、代表者については、上記(1)の条件を全て満たしていること。

構成員の出資割合は20%を下回ってはならず、かつ、代表者の出資割合は、他の構成員のそれを下回らないこと。

契約番号 29-上-26 森ヶ崎水再生センター(西)機械棟耐震補強及び設備再構築に伴う建設工事

(1) 下記の条件を全て満たす者であること。

ア 競争入札参加資格者のうち、下水道施設工事がA等級に格付されている者であって、過去10年間で、過去10年間で、地方公共団体等が発注した全体計画処理水量10万m<sup>3</sup>/日以上の下水道処理場の処理施設の土木躯体築造工事の元請としての施工実績を有する者であること。

なお、共同企業体としての施工実績の場合は以下のとおりとする。

代表者かつ第1位の構成員の場合は、出資割合にかかわらず1件実績として認める。

上記以外の構成員の場合は、出資割合が20%以上の工事を実績の対象とし、各工事の出資割合の合計が75%以上であるときに実績として認める。

上記アの実績を証明する契約書及び施工内容が確認できるもの(仕様書、設計図面)の写しを提出すること。

イ 建設業法第3条に基づく特定建設業の許可を受けていること。

契約番号 29-建-2 東尾久浄化センター主ポンプ棟建設その17工事

(1) 下記の条件を全て満たす者であること。

ア 競争入札参加資格者のうち、建築工事がA等級に格付されている者であって、過去10年間で、過去10年間で、地方公共団体等が発注した全体計画処理水量が10万m<sup>3</sup>/日以上の下水道処理場処理施設の建築躯体築造工事の元請としての施工実績を有する者であること。

なお、共同企業体としての施工実績の場合は以下のとおりとする。

代表者かつ第1位の構成員の場合は、出資割合にかかわらず1件実績として認める。

上記以外の構成員の場合は、出資割合が20%以上の工事を実績の対象とし、各工事の出資割合の合計が75%以上であるときに1件実績として認める。

上記アの実績を証明する契約書及び施工内容が確認できるもの(仕様書、設計図面)の写しを提出すること。

イ 建設業法第3条に基づく特定建設業の許可を受けていること。

(2) 特別共同企業体も認める。

共同企業体で申込む場合は、構成員数は3者以内とし、構成員はすべて競争入札参加資格の建築工事がA等級に格付されている者であること。なお、代表者については、上記(1)の条件を全て満たしていること。

構成員の出資割合は20%を下回ってはならず、かつ、代表者の出資割合は、他の構成員のそれを下回らないこと。

契約番号 29-設-42 森ヶ崎水再生センター併設東雑谷ポンプ所電気設備再構築工事

競争入札参加資格者のうち、電気工事がA等級に格付されている者であって、過去10年間で、過去10年間で、地方公共団体等が発注した下水道施設の電気工事において、全体計画処理水量10万m<sup>3</sup>/日以上の下水道処理場又は計画処理水量20 m<sup>3</sup>/秒以上のポンプ所のプラント監視制御設備の設置工事(補修及び改良工事は除く。)の元請としての施工実績を有する者であること。

上記の実績を証明する契約書及び施工内容が確認できるもの(仕様書、設計図面(システム構成図))の写しを提出すること。

- \* 契約後 V E 対象工事について  
契約後 V E 対象工事とは、契約締結後、施工方法等についてコスト削減となる技術提案を受け付ける工事である。技術提案の受付・範囲・方法・取扱等については、仕様書に記載し別途指名通知の順に配布する。
- \* 建り法対象案件について  
建り法対象案件とは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- \* 特別共同企業体の構成上の制約について  
特別共同企業体の構成上の制約については、東京都入札情報サービスの「契約制度関係」で掲載している「特別共同企業体に対する発注取扱要綱」によること。
- \* 資格確認申込みにおける要件について  
東京都下水道局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成 22 年 10 月 22 日付 22 下経契第 203 号）第 3 条第 1 項に基づく排除措置期間中でないこと。

入札前に他の入札参加者をさぐる行為は禁止されています。

入札情報サービス

## 第1回 入札経過調書

## 第1回

落札者情報			
落札項目	落札内容		
契約部署	下水道局経理部契約課		
契約番号	29-土-027		
開札日時	平成29年6月29日 午前10時00分		
開札場所	下水道局経理部契約課		
件名	【電子】台東区上野四、七丁目付近再構築工事		
予定価格(税込)	1,124,064,000円		
落札率	100.0%		
落札者氏名	大盛・鈴与建設共同企業体(特)		
落札金額	1,124,064,000円		
公表通知書			
入札経過情報			
No	入札者氏名	入札金額	備考
1	大盛・鈴与建設共同企業体(特)	1,040,800,000円	
2	新日本工業株式会社		辞退
ハッシュコード一覧			
記事	履行場所 東京都台東区上野四、七丁目 工事概要 ◎350 L=34.90m ◎350~1350 L=717.60m(推進工 法 うち特殊 小口径高耐荷力オ一ガ推進工法L=81.55m 特殊鋼製さや管泥水推進 工法L=52.95m 特殊泥濃 式推進工法L=583.10m) 人孔7か所 既設人孔改造1か所 工期 契約締結の日の翌日から560日間 契約締結予定日 平成29年6月30日		

◀ 一覧画面へ戻る

## 東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開催日	平成30年6月6日（水）	議案番号	7
所管部署	東京都港湾局		
施工業種	ポンプ据付け	等級	A
件名	平成29年度辰巳排水機場（再整備）ポンプ設備製作据付工事		
場所	東京都江東区辰巳一丁目地先		
概要	別紙のとおり		
工期	契約確定の日から平成32年3月10日まで		
契約者	株式会社 日立製作所		
契約金額	契約時：2,613,060,000円		

契約方式	一般競争入札
応募（指名）者	別紙「一般競争入札参加資格確認委員会議案」のとおり（全13者）
入札参加（指名）者	別紙「入札経過調書」のとおり（全13者）
入札経過（結果）	別紙「入札経過調書」のとおり（全13者 応札者11者、辞退2者）
施工状況	施工中

## （備考）

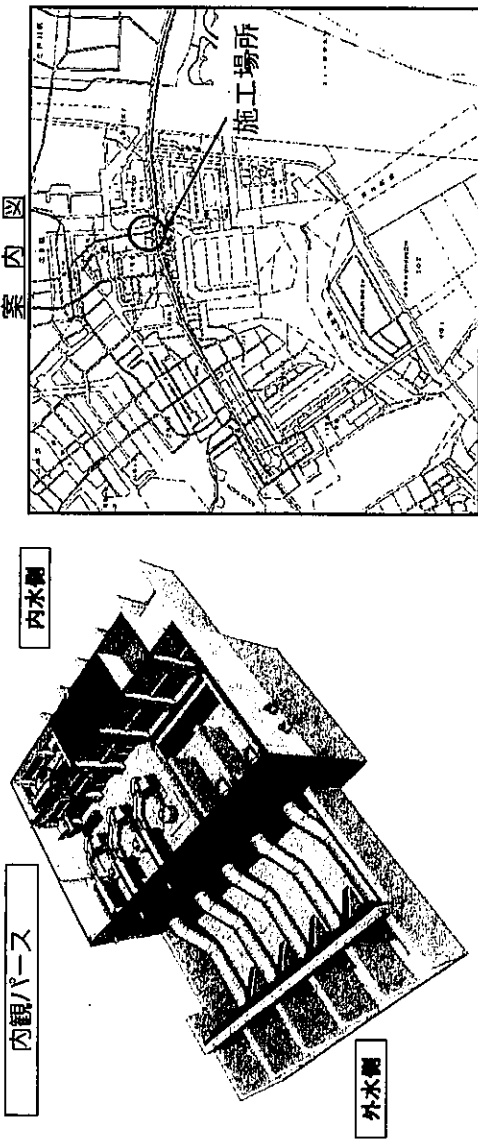
## ○添付資料

- 1 工事概要（案内図含む）
- 2 工事発注予定表及び入札参加条件
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書
- 4 一般競争入札参加資格確認委員会 議案
- 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書
- 6 入札経過調書
- 7 工事請負契約書（表紙）
- 8 低入札価格審査議案兼審査書
- 9 低入札価格技術調査報告書

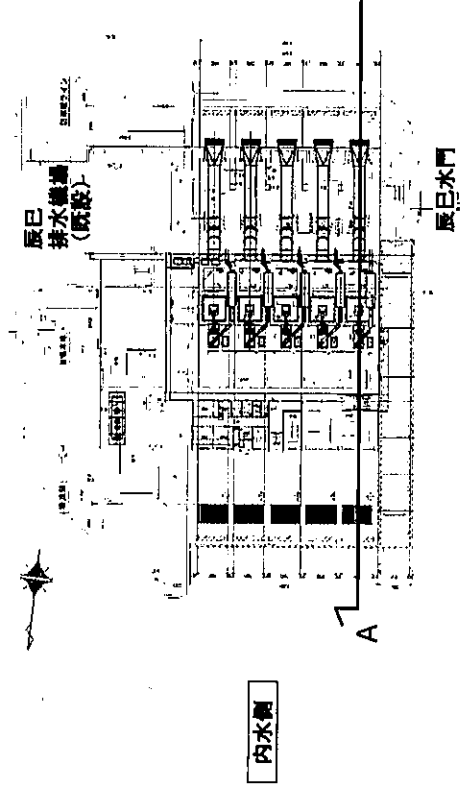
# 「平成29年度辰巳排水機場（再整備）ポンプ設備製作据付工事」の概要

東京港海岸保全施設整備計画に基づき、地震・津波・高潮対策を目的として、辰巳排水機場の再整備を行う。本工事は、江東区辰巳一丁目地先の辰巳運河内に、新たに建設する排水機場のポンプ設備等の製作・据付を行うものである。

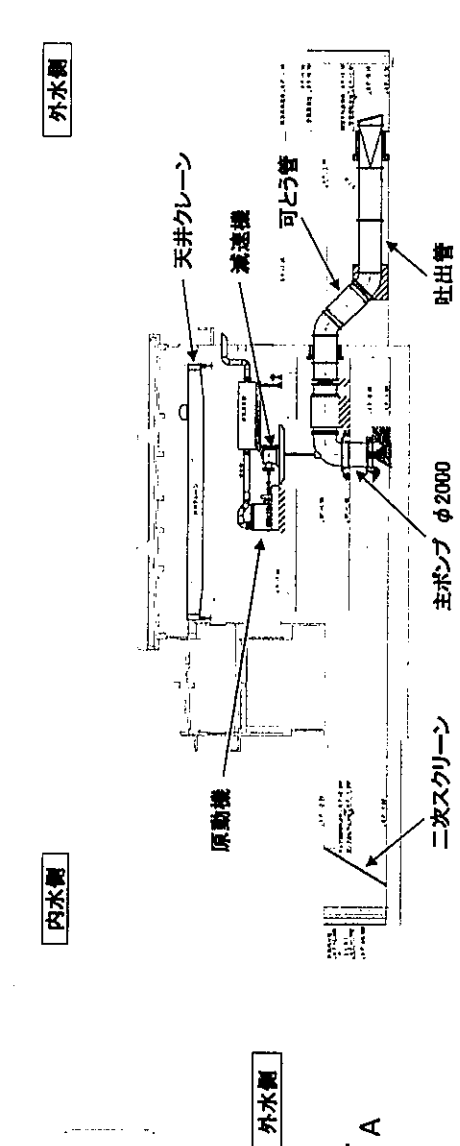
○工事概要  
 ポンプ設備製作据付工事 一式  
 (1) 排水ポンプ φ2000×114 m<sup>3</sup>/s×4.5m 5台 一式  
 (ティーンゼル機関駆動立軸軸流ポンプ)  
 (2) 附帯設備  
 ○施設概要  
 排水量 : 57 m<sup>3</sup>/s (現行は辰巳:48m<sup>3</sup>/s、砂町36m<sup>3</sup>/s)  
 建物延べ面積: 約1,800m<sup>2</sup>(RC造3階建)  
 ○工事場所 東京都江東区辰巳一丁目地先  
 ○予定価格 3,505,898,160円  
 ○契約金額 2,613,060,000円  
 ○契約相手 株式会社日立製作所  
 ○工期 平成29年6月7日から 平成32年3月10日まで



平面図



A-A 断面



## ○事業スケジュール

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
調査	測量調査・地質調査						
設計	基本設計	実施設計					
工事			H27土木工事	H28土木工事			
			ポンプ設備製作据付工事				
			土木工事・建築工事・機械設備工事・電気設備工事				

# 発注予定表

項目	項目内容		
契約番号	28-00862		
業種	業種	4400:ポンプ据付け	
	希望受付業種1	4400:ポンプ据付け	
	希望受付業種2		
	希望受付業種3		
件名	【電子】平成29年度辰巳排水機場(再整備)ポンプ設備製作据付工事		
履行場所	東京都江東区辰巳一丁目地先		
概要	ポンプ設備製作据付工事 一式 1 排水ポンプ(ディーゼル機関駆動立軸軸流ポンプ) φ2,000×11,4m3/s×4.5m 5台 2 附帯設備 一式		
履行期間	契約確定の日から平成32年 3月10日まで		
契約方法	一般競争入札		
予定価格(税込)	3,505,898,160円		
発注等級			
受付等級	順位格付		
その他	契約後VE対象、建設リサイクル法対象		
入札説明会開催日時			
入札説明会開催場所			
公報登載日	平成29年 2月17日		
開札予定日時	平成29年 4月 6日 9時30分		
希望申請期間	平成29年 2月27日 9時00分から平成29年 3月 3日 16時00分まで		
希望申請場所			
希望申請要件1	要件については添付ファイル「入札説明書」のとおり		
希望申請要件2			
希望申請要件3			
希望申請要件4			
希望申請要件5			
希望申請要件6			
希望備考	受付時間は、平成29年2月27日(月)から同年3月3日(金)までの毎日、午前9時から午後6時まで(同年3月1日(水)以降は、午前8時から午後9時まで。ただし、最終日は午後4時まで)		
担当局部課	財務局経理部契約第一課		
担当者	土木担当		
連絡先	03-5388-2624 内線番号:26-165		
発注予定備考	別紙「発注予定表 発注予定備考」のとおり		



## 発注予定表 発注予定備考

- 調査基準価格は新基準(平成28年8月1日改正)で算定し、予定価格の7/10以上で設定する。詳細は別添「最低制限価格及び調査基準価格の算定基準の改正について」のとおり。
- 公表した予定価格は、修正する場合がある。その場合は、「一般競争入札参加資格確認結果通知書」に、修正後の予定価格を記載する。
- 本案件は「契約手続期間の短縮について(試行)」の対象案件である。資格確認通知時には原則図面、積算内訳書等を添付しないため、公表時のものを使用すること。
- 本案件は「低入札価格調査制度に係る調査マニュアル3(1)(b)により、特に指定された案件である。詳細は別添「低入札価格調査制度に係る調査マニュアル3(1)(b)による基準の設定について」のとおり。
- 本案件は労働条件等に関する特別調査の対象案件である。調査対象工事に選定された場合は調査へ協力すること。詳細は別添「『低入札価格調査対象工事に係る特別調査』の対象拡大について」のとおり。
- 下請契約を締結する時は、法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めること。また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めること。(受注者の責務について(公共工事の品質確保の促進に関する法律第8条))
- 資格確認通知予定⇒平成29年3月7日
- 起工部署 港湾局

# 入 札 説 明 書

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業 種 ポンプ据付け
- (2) 工事件名 平成 29 年度辰巳排水機場(再整備)ポンプ設備製作据付工事
- (3) 工事場所 江東区辰巳一丁目地先
- (4) 工事概要 ポンプ設備製作据付工事 一式
  - ア 排水ポンプ(ディーゼル機関駆動立軸軸流ポンプ)  $\phi 2,000 \times 11.4 \text{ m}^3 / \text{s} \times 4.5 \text{ m}$  5 台
  - イ 附帯設備 一式
- (5) 工 期 契約確定の日から平成 32 年 3 月 10 日まで
- (6) 予定価格 3,505,898,160 円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 本案件は電子入札対象案件であるので、入札に係る手続は東京都電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)により行うこと。電子入札の運用は、東京都が定めた東京都電子入札等運用基準(建設工事等)(平成17年2月1日付16財経一第2768号。以下「運用基準」という。)による。ただし、電子調達システムにより難しく、紙による手続を行おうとする者は、運用基準第7による申請を行い、東京都の承認を受けなければならない。
- (8) 本案件は、低入札価格調査制度の対象案件である。
- (9) この工事は、契約締結後に施工方法等についてVE提案を受け付ける契約後VEの対象工事である。
- (10) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (11) この工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第8条に基づき、受注者の責務が定められた工事である。この工事の施工に当たり下請契約を締結するときは、法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めなければならない。

また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の(1)及び(2)に該当し、かつ、3又は4により事前にこの入札に参加する資格があることの確認を受けた者が、この入札に参加することができる。ただし、入札書提出までの間に、次の(1)アからオまでのいずれかの事項に該当した場合は、入札参加資格を取り消す。

(1) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号。以下「指名停止等取扱要綱」という。)に基づく指名停止期間中の者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始の申立てをしたとき又は手形若しくは小切手が不渡りになったとき(以下「経営不振の状態」という。)等。ただし、東京都が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。

エ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「暴力団等対策措置要綱」という。)第5条第1項の規定による排除措置期間中の者

オ この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者(東京都建設工事等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に当たる者)

(2) 次のア及びイの要件を満たすこと。

ア 平成27・28年度東京都建設工事等競争入札参加有資格者で、業種44のポンプ据付け(以下「ポンプ据付け」という。)に格付されていること。

また、平成29・30年度東京都建設工事等競争入札参加資格申請におけるポンプ据付けへの登録が完了している者であること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に定める経営事項審査(直近で、かつ、申請日時点で有効なもの。以下「経審」という。)において、機械器具設置の総合評定値が1,200点以上であること。

### 3 電子入札により参加を申請する場合の競争入札参加資格確認申請

(1) この入札に電子入札により参加を申請する者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を電子調達システムにより提出して、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 申請書を提出する際は、次のアからカまでの必要書類を原則としてファイル化して申請書送信時に添付することとし、これにより難しい場合は(3)イに従い紙により提出すること。

なお、内容に虚偽の記載があった場合については、指名停止等取扱要綱別表5の虚偽記載に該当し、指名停止措置等の対象となる。

ア 東京都以外の団体による指名停止履歴一覧表(別紙1)

イ 東京都発注工事の履行状況一覧表(別紙2)

ウ 公正取引委員会立入検査状況一覧表(別紙3)

エ 工事事務履歴一覧表(別紙4)

オ 経審の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(直近で、かつ、申請日時点で有効なもの)の写し

カ 配置予定技術者については、次のとおりとする。

(ア) 配置予定技術者として監理技術者を配置する場合は「監理技術者資格者証」の両面の写し及び過去5年以内に監理技術者講習を修了したことが分かる書類の写しを、主任技術者を配置する場合は雇用を確認できる書類及び工事業種に対応する資格証の写し又は実務経験に係る書類を提出すること。

(イ) 本案件の配置予定技術者は、工場製作の技術者とする。

(ウ) 配置予定技術者については、本契約締結前まで変更することができる。ただし、調査基準価格を下回る入札を行った者については、低入札価格調査時以降、変更することはできない。

なお、配置予定技術者の変更に当たっては、工事希望票兼予定監理技術者等調書及び(ア)の書類を提出すること。

(エ) 配置予定技術者は、申請書提出日において、雇用の期間が3か月以上あること。

なお、配置予定技術者を変更する場合においても同様とする。

(オ) 配置予定技術者は営業所の専任技術者でないこと。

(カ) 本案件は主たる工種が工場製作である工事であるため、低入札価格調査制度の改正に伴う技術者の増員配置について(平成21年3月27日付20財経総第2154号)に基づき、配置予定技術者については増員配置としないものとする。

(3) 申請書及び必要書類(以下「申請書等」という。)は、次のとおり受け付ける。

ア 申請書は、平成29年2月27日(月)から同年3月3日(金)までの毎日、午前9時から午後6時まで(同年3月1日(水)以降は、午前8時から午後9時まで。ただし、最終日は午後4時まで)、電子調達システムにより受け付ける。

イ 申請書提出時に添付できなかった必要書類は、原則として郵送(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)により、次のとおり受け付ける。

(ア) 期間 平成29年2月27日(月)から同年3月3日(金)まで

(イ) 宛先 〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都財務局経理部契約第一課 担当 河野 電話 03-5388-2624(ダイヤルイン)

(4) 別紙1から別紙4までの用紙は、次のとおり配布する。

ア 期間 公告の日から平成29年3月3日(金)までの東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1項に規定する東京都の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎15階南側 東京都財務局経理部契

約第一課 担当 河野 電話 03-5388-2624(ダイヤルイン)

ウ イで配布するほか電子調達システムの入札情報サービスに掲載する。

- (5) この入札に参加する資格の確認結果は、(3)アの期間に申請をした者に対して、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

なお、この入札に参加する資格がないとされた者については、同通知書にその理由を付記する。

#### 4 紙入札により参加を申請する場合の競争入札参加資格確認申請

- (1) あらかじめ1(7)ただし書の承認を受け、紙入札によりこの入札に参加する者は、東京都が定めた競争入札参加資格確認申込書(以下「申込書」という。)を提出して、参加する資格があることの確認を受けなければならない。

- (2) 申込書を提出する際は、3(2)の必要書類を提出し、又は提示しなければならない。

- (3) 申込書及び必要書類(以下「申込書等」という。)は、次のとおり受け付ける。

なお、申込書等は持参すること。

ア 期間 平成29年3月1日(水)から同月3日(金)までの毎日、午後1時30分から午後4時まで

イ 場所 3(4)イに同じ。

ウ その他 平成27・28年度東京都受付票を必ず持参すること。

- (4) 申込書及び別紙1から別紙4までの用紙は、次のとおり配布する。

ア 期間 3(4)アに同じ。

イ 場所 3(4)イに同じ。

- (5) 工事希望票兼予定監理技術者等調書は、次のとおり販売する。

ア 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 都民広場地下 弘済会アシスト 電話  
03-5381-6335(ダイヤルイン)

イ 営業時間 休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

- (6) この入札に参加する資格の確認結果は、(3)アの期間に申請をした者に対して、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

なお、この入札に参加する資格がないとされた者については、同通知書にその理由を付記する。

#### 5 契約条項等に関する事項

- (1) 契約条項を次のとおり縦覧に供する。

ア 期間 3(4)アに同じ。

イ 場所 3(4)イに同じ。

- (2) 設計概要書を次のとおり縦覧に供する。

ア 期間 3(4)アに同じ。

イ 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎9階南側 東京都港湾局総務部財務課 担当 森口 電話 03-5320-5532(ダイヤルイン)

(3) 3(5)又は4(6)の通知により、この入札に参加する資格があると確認された者については、一般競争入札参加資格確認通知日から平成29年4月6日(木)までの間、図面及び仕様書を貸与する。

## 6 入札手続等

(1) 電子入札による入札書の提出及び入札期間 3(5)の通知を受けた日から平成29年4月5日(水)までの土曜日を除く毎日、午前8時から午後9時まで(ただし、最終日は午後4時まで)に、電子調達システムにより提出すること。

なお、平成29年3月31日(金)については、電子調達システムのシステム停止により入札書の提出ができないため留意すること。

(2) 紙入札による入札の日時及び場所等

ア 持参日時 平成29年4月5日(水) 午後4時

イ 持参場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎北側4階 第2入札室

ウ 郵便(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)による場合の入札書の受領期限及び宛先

(ア) 受領期限 平成29年4月5日(水) (必着)

(イ) 宛先 3(3)イ(イ)に同じ。

(3) 開札の日時・場所

ア 日時 平成29年4月6日(木) 午前9時30分

イ 場所 (2)イに同じ。

(4) 入札に際しては、東京都が定めた[電子入札用]工事請負等競争入札等参加者心得(その2)(平成17年2月1日付16財経一第2771号)又は工事請負等競争入札等参加者心得(その2)(昭和40年8月18日付40財経一第15号)(以下「入札心得」という。)の内容をよく確認すること。

(5) 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札し、積算内訳書の記載内容の確認を受けた者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者で、積算内訳書の記載内容の確認を受けた者を落札者とする。

(6) 次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札について不正の行為があったとき。

イ 虚偽の申請を行った者のした入札

ウ 積算内訳書をあらかじめ作成していない者又は東京都が提出を求めた際提出しない者の

した入札

エ その他、入札心得に違反したとき。

(7) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 入札に参加する資格があると確認された者は、その見積もった金額の 100 分の 3 以上の入札保証金を開札前までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイの場合については、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札に参加する者が、保険会社との間に東京都を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札前にその保険契約に係る保険証券を東京都に提出したとき。

イ 一般競争入札参加資格確認結果通知書において、入札保証金の納付を要しないものとされたとき。

(9) 入札書には、自己の見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載する。落札決定は、この金額に 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額(この金額に 1 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)により行う。

(10) 開札は、入札者を立ち合わせて行う。入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない東京都職員を立ち合わせる。

(11) 入札において落札者とされた者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次のアからウまでのいずれかの場合については、契約保証金の納付を免除する。

ア 落札者とされた者が、保険会社との間に東京都を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、契約締結前にその保険契約に係る保険証券を東京都に提出したとき。

イ 落札者とされた者が、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社との間に、東京都を被保証者とする保証契約を締結し、契約締結前にその保証契約に係る保証証券を東京都に提出したとき。

ウ 一般競争入札参加資格確認結果通知書において、契約保証金の納付を要しないものとされたとき。

なお、低入札価格調査を行って落札者となった場合は、契約保証金の納付が免除となる者であっても、ア又はイの場合を除き、免除としない。

(12) 平成 29 年度予算が平成 29 年第一回東京都議会定例会で可決された後に、本案件の開札を執行する。

(13) 落札者決定後、落札者と仮契約を締結し、この契約議案が平成 29 年第二回東京都議会定例会で可決された後に本契約を締結する。

(14) 落札者が、仮契約締結後、本契約締結までの間に指名停止等取扱要綱別表各号に掲げる取

扱要件の一に該当する場合又は暴力団等対策措置要綱第5条第1項の規定による排除措置を受けたときは、締結した仮契約を解除することがある。

- (15) 前払金は、東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号。以下「規則」という。)第44条第1項の規定により、契約金額が36億円未満の場合は40%(3億6千万円を限度とする。)を支払い、契約金額が36億円以上の場合は10%を支払う。

なお、規則第44条の3第1項の規定により中間前金払を行う場合は、契約金額が36億円未満の場合は20%(1億8千万円を限度とする。)を支払い、契約金額が36億円以上の場合は5%を支払う。

- (16) この入札における競争入札参加資格の確認その他の手続に関しては、特定調達契約に係る苦情処理手続(平成14年3月19日付13財経総第1719号決定)により、東京都入札監視委員会(連絡先: 東京都財務局経理部総務課 電話 03-5388-2607(ダイヤルイン))に対して苦情を申し立てることができる。

## 7 競争入札参加資格審査

- (1) 東京都における平成27・28年度東京都建設工事等競争入札参加資格のない者で、この入札への参加を申請する者は、平成29年2月24日(金)までに建設工事等競争入札参加資格の審査申込書等を提出し、申請書等又は申込書等の提出時まで審査を完了させ、平成27・28年度東京都建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されなければならない。

また、平成27・28年度東京都建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、入札参加を希望する業種に格付されていない者については、平成29年2月24日(金)までに再審査申請を行い、申請書等又は申込書等の提出時まで当該業種に格付されなければならない。

- (2) (1)の審査に関する詳細については、東京都公報特定調達公告版(平成28年3月31日付特定調達第2421号)第1号及び第2号を参照のこと。

- (3) (1)の審査に関する問合せ先 東京都財務局経理部契約第一課資格審査担当 電話 03-5388-2622(ダイヤルイン)

## 8 その他

- (1) 入札公告及びこの入札説明書に定めた書類の作成等に要する費用は、申請する者の負担とする。

また、申請のために提出された書類は返却しない。

- (2) この契約事務の担当部署 3(4)イに同じ。



第1回 入札経過調書

		公印照合	押印	文書番号	28財産一第3552号
		(印)	(印)	契約番号	28-00862
				開札日時	平成29年04月06日 09時30分
				開札場所	第二入札室(都庁第一本庁舎北側4階)
				予定価格	3,505,898,160円
件名	平成29年度辰巳排水機場(再整備)ポンプ設備製作据付工事				
落札者	株式会社日立製作所	落札	74.5%		
住所	東京都豊島区東池袋四丁目5番2号	金額	2,613,060,000円		
	入札者氏名	入札金額	備考		
1	株式会社日立製作所	2,419,500,000円			
2	株式会社電業社機械製作所	2,418,800,000円	低入札(特別重点)調査実施調査票等の提出がなかったため落札者としません		
3	株式会社西島製作所	2,420,200,000円			
4	あきら株式会社	2,424,800,000円			
5	株式会社第一テクノ	2,425,500,000円			
6	株式会社クボタ	2,429,000,000円			
7	株式会社フソウ	2,445,000,000円			
8	株式会社荏原製作所	2,473,500,000円			
9	株式会社鶴見製作所	2,516,000,000円			
10	株式会社守谷商会	3,033,000,000円			
記事	履行場所 工事概要	<p>東京都江東区辰巳一丁目地先 ポンプ設備製作据付工事 一式</p> <p>1 排水ポンプ(ディーゼル機関駆動立軸軸流ポンプ) φ2,000×11.4m3/s×4.5m 5台</p> <p>2 附属設備 一式</p> <p>工 期 契約確定の日から平成32年3月10日まで</p> <p>(株)電業社機械製作所、(株)日立製作所、(株)西島製作所、あきら(株)、(株)第一テクノ、(株)クボタ、(株)フソウ、(株)荏原製作所、(株)鶴見製作所の入札については、調査基準価格を下回る入札をしたため、落札の決定を保留し、21財経総第1147号通知に基づき調査を実施した。</p> <p>調査の結果、当該入札価格により、契約の内容に適合した履行がなされると認められたので、平成29年4月26日付で、(株)日立製作所を落札者と決定する。</p>			

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。  
 落札金額は、入札金額に記載してある金額に100分の8に相当する金額を加算したものである(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)

第1回 入札経過調書

		公印照合	押印	文書番号	28財経一第3552号
				契約番号	28-00862 /
				開札日時	平成29年04月06日 09時30分
				開札場所	第二入札室(都庁第一本庁舎北側4階)
				予定価格	3,505,898,160円 /
件名	平成29年度辰巳排水機場(再整備)ポンプ設備製作据付工事				
落札者	株式会社日立製作所	落札	74.5%		
住所	東京都豊島区東池袋四丁目5番2号	金額	2,613,060,000円		
	入札者氏名	入札金額		備考	
11	荏原商事株式会社	3,125,000,000円			
12	株式会社スガテック	辞退			
13	荏原実業株式会社	辞退			
<p>記事</p> <p>履行場所 東京都江東区辰巳一丁目地先              工事概要 ポンプ設備製作据付工事 一式              1 排水ポンプ(ディーゼル機関駆動立軸軸流ポンプ)              φ2,000×11.4m<sup>3</sup>/s×4.5m 5台              2 附属設備 一式              工 期 契約確定の日から平成32年3月10日まで              (株)電業社機械製作所、(株)日立製作所、(株)晋島製作所、あきら(株)、(株)第一テク              ノ、(株)クボタ、(株)フクウ、(株)荏原製作所、(株)豊島製作所の入札については、調査基              準価格を不回る入札をしたため、落札の決定を保留し、21財経総第1147号通知に基づき調査              を実施した。              調査の結果、当該入札価格により、契約の内容に適合した履行がなされると認められたの              で、平成29年4月26日付で、(株)日立製作所を落札者と決定する。</p>					

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。  
 落札金額は、入札金額に 記載してある金額に100分の 8 に相当する金額を加算したものである(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)

平成29年4月19日  
港 湾 局

## 低入札価格技術調査報告書

### 1 工事件名

平成29年度辰巳排水機場（再整備）ポンプ設備製作据付工事

### 2 相手先

株式会社日立製作所（以下「㈱日立製作所」という。）

### 3 調査目的

低入札価格調査制度に該当した入札を行った上記相手先が、契約内容に適合した履行をなさない恐れがあるか否かを判断するために実施する。

### 4 報告事項

#### (1) 積算能力について

設計数量については、発注に際して配布した特記仕様書、設計図面、工種別内訳書から算出可能であり、入札価格についても、東京都の積算基準及び設計単価表が公表されていることから、これらにより見積価格を適切に算出することが可能である。

低入札価格調査資料及びヒアリング結果から、㈱日立製作所は、既設の辰巳排水機場に排水ポンプ設備を納入しており、しゅん功から現在に至るまで整備等に携わっていることから、辰巳排水機場の特性や周辺状況について熟知している。

また、今回の積算において改めて現地周辺状況の調査・再確認を行っていることから、工事の品質と安全性が確保可能な数量、工数を用いて算出していることが確認でき、積算能力に関して問題はないものと判断される。

#### (2) 低価格で積算されている事項とその理由について

##### ア 直接製作費について

機器単体費を低価格で積算している理由は、購入品である主配管、可とう管、逆流防止弁、吐出弁、原動機、減速機、管内クレーン、天井クレーンについては、本工事と同時期に受注している他のポンプ設備工事に含まれるそれぞれの機器と合わせて大量一括購入する事により、購入価格の低減を図っているとの回答であった。

機器購入先であるメーカーにおいて、大量受注によって工場生産工程が計画的にできるため、作業量の平準化による工場稼働率向上が図られ、コストダウンが図られるものであるとの回答を得た。

また、㈱日立製作所で製作する主ポンプについては、本工事と同時期に受注している他のポンプ設備工事の主要部材と合わせて大量一括購入する事により、費用の低減を図ることが出来ること。並びに、同一ポンプ5台製作による設計費及び機械加工費・工場試験費削減、製作作業量の平準化による工場稼働率の向上、工場管理費削減による原価低減を図ることが出来るとの回答を得た。

現場施工を行う下請会社に対しては、現地調査の資料や写真を提供し、事前協議を実施した上で下請会社が数量、必要工数等を検討している。さらに、その数量について㈱日立製作所でその妥当性を精査し、工事の品質と安全性が確保可能な数量、工数である事を確認しているとし、取引会社及び下請会社に負担を強いることは無い、との回答を得た。

なお、落札者として決定した場合、事後に下請会社への支払い状況を都が確認することについても、協力するとの同意を得た。

#### イ 間接工事費について

##### ・ 共通仮設費

共通仮設費として、(1)機材の搬出入等の運搬費、(2)着手前測量、片付け等の準備費、(3)安全費、(4)電力、用水等の役務費、(5)品質、出来形管理等の技術管理費、(6)現場事務所等の営繕費など、工事を確実に履行する上で必要な経費を洩れなく計上している。

##### ・ 現場管理費

現場管理費として、(1)事務所消耗品等、(2)通信費、旅行費等、(3)労災保険料、(4)建退共負担額、(5)安全衛生費、(6)安全訓練費、(7)外注経費、(8)工事登録費、(9)産業廃棄物収集運搬・処分費、(10)その他雑費など、現場管理する上で必要な費用を洩れなく計上している。

##### ・ 一般管理費

一般管理費の構成として、従業員給料手当及び退職金、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力・用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費、雑費等を計上しており、各項目については、本工事では必要最低限の経費を回収する金額としているとの回答を得た。

本工事においては、経営判断により必要最低限の経費を回収することにしており、本工事で計上していない役員報酬や研究調査費、広告宣伝費、交際費、寄付金、試験研究費償却、開発費償却、福利厚生費などの費用については本工事以外から回収を予定しているとの回答を得た。

#### (3) 施工体制について

本工事の配置予定技術者は、本工事と同様に、工期末が決まっている中で別途土木・建築工事等、関連工事との輻輳がある工事の現場代理人兼管理技術者として従事し、無事工期内に完了した際には工事評点85点の高い評価を得ているとの事であり、本工事においても品質・工程・安全管理において適切な対応が可能であること

を確認した。

品質管理について、㈱日立製作所で製作する主ポンプについては、設計・検査・検収の各段階において書類のレビューを行うと共に、実績による各種検査を行い品質管理すること。また、購入品については、品質保証部が認定した取引業者のみから購入すること。さらに、購入品の設計・検査・検収の各段階において書類のレビューを行うと共に、必要な場合は立会い検査を行い、品質を管理するとの回答を得た。現場作業においては、据付段階毎に監理技術者による確認を行い、品質保証部による試運転確認を実施することで品質を管理することとしており、受注者として責任を持って管理するとの確約を得た。

工程管理については、週間工程表や月間工程表を使用したリアルタイムの工程管理の実施や、作業状況に応じて工事工程の見直し、組み換えを適宜行う等することで、工期を遵守することを確認した。また工程が遅れた場合は、工事工程の見直しや、作業員の増員を行うことで、工程遅延を解消するとの確約を得た。

安全管理については、関連工事との輻輳作業となるため、上下作業や重機等との接触災害が起らないよう、工事工程や作業場所の調整を密に行うこと。また、海上での作業は、作業員へのライフジャケットの着用徹底と緊急時の救命具（浮き輪等）の常設を行うこと。並びに、工事車両が入る際に、周辺の学校や公園を利用する住民の安全を考えた施工を行うように考えているとの回答を得た。

本工事での安全管理は、現場代理人を中心に、㈱日立製作所施工サービス部及び人事総務部安全グループによるバックアップを行うこと。現場での安全管理項目は、日々の安全活動として、(1)作業指示書による作業内容、安全事項の指示、(2)朝礼、(3)リスクアセスメント KYK による危険予知活動、(4)始業前点検、(5)現場代理人による安全巡視（2回/日以上）などを行うこと。また、日々の活動に加えて、災害防止協議会の開催や安全教育・訓練の実施等を行い、安全担当部署による安全パトロール（1回/月）や現地安全教育を行うことを確認した。

新規入場者に対しては、入場時に現場状況や作業内容についての教育を現場代理人により実施し、ワッペンをヘルメットに貼り、周囲への注意喚起を行うとの回答を得た。

夜間・休日・休工時の緊急連絡体制表を関係各署に配布し、連絡が取れるようにし、緊急時には、池袋事務所から一次対応に駆けつけるとともに土浦事業所からも施工サービス部及び人事総務本部安全グループによるバックアップを行い、現場代理人と共に、事故等の発生状況の確認・対応及び再発防止対策を実施することを確認した。

海上作業においては、船舶への安全対策について別途関連工事にて警戒船による警戒を行うため、連携をとりながら施工し、クレーン付台船による作業を行う際は、事前に水域利用各団体への連絡および工事内容の周知を行うこと。また、台船を夜間工事区域内に停泊する場合は、四隅に点滅灯を設置することを確認した。

また、港湾局で実施する、工事安全委員会や安全パトロールの際は、協力頂けるとの同意を得た。

## 5 考察

直接製作費は、当局の積算と比較して特に価格差の大きい機器単体費について、直近他工事からの大量一括購入によるコストダウンによるものであり、仕様のレベルダウンや、品質低下によるものではなく、発注仕様を満たしたものであると考えられる。

同じく価格差の大きい間接工事費について、一般管理費については、経営判断により必要最低限の経費を回収することとしているが、共通仮設費、現場管理費については、必要経費が全て計上されており、本契約の履行上支障はないと考えられる。

施工体制について、予定している監理技術者は、ポンプ設備や換気設備等設備工事の施工経験が豊富であると判断できる。

品質管理について、受注者として責任を持って管理するとの確約を得ている。

工程管理については、随時見直し、作業員の増員を行うことにより、工期を厳守するとの確約を得た。

安全管理については、関連工事との調整、海上作業での対応方法を確認し、周辺状況を鑑みた安全施工を行うことを確認した。

下請会社については、長年の取引実績のある会社を下請会社を選定しており、適正な体制であると考えられる。なお、下請会社への支払いについて、支払い状況を調査することに同意を得ており、不当な負担を強いることはないと考えられる。

従って、今回の低入札価格でも、施工体制・品質・工程・安全管理等に問題はなく、契約の適正な履行が可能であると判断する。

「入札価格の内訳書」調査方法（技術面からの調査項目）

調査項目	ヒアリング事項	確認事項（契約書・特記仕 様書・仕様などによる）	点検・判定
価格差の大きい直接工事費	ヒアリング事項 差の大きい工種について種 別の工種を詳細に	確認事項（契約書・特記仕 様書・仕様などによる）	点検・判定
計上されていない項 目の確認	別の工種、単価、積算率 分に含んでいないかなど	入札額の積算上含んで いない工種について も、実施の必要がある こと	0. 工種に抜け落ちがあり、自社の努力により施工の意思がない 1. 工種に抜け落ちがあるものの、自社の努力により施工の意思が確認できた ② 工種に抜け落ちがない
数量の確認	差の大きいものについて数 量算出の根拠	数量算出にミスがあっ ても、契約図面の所 定数量で実施する必要 があること	0. 数量算出にもれ落ちがあるもの、自社の努力による施工の意思が確認できた ① 数量算出にもれ落ちはない ② 数量算出にもれ落ちはない
材料等の仕様確認	設計や標準仕様と異なる材 料で積算していないか	契約上の仕様と適合す る材料を使用する必要 があること	0. 材料等の仕様が異なっており、発注設計通りの材料等を使った施工の意思がない 1. 材料等の仕様が異なっているが、自社の努力により発注設計通りの材料等を使った施工の意思が確認できた ② 材料等の仕様は、発注設計と適合している
材料との単価確認	単価設定の根拠	契約上の仕様と適合す る材料を使用する必要 があること	0. 設定単価が著しく低く、算出根拠が不明瞭で合理的な理由がないなど資材販売店等への不払いや品質悪化の可能性が高い ① 設定単価が著しく低いもの、算出根拠が明確で合理的な理由があるなど自社の努力により適正に施工する意思が確認できた 2. 材料単価の算出根拠が明確であり適正である
労務単価の確認	単価設定の根拠	労務不払い等しない こと、雇退共制度を活 用すること	0. 労務単価の設定が法定最低賃金を下回っており、不払いや下請け回きの可能性が高い 1. 労務単価の設定は低いものの、合理的な理由があるなど自社の努力により適正に施工する意思が確認できた ② 労務単価の設定は適切である
歩掛かりの確認	歩掛かり設定の根拠	労働標準法を厳格に遵 用し、工期、工期 を厳守すること、現場 労働への不払い等を行 わないこと	0. 歩掛かりが低く、その合理的な理由がない 1. 歩掛かりが低いものの、機械化の推進など合理的理由があるなど自社の努力により施工する意思が確認できた ② 歩掛かりは十分見ている
工法・機械の確認	設計で指定している工法、 設定工法、標準工法を予定 しているか	契約上の工法に準ずる必 要があること、使用料 の必要な工法の場合も あること	0. 入札積算の算定工法が発注設計と異なっており、その工法での施工は困難である 1. 設定工法が異なっているが、想定工法で施工が可能である。または、発注設計工法での施工の意志が確認できた ② 発注設計工法を想定している
副産物処分費の確認	発生品目、搬出先予定、運 搬業者予定、処分量の見込 み	必ず適正な処分を行う 必要があること	0. 処分費等をほとんど積算しておらず、適正な処分ができていない 1. 処分費等は積算しているが、発生量や受け入れ単価の想定が不十分であるが、自社の努力により適正に施工する意思が確認できた ② 十分な処分費を積算している
計算ミスのチェック	足し算、かけ算、教養・単 価のけた間違いなどを チェックし、間違いがあれ ば、指摘	入札額の算出にミスが あっても、契約上の内 容を履行する必要があ ること	0. 計算ミスがあり、施工の意思がない 1. 計算ミスはあるものの、契約通りの内容での施工ができる意思が確認できた ② 計算ミスはない
間接工事費の積算			
共通仮設費の確認	共通仮設費積算の根拠、理 備工、安全対策工等の実施 予定	東京都工事標準仕様書 等に準ずる必要があるこ と、必要安全対策等 を実施すること	0. 十分な共通仮設費を積算してなく、必要な共通仮設費を行っていない 1. 十分な共通仮設費を積算していないが、安全対策等必要な措置をとることなど標準仕様書に則った施工の意思が確認できた ② 十分な共通仮設費を積算しており、安全対策等必要な措置をとることなど工事標準仕様書に則った施工ができる
現場管理費の確認	現場管理費率設定の根拠	補償、工事カルテ登 録、発注未加入、現務 管理に携わる従業員へ の支払いなど必要な現 場管理を実施すること	0. 十分な現場管理費を積算してなく、従業員への支払いなどを必要ない程度に抑えている 1. 十分な現場管理費を積算していないが、自社の努力により必要な措置をとり施工する意思が確認できた ② 十分な現場管理費を積算している
一般管理費の確認	一般管理費等の取捨定の根 拠	一般管理費等には、企 業活動上必要な経費お よび附加利益が含まれ ていること	0. 十分な一般管理費を積算しておらず、一般管理費等の内容も不明瞭ではない。または、経費状況等からみてその一般管理費等 の額での営業継続は困難と思われる。下請けや資材販売店、現場従業員への不払い等の可能性が高い。 1. 十分な一般管理費を積算してはいるが、自社の努力で対応する意思と経費力がある ② 十分な一般管理費を積算している

判定手順	対応
上記調査項目より順次行う。 0...一つでもあれば、適正な履行が行われない 恐れがある 最重点調査の実施（以下の調査項目につい て実施） 1...施工可能な理由をヒアリングし、自社の努力に よる要因かを判断し、積算がとれた段階で 次の調査項目へ進む 2...次の調査項目へ進む	対応